



小規模保育事業
事業所内保育事業

子ども・子育て支援新制度における
事業者向け説明会
(平成28年度変更点等)

[資料 I]

平成28年3月22日(火) 18:30~21:00

横浜市開港記念会館 講堂

こども青少年局保育・教育運営課

目次

【資料Ⅰ】

1	支給認定（現況確認）について	1
2	連携施設の設定について	5
3	地域型保育事業から連携施設への進級について	11
6	補足給付事業について	17
7	利用料（保育料）について	24
8	延長保育事業について	25
9	請求事務について	35
10	休日保育について	46
11	一時保育について	59
12	実地検査の実施状況等について	84

【資料Ⅱ】 （別冊の資料Ⅱをご覧ください）

- 4 公定価格及び向上支援費について
- 5 処遇改善等加算と職員処遇改善費について

現況確認について

1 概要

2・3号認定保護者は、毎年、認定有効期間内において、保育の必要性の事由の状況を確認するために、証明する書類を市町村に届け出なければなりません。(子ども・子育て支援法第22条、施行規則第9条)

また、利用料については、市民税の賦課決定時期が6月であり、直近の所得の状況を反映させる観点から、9月1日に切り替えとなります。(平成27年3月31日三府省通知)

平成27年度からは、利用料の切り替えに合わせ、6月頃までに挙証書類の提出を求め、保育の必要性の事由の状況確認を6～8月にかけて行い、その結果を、新年度の利用料と併せて、8月末までに保護者及び施設・事業者宛に通知します。

このように保育の必要性の事由の状況を確認することを「現況確認」と呼びます。

なお、平成26年度まで行っていた「継続手続き」はこの現況確認の実施に伴い、実施は不要となりました。

2 現況確認対象者

現況届出書及び挙証証明書の提出が必要

対象者は、年度当初に施設・事業を利用している児童です。

新規利用開始の方を含みますが、二次利用調整以降に新規で申請して利用した方は雇用証明書等を提出した直後であることから、現況届出書のみの提出となります。

3 現況確認によって変更となる項目

現況確認によって、平成28年9月から、利用者の認定について、下記の項目が変更となる場合があります。

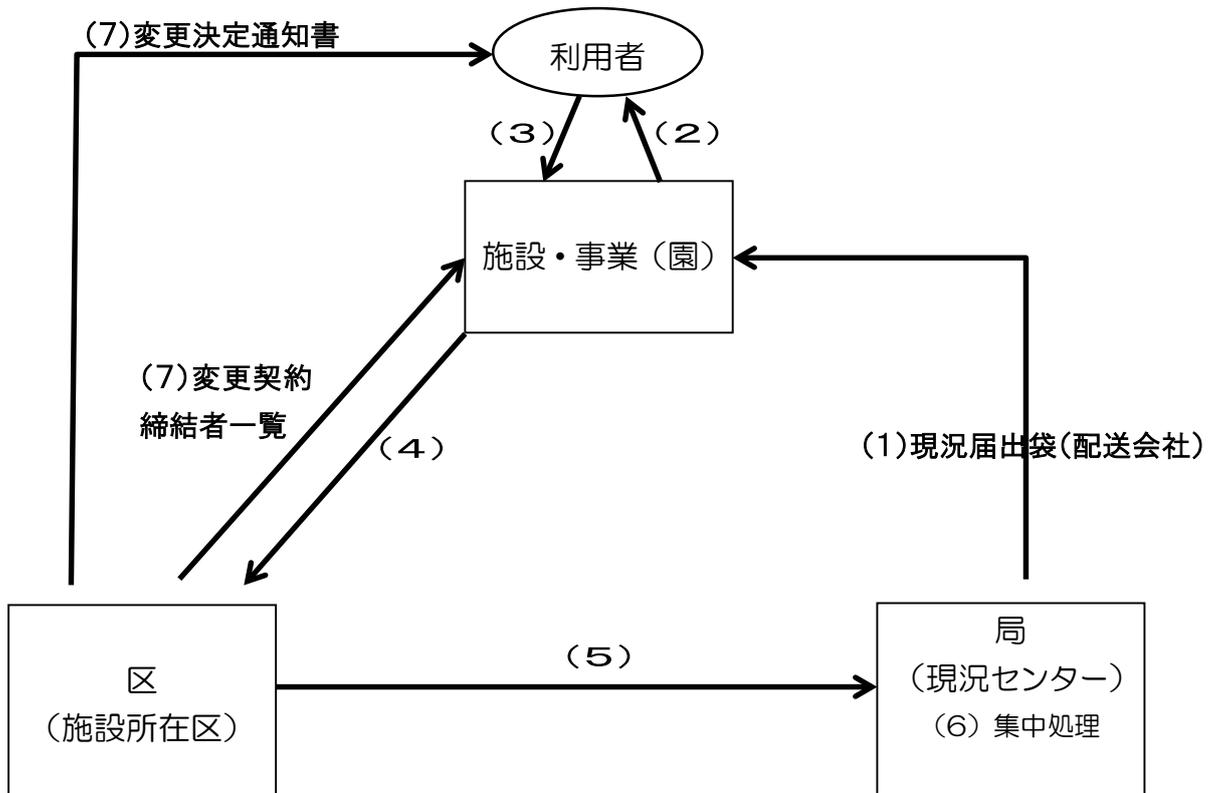
- ・認定の事由（就労、病気、求職中・・・等）
- ・認定有効期間
- ・保育必要量（標準時間又は短時間）
- ・利用料（平成28年9月分～平成29年8月分まで）

利用者には認定変更決定通知書によって、施設・事業者には変更契約締結者一覧によって、変更となった項目を区役所こども家庭支援課から8月に通知します。

4 現況確認の流れ

市内施設・事業（2・3号）利用者

※ 図の（1）～（5）は現況届出袋の動きを指します。



- (1) こども青少年局から現況届出袋を施設・事業者へ送付します。 **局→園**
局契約の配送業者により、各施設・事業者へ現況届出袋を配送します。
<時期>平成28年4月下旬

<送付物(予定)>

対象者分全てが青いキャリーバッグに入って配送業者から送付されてきます。

ア 各利用者の現況届出袋

(ア) 現況届出書の提出について(利用者への案内文)

(イ) 現況届出書

(ウ) 雇用証明書 / 就労申告書 【現況用】

(エ) 施設・事業利用継続書類提出確認票 【現況届用】

イ 施設・事業者宛て依頼文

ウ 現況対象者一覧

- (2) 施設・事業者は現況届出袋を配付します。 **園→利用者**
利用者は、現況届出書に記入を行い、雇用証明書等を用意します。
現況届出袋の窓空き部分に氏名が出るよう封入してもらいます。

- (3) 施設・事業者は利用者から現況届出袋を回収します。 **利用者→園**
回収した現況届出袋をもとに、現況対象者一覧に記入します。

※ 「現況対象者一覧」について

施設・事業は、利用者の提出状況を現況対象者一覧に記入し、利用者から回収した現況届出袋とともに、区役所こども家庭支援課（所在区）に提出します。

<記入方法>

- ① 現況届出袋を回収した利用者の名簿欄にチェック「✓」を記入。
- ② 未回収の利用者の名簿欄には、「未」を記入。
- ③ すでに退園等で、現況届出袋の配付ができない場合は、区役所こども家庭支援課に連絡します。また、利用者の名簿欄は二重線で消します。
- ④ 施設・事業は、①～③を記入した「現況対象者一覧」を現況届出袋とともに区役所こども家庭支援課に提出します。

<締切> 5月下旬

- ※ 園への提出が間に合わない場合、利用者は、6月上旬までに利用者から区役所こども家庭支援課に提出します（窓口で直接もしくは郵送）。

- (4) 施設・事業者は、区役所（所在区）へ利用者から回収した現況届出袋（現況対象者一覧を添付）を提出します。 **園→区**

現況袋が送付されてきたときの青いキャリーバッグに入れて区役所こども家庭支援課に提出します。

どの利用者の分が未提出なのか、不要かを把握しなければならないため、**必ず現況対象者一覧を添付するようお願いいたします。**

<締切> 6月上旬

図) 現況対象者一覧

現況対象者一覧

N <年度>		現況対象者一覧						H <発行年月日>
P <ページ>								
申請受理区：緑区		施設種別：認定こども園（幼保連携型）		施設番号：1234567890123		施設・事業所名：みなと幼稚園		
福祉バースコード	児童氏名	認定区分 引抜番号	保護者氏名	住 所	生年月日 状態区分	認定証番号	認定有効期間	
M<福祉バースコード>	神奈川 みなみ	2号（標準時間） 0000124680103001	神奈川 太郎	神奈川県横浜市緑区長津田みなみ台1丁目24番44号	H24. 3. 1 利用決定	103214600301	H27. 4. 1 ～ H27. 3. 31	
M<福祉バースコード>	三保町 桃子	3号（短時間） 0000124680104001	三保町 三郎	神奈川県横浜市緑区白山4丁目9番22号 緑ハイツ107号室	H24. 3. 1 認定決定	103214600401	H27. 4. 1 ～ H27. 6. 30	
M<福祉バースコード>	横浜 桃子	2号（標準時間） 000012468015001	横浜 花子	神奈川県横浜市緑区三保町697番地の5 コーポ高城202号室	H24. 3. 1 認定決定税未	103214600501	H26. 4. 1 ～ H27. 3. 31	

(FKD05FM14100)

5 現況確認後の通知等発送スケジュール

ア 保護者宛て通知

- ・ 8月下旬…各区役所より、認定変更決定通知書発送

イ 施設・事業宛て通知

- ・ 8月中旬…各区役所より、9月以降の契約内容情報（利用料の情報等が記載）を施設・事業に通知
- ・ 8月下旬…各区役所より、契約内容変更者一覧を発送

地域型保育事業（小規模・事業所内・家庭的）連携施設設定について

1 連携施設設定の目的

新制度で創設された地域型保育事業は、0～2歳児が対象であり、かつ19人以下の定員構成で認可保育所等と比べ小規模です。3歳児以降（1号及び2号認定）の「卒園後の進級先の確保」や、保育従事者等が2人から5人程度と少人数となり施設面積も小規模となるため「保育内容の支援」が求められています。そのため利用児童に対する継続的な保育・教育の提供のため連携施設の設定が必要となります。

2 連携施設の基準及び連携内容

(1) 連携施設設定基準

「横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」（以下「基準条例」という。）第6条では、「保育内容の支援」「卒園後の進級先の確保」等を行うことが可能であり、地域型保育事業と比べ比較的大きな施設である保育所、幼稚園及び認定こども園を連携施設として設定することとしています。

利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。（基準条例第6条抜粋）

(2) 平成31年度末までの経過措置

現時点では「保育内容の支援」のみ認可までに締結していただくこととなっていますが、平成31年度末までには「卒園後の進級先の確保」についても設定しなければなりません。（代替保育の提供は任意）

(3) 連携内容は大きく3つに分かれています。

ア 保育内容の支援

利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。（基準条例第6条（1））

① 集団保育を体験させるための機会の設定

例：「園庭での合同保育」、「合同での行事」、「園庭の開放」、等

② 保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言

③ その他の保育の内容に関する支援

例：「嘱託医による合同の健康診断」、「合同での職員研修」等



イ 卒園後の進級先の確保

当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあたっては、第43条のその他乳幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。（基準条例第6条（3））

*連携施設は一つの地域型保育事業において複数設定することも可能です。



ウ 代替保育の提供

必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。（基準条例第6条（2））

*法人等で、円滑に法人内での対応ができる場合や、十分な保育士数を確保しておりその中で対応できる場合等においては、必ずしも設定する必要はありません。



3 連携施設設定の手続き

- (1) 地域型保育事業者と連携先(認可保育所、幼稚園、認定こども園)で覚書を締結します。
 (2) 覚書の記載内容については任意ですが、記入内容について注意点があります。「6覚書作成にあたっての注意」、「7覚書の作成例」参照。

提出締切	締結内容			覚書提出先
	保育内容の支援	卒園後の進級先	代替保育の提供	
認可申請書等提出時 【1次～3次募集分】 平成28年1月20日(水) 【4次募集分】 平成28年2月19日(金)	必須	任意※1	任意	こども青少年局 こども施設整備課
開所後～ 平成31年度末	-	必須	任意	各区 こども家庭支援課

※1 認可申請書提出時は任意ではありますが、開所1年目より2歳児が入所しますので、**早急に「卒園後の進級先」を設定**していただくことが重要です。進級先の連携施設を設定する前に、予め区こども家庭支援課にご相談いただくことも可能です。

4 連携を設定することによるメリット

地域型保育事業者にとって連携施設となる認可保育所、幼稚園及び認定こども園は、積極的に連携を行い、地域の保育・教育を担う施設となっていきたいと考えています。

連携先(認可保育所、幼稚園、認定こども園)のメリット

◎保育者同士の交流

保育者同士の相談や効果的な研修機会の設定ができます。
 2歳児のからの児童の受入をしている施設であれば同じ年齢における保育・幼児教育についての相談等よりしやすい環境となります。

◎継続的な園児の確保

連携元の卒園児を受け入れることで、継続的に園児数が確保できる安定した運営ができます。

◎地域の児童・保護者の期待に応える地域貢献

共働き世帯が増加する中で、乳児期から幼児期に向けて交流のある施設に通園できることは児童や保護者の安心につながります。

一定の条件を満たす場合に、当市独自助成が受けられます。

「連携施設受諾促進加算」

連携に係る人件費や事務費としてお使いいただけます。

助成額 *条件等は「参考資料 連携施設受諾促進加算の諸条件について」参照。	
認可保育所	A区分 229,000円、B区分 114,750円
幼稚園	A区分 85,000円、B区分 57,400円
認定こども園	A区分 229,000円、B区分 85,000円、C区分 57,400円

*連携先のみが対象です。複数施設と連携している場合にも金額は変わりません。

連携元(地域型保育事業者)のメリット

◎集団保育の機会設定

自園以外の園庭での屋外活動や、規模をいかした行事の設定ができます。

◎安定的な園児数の確保

3歳児以降の進級先が確保されているので、保護者に安心して入園していただくことができます。

5 お問い合わせ先

内容	部署	電話番号・メールアドレス
認可・確認申請手続き	こども青少年局 こども施設整備課 小規模保育事業担当	045-671-4154 kd-tiikigata-hoiku@city.yokohama.jp
連携施設設定に係る覚書の記入方法		
連携内容変更について	各区こども家庭支援課	-
地域の連携先、連携元に関する施設情報		
開所後の連携施設設定について		
連携施設受諾促進加算について	こども青少年局 保育・教育運営課	045-671-3564 045-671-4466

6 覚書作成にあたっての注意事項

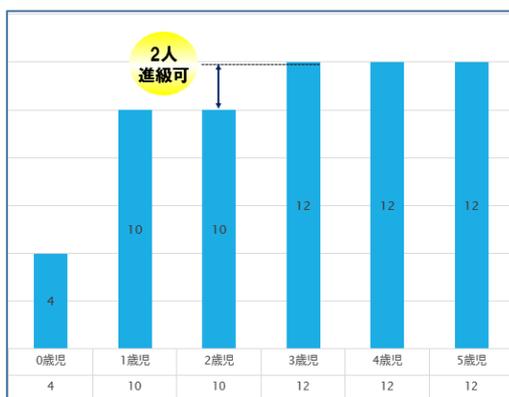
覚書内容については両者協議のうえ任意に設定していただくことができますが、記入内容については下記の点に注意してください。

(1)「卒園後の進級先」の人数

認可保育所

毎年確実に入所数が確保できることを確認するため、卒園後の進級先として設定できるのは、

「**利用定員の2歳児と3歳児の数の差**」です。ただし、毎年の入所人数に応じて定員外の人数を受け入れることは可能です。



幼稚園

既存施設の定員数、幼稚園の設置基準及び職員配置等を踏まえ、幼稚園が受入可能と申し出のあった人数で設定します。

認定こども園

1号認定、2号認定の認可定員を区分して確認します。1号認定は、幼稚園の連携枠の考え方と同じです。2号認定については、**2歳児と3歳児の利用定員枠の差**となります。

(2)施設数の設定については、連携元:連携先=1:1、1:複数、複数:1いずれも可能です。その場合は1事業所ごとに覚書を締結します。ただし、連携元となる施設は、認可基準(施設面積、職員配置等)や体制等を確認し、しっかりと管理できるようにしてください。

7 覚書の作成例（ひな形）

連携に関する覚書	【記入時の注意事項】
<p>〇〇法人〇〇（以下「甲」という。）と●●法人●●（以下「乙」という。）は、甲が運営する〇〇園及び乙が運営する小規模保育事業●●園との間における連携施設の設定について次のとおり覚書を締結するものとする。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この覚書は、甲と乙がそれぞれ運営する第2条で示す施設間において横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第6条における連携内容について定めることを目的とする。</p> <p>（対象となる施設及び事業の概要）</p> <p>第2条 対象となる施設及び事業は以下のとおりとする。</p> <p>甲の運営する施設（以下「甲施設」という。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 名称 〇〇園 2 物件所在地 3 施設類型 <p>乙の運営する事業（以下「乙事業」という。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 名称 小規模保育事業●●園 2 物件所在地 3 事業類型 <p>（保育内容の支援）</p> <p>第3条 甲施設は、乙事業の児童に対して、定期的に施設や屋外遊戯場を開放するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 甲施設は、乙事業の児童に対して、集団保育を通じた児童同士の関係作りの一環として甲施設の児童との合同保育（運動会やお遊戯会等の行事）を実施することとする。 3 甲施設は、乙事業の保育に関して適切な助言を行うなど、必要な支援を行う。 4 甲施設は、乙事業の児童の健康診断や健康管理に関し、必要な支援を行う。 <p>（代替保育の提供）</p> <p>第4条 甲施設は、乙事業の職員が病気や研修受講等により保育を提供できない場合には、必要に応じて代替保育を提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 乙事業は、甲施設に対して、乙事業へ代替要員の派遣を依頼する場合には、代替要員1人につき●●, ●●●円(1日あたり)を支払うものとする。 3 乙事業は、甲施設に対して、乙事業の児童を甲施設で保育することを依頼する場合には、児童1人につき●, ●●●円(1日あたり)を支払うものとする。 <p>（卒園後の受け入れ）</p> <p>第5条 甲施設は、乙事業の卒園児が就学前まで利用できる枠を●名以上確保する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 甲施設は毎年4月末までに前項で定めた人数もしくはそれ以上の入所可能人数を乙事業へ報告する。 3 乙事業は毎年〇月末までに甲施設への入園を希望する者の数を調査し、報告する。 4 甲施設は、前項の報告により翌年度4月から受け入れする児童の数を確定し、その後の受入数の変更は、原則として行わないものとする。ただし、乙事業から報告を受けた以上に、甲施設が受け入れ可能と判断した場合は、この限りではない。 <p>（食事の提供）</p> <p>第6条 甲施設は、次の各号に配慮し、乙事業の児童に対し食事を提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童の年齢、発達の段階、健康状態に応じた内容の食事とし、提供する前月●●日までに食事の献立表（アレルギー等に対応するため、主な食材を記載したもの）を乙事業に提出する。 (2) アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、除去食の内容（卵、牛乳除去等）を表示した専用の容器で搬入する。 <ol style="list-style-type: none"> 2 乙事業は、食事を加熱、保存等の調理機能を有する設備を備え、甲施設から搬入された食事を適切に処理したうえで、乙事業の責任で児童に食事を提供する。 	<p>①事業種別（社会福祉法人、学校法人、株式会社等の別）と施設名称を明確に記入します。</p> <p>②第2条：対象事業と施設名称を明確に記入します。</p> <p>「名称」 〇〇保育園</p> <p>「施設類型」 甲の認可保育所、幼稚園、認定こども園の別</p> <p>「事業類型」 乙の小規模保育事業A型、B型、C型の別</p> <p>第3条から第8条の詳細内容については両者協議の上決定してください。</p> <p>③連携先と連携元を明確にします。どちらの事業者がどちらの事業者に対して行うものかをわかりやすく記入してください。</p> <p>④第3条：「保育内容の支援」については必ず記入します。</p> <p>⑤第4条「代替保育の提供」、第5条「卒園後の受け入れ」については設定されていれば記入します。</p> <p>⑥第4条：金額は両者協議の上、必要があれば設定してください。金額を設定しないことも可能です。</p> <p>⑦第5条：卒園後の受入枠は最低人数を記入します。年度ごとに設定人数以上の人数を受け入れることは可能です。ただし、設定人数を下回る可能性のあるような表現は記入しないでください。（優先入所枠確保のため） 不適切な例：「原則3人以上確保する。ただし、毎年在園児の入所状況により変更することがある。」</p> <p>⑧第5条：認定こども園は1号認定と2号認定の人数を分けて記入します。</p>

3 乙事業は、アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、次の各号により、児童に食事を提供する。

(1) 第1項の献立表を確認し、アレルギー等への配慮が必要な食材の有無を前月末までに甲施設へ連絡する。

(2) アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、食事の搬入時に、第1項の献立表等により除去食の内容を確認する。

4 乙事業が甲施設に依頼する食事数量の連絡や代金精算の方法は、別途、定める。
(事故への対応)

第7条 交流事業における甲施設及び乙事業の利用児童の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する施設において責任を負う。

2 利用児童が甲乙の施設を移動する際には、利用児童が在籍する施設において十分に監督できる職員を配置するとともに、移動中の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する施設において責任を負う。

(連携に係る経費の負担)

第8条 乙事業は甲施設に対して、連携施設経費として月額●●●●●円を負担する。

2 甲施設は乙事業に対して、連携をおこなった月の翌月以降に請求書を交付し、連携施設経費を請求することができる。

3 乙事業は甲施設からの請求書を受領してから15日以内に遅滞なく支払うこととする。
(効力の期間)

第9条 この覚書の効力は、平成●●年●●月●●日より●●年間する。ただし、甲乙いずれかの都合により本協定を変更又は解除する場合は、●●か月前まで相手方に申し出なければならない。なお、期間中に申し出がない場合、この協定は以後●●年間自動的に継続されるものとする。

(信義誠実の原則)

第10条 甲と乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。ただし、この覚書の項目を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

(疑義の決定)

第11条 この覚書に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 横浜市△△区△△町■丁目■番■号
○○法人○○
理事長 ○○ ○○ 印

乙 横浜市△△区△△町■丁目■番■号
●●●●法人●●●●
代表取締役 ●● ●● 印

⑨第6条:「食事の提供(搬入)」については、同一法人のみ可能です。

⑩第8条:金額は両者協議の上、必要があれば設定してください。金額を設定しないことも可能です。

⑪第9条:期間を明記します。

【参考資料】連携施設受諾促進加算の諸条件について

連携先	月額助成単価		支給条件
認可保育所	A区分	229,500 円	<p>支給条件</p> <p>下記の条件①ア、イ、ウ全てに該当すること又は条件②ア、イ両方に該当すること。</p> <p>条件ア 保育内容の支援(以下のうち3項目以上に該当する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。 ・事業者からの相談に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。 ・施設の状況に応じ、保育に関する助言を行う等、必要な支援を行う。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う。 ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する ・連携施設への給食の提供を実施している。 <p>条件イ 一時保育事業又は地域子育て支援 ※を実施している。</p> <p>※地域子育て支援の例 地域の子どもへの園庭開放、地域の保護者への育児講座、育児相談の実施、地域の子育て支援活動への参加(赤ちゃん教室や子育てサロン等)</p> <p>条件ウ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。</p> <p>単価</p> <p>条件①ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分 229,500 円 条件②ア、イ両方に該当する場合 B区分 114,750 円</p> <p>* 複数施設と連携している場合も保育所1施設あたりの助成額は同じです。</p>
	B区分	114,750 円	
幼稚園	A区分	85,000 円	<p>支給条件</p> <p>条件ア 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(通常型・平日型)を実施している。</p> <p>条件イ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。</p> <p>条件ウ 保育内容の支援について、以下の項目を全て実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行う等、必要な支援を行う。 ・施設の状況に応じ、連携施設に対して、施設や園庭を開放する。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 <p>単価</p> <p>条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分 85,000 円 条件② ア、イともに該当する場合 B区分 57,400 円</p> <p>* 複数施設と連携している場合も保育所1施設あたりの助成額は同じです。</p>
	B区分	57,400 円	
認定こども園	A区分	229,500 円	<p>支給条件</p> <p>条件ア 連携施設児童の卒園後の受け入れ枠を設定している。</p> <p>条件イ 保育内容の支援を行っている。(以下のうち3項目以上該当する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。 ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど必要な支援を行う。 ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して必要な支援を行う。 ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する。 ・連携施設への給食の提供を実施している。 <p>条件ウ 3号認定の保育を実施している。</p> <p>単価</p> <p>条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分 229,500 円 条件② ア、イ両方に該当する場合 B区分 85,000 円 条件③ アのみに該当する場合 C区分 57,400 円</p> <p>* 複数施設と連携している場合も保育所1施設あたりの助成額は同じです。</p>
	B区分	85,000 円	
	C区分	57,400 円	

連携施設として確保した進級先に 地域型保育事業の卒園児が進級する仕組みについて

1 連携施設について

地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）は、連携施設を確保する必要があります。

連携施設は、①保育内容の支援、②必要に応じた代替保育の提供、③卒園児の進級先の確保の3点を担います。

ただし、③卒園児の進級先の確保については、経過措置を設けており、平成31年度までに体制を整備することとしています。

2 連携先への進級に当たり進級先が確保できない場合

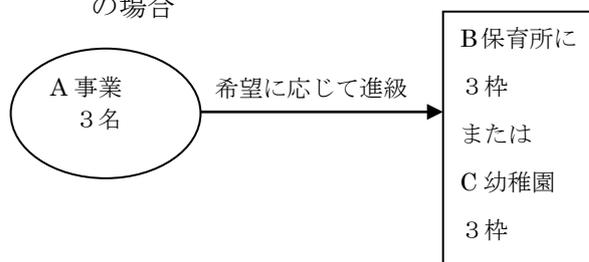
上記③卒園児の進級先の確保について、卒園児を連携先へ進級させる際、すべての保護者の希望に応じた連携枠を確保できない場合があります。

その場合、

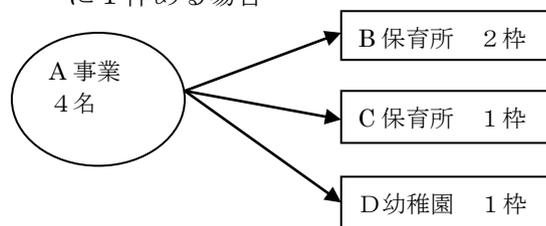
- (1) どの児童をどの進級先へ進級させるか
 - (2) 上記(1)の決定者は誰か
 - (3) 具体的な運用について
- } これらの仕組みについて説明します。

■具体的なケース

例1) A事業の進級希望者3名が、連携先のB保育所に3枠またはC幼稚園に3枠の場合

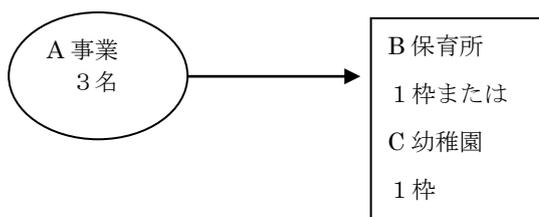


例2) A事業の進級希望者4名が、連携先のB保育所に2枠、C保育所、D幼稚園に1枠ある場合



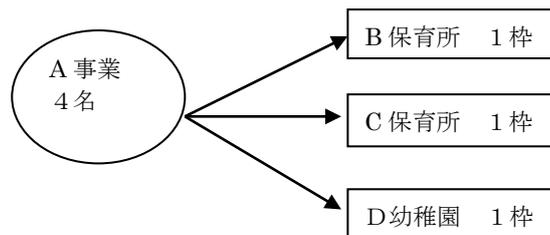
【進級先を調整することが必要】
どの児童がどの園に進級するか

例3) A事業の進級希望者3名が、連携先のB保育所に1枠またはC幼稚園に1枠の場合



【進級先を調整することが必要】
どの児童が進級するか

例4) A事業の進級希望者4名が、連携先のB保育所、C保育所、D幼稚園にそれぞれ1枠ある場合



【進級先を調整することが必要】
どの児童がどの園に進級するか

以下の仕組みは、平成28年4月に連携施設へ進級する児童を対象としたもので、今後変更の可能性あります。

3 仕組み

(1) 決定者

幼稚園、認定こども園（教育利用）・・・幼稚園・認定こども園代表者とします。

保育所等・・・横浜市各区福祉保健センター長とします。

(2) 選考基準について

幼稚園、認定こども園（教育利用）・・・幼稚園・認定こども園の選考基準

保育所等・・・横浜市利用調整基準

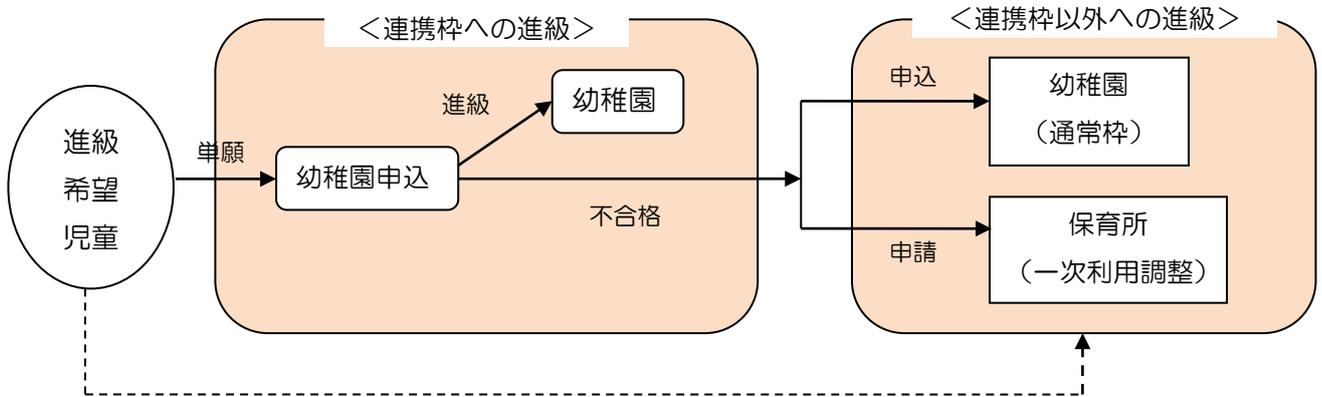
4 決定の流れについて

※1 本項以降、図の「幼稚園」には「認定こども園（教育利用）」を、「保育所」には「認定こども園（保育利用）」をそれぞれ含みます。

※2 本項以降の「区役所」は、園の所在区の区役所こども家庭支援課を指します。

※3 図の点線矢印は、連携施設を希望されない方の動きを示します。

(1) 幼稚園に連携枠を持つ場合



①保護者は、幼稚園（連携枠）へ申し込みます。

幼稚園への申込は単願とします。

②幼稚園が連携枠の利用者を選考します。

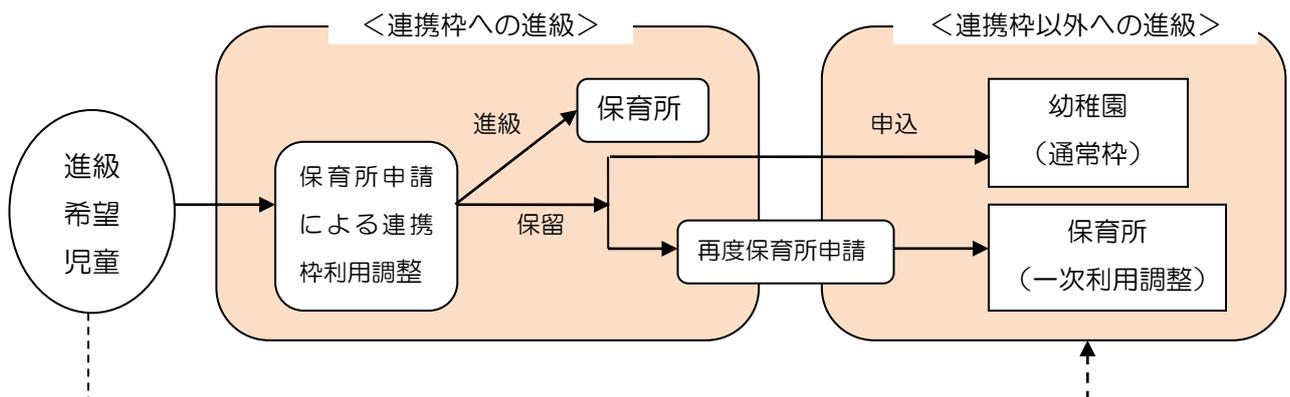
③幼稚園（連携枠）に決まった場合は、決定となります。

幼稚園（連携枠）に不合格となった場合は、幼稚園（通常枠）または保育所（一次利用調整）への希望を選択します。

※ 連携先の事業者は、決定者を区役所に報告をします。

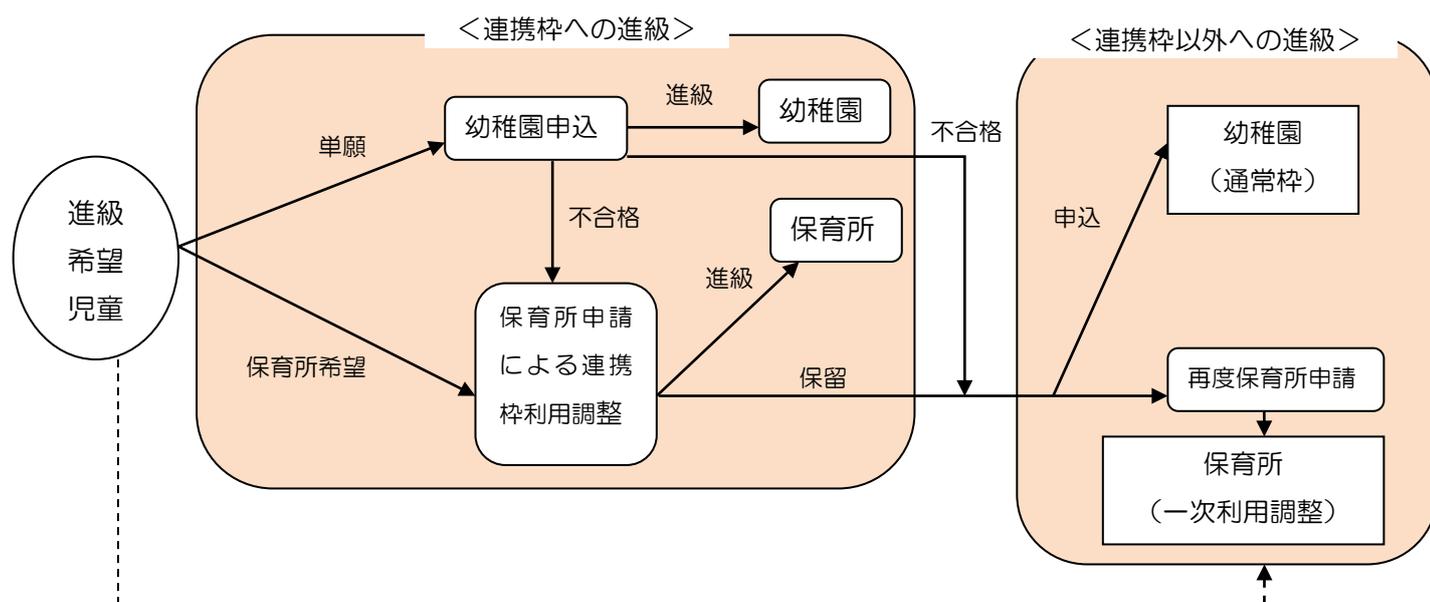
※ 連携枠の利用を希望しない又は幼稚園（連携枠）に不合格になった方が保育所（一次利用調整）を申請する場合は保護者ご自身で申し込みます。

(2) 保育所に連携枠を持つ場合



- ①保護者は、保育所（連携枠）への利用申請を行います。園経由で区役所に申請書類を提出します。
 - ②区役所は保育所（連携枠）の利用調整を行います。
 - ③利用調整の結果、保育所に決まった場合は、以降の利用調整は行われず、進級となります。保留となった場合は、保護者は、幼稚園（通常枠）または保育所（一次利用調整）への希望を選択します。一次利用調整を申請する場合には、再度申請が必要です。
- ※ 連携枠の利用を希望しない方が、保育所（一次利用調整）を申請する場合は、保護者ご自身で申請します。

（３）幼稚園と保育所両方に連携枠を持つ場合



- ①保護者は、幼稚園（連携枠）への進級を希望するか選択します。
幼稚園への申請は単願とします。
 - ②幼稚園が連携枠の利用者を選考します。
 - ③幼稚園（連携枠）に決まった場合は、以降の利用調整は行われず、決定となります。
幼稚園（連携枠）に不合格となった場合は、保育所（連携枠）または幼稚園（通常枠）または保育所（一次利用調整）への希望を選択します。
- ※ 連携先の事業者は、決定者を区役所に報告をします。
- ④区役所は保育所（連携枠）の利用調整を行います。
利用調整の結果、保育所に決まった場合は、以降の利用調整は行われず、進級となります。保留となった場合は、保護者は、幼稚園（通常枠）または保育所（一次利用調整）への希望を選択します。

（１）～（３）の場合において、保育所（一次利用調整）の対象となった場合は、横浜市支給認定及び利用調整基準において、１ランク引き上げ・調整指数＋５での利用調整となります。

5 対象児童

- (1) 対象施設・事業として、地域型保育事業を利用して当該年度末に卒園となる児童
- (2) 在籍基準日：9月30日
在籍基準日に在籍した児童のみを対象とします。在籍基準日の前日に退所した児童や、在籍基準日の翌日に新規で入所した児童は対象となりません。また、翌年3月31日まで退所しないことが条件です。
- (3) 市外児童を含みます。
- (4) 平成28年4月1日以降、育児休業で利用する児童も含みます。
産前産後休暇・育児休暇取得前の直近6か月の就労実績で利用調整を行います。
※ 4月から引き続き育児休業を要件とする保育を受けられます。
※ 3歳未満の児童が育児休業を要件とする保育を希望する際の条件となっている「保育所に4か月以上通っていること」について、4か月の算定に、地域型保育事業の利用期間を加えます。

6 対象にならない児童

- (1) 在籍基準日の前日までに退所した児童、又は、翌日以降に利用を開始した児童。
- (2) 在籍基準日以降において、翌年3月31日までに退所する児童
- (3) 在籍基準日に一時保育として利用している児童

※ 在籍基準日前において、連携枠への進級を希望しないことを確認した児童や、在籍基準日以降に入所した児童については、連携枠への進級ができませんので、翌年度以降も保育が必要な場合には、保護者ご自身が居住区へ利用申請し、利用調整が必要となります。連携先への進級ができないことを書面等によって契約時等にご確認いただくようお願いします。

7 辞退の場合

(1) 内定辞退

① 内定辞退者の取扱い

原則として内定辞退は認められません。

連携枠の内定を辞退した方が保育所の利用申請を行う場合は、通常の一次利用調整の辞退者と同様、原則5月1日以降の利用となります。

なお、幼稚園・認定こども園（教育利用）の通常枠の申込については、幼稚園・認定こども園代表者の判断によります。

② 連携枠の取扱い

(ア) 2号部分について

一次利用調整の前に辞退者が出た場合、空いた連携枠については、当該連携枠の利用調整における保留者の中で、最も優先順位の高い児童を繰り上げて利用調整します。その児童が他の連携枠に決定している場合は、当該連携枠の利用調整における保留者の中で、最も優先順位の高い児童を繰り上げます（以下、同様に繰り返します）。

最終的に空いた連携枠については、次の利用調整の受入枠とします。連携枠の保留者がいたとしても、その連携枠への申請が出てない場合は、そもそも希望がないことが解されることから、その連携枠を紹介することはせず、次の利用調整の受入枠として運用します。

一次利用調整の後に辞退者が出た場合については、繰り上げによる利用調整は行いません。次の利用調整の受入枠として運用します。

(イ) 1号部分については、幼稚園・認定こども園代表者の判断によります。

(2) 内定前の辞退

連携枠への進級を辞退した場合は、一次利用調整や幼稚園（通常枠）に申請できますが、連携枠への申請はできません。

※ 地域型保育事業者で希望申請や利用申請を取りまとめた後については、決定前・後に関わらず、保護者が連携枠への進級を辞退した場合は、文書により辞退の確認をしますので、区役所に連絡するよう保護者にお伝えいただくようお願いします。

8 スケジュール（27年度スケジュール）

8月28日 事業者説明会

9月4日～14日 意向調査

9月下旬 意向調査に基づき連携枠を決定し、2号の枠については一次利用調整にかける受け入れ枠数を決定します。

9月下旬 幼稚園の連携枠の申請受付

10月10日まで 幼稚園の連携枠の選考結果通知

10月10日～10月20日 保育所等の連携枠利用申請受付

11月中旬 保育所等連携枠利用調整結果発送

11月下旬 連携枠保留者の一次利用申請

9 連携枠利用調整を行うに当たっての皆様へのお願い事項（27年度スケジュール）

【連携元地域型保育事業の事業者様】

①意向調査の配布

9月4日：市より意向調査を連携元事業者様に配布します。

対象児童の保護者に意向調査をお渡しください。

9月4日～9月14日：保護者より意向調査を回収し、区役所に提出をお願いします。

9月下旬：意向調査の内容を踏まえたうえで、受入枠数を区役所に報告をお願いします。

②申請書類の配布（連携先に保育所がある場合）

9月下旬：市より「支給認定申請書（2・3号用）」「利用申請書（2・3号用）」（**青色の紙に印刷されています**）及び「雇用証明書」等、申請書類一式を配布します。対象児童の保護者にお渡しください。この際、利用申請書には**連携施設のみ**を記入し、**一次利用調整の園名は記入しない**ように保護者に周知願います。

10月10日～10月20日：保護者より上記書類一式を回収し、区役所に提出をお願いします。

連携枠に入れなかった場合に保育所の一次利用調整を申請する場合は、申請期間が短い
ため、事前に希望保育所を確認していただくよう、周知します。

【連携先幼稚園・認定こども園（教育利用）様】

■内定の連絡

10月9日まで：内定となった児童について、事業者様より、区役所に内定のご連絡をお願いします。

【連携先保育所・認定こども園（保育利用）様】

■内定者一覧の受領

11月13日：連携枠における利用調整の内定の連絡が区役所から送付されますので、受領願います。

実費徴収に係る補足給付事業について

「実費徴収に係る補足給付事業（以下「補足給付」という。）」は子ども・子育て支援新制度施行に伴い平成27年度から新たに創設された事業です。

施設・事業所は、日用品、文房具等の購入に要する費用及び食事の提供に要する費用等について、利用者負担（保育料）とは別途、各施設・事業者において実費徴収を行うことが出来ます。この実費徴収額について、低所得世帯（生活保護世帯）を対象に費用の一部を補助する事業として実施される「地域子ども・子育て支援事業」の一つです。

各施設において実費徴収を行う場合は、制度の趣旨をご理解の上、生活保護世帯の対象となる方へ下記の内容を案内し、実費分の軽減を行ってください。

施設から横浜市への請求方法の不明点については、給付担当（045-671-4466）までお問い合わせください。

1 請求方法

施設・事業所は対象となる各児童の「補足給付確認書」を記載していただき、保護者に署名をもらいます。保護者から署名をもらった「補足給付確認書」を毎月請求書と併せて提出してください。

2 事業概要

- ◆ 事業の対象施設は、給付対象施設です。
- ◆ 補足給付の対象者は生活保護世帯です。（＝利用者の負担区分がA階層）
- ◆ 実費徴収の内容によって、2種類に分類されます。
 - ① 給食費（1号認定のみ）：基準額（1人あたり月額）4,500円まで
 - ② 教材費・行事費等（1・2・3号）：基準額（1人あたり月額）2,500円まで
- ◆ 施設・事業者は、実費徴収を行う際に、基準額分（補足給付額）を軽減して利用者から実費徴収を行います。
- ◆ 施設・事業者は軽減した金額について、毎月の給付費請求の際に横浜市へ請求します。

<例>

- ・給食費の実費徴収額が月額5,000円なら500円を利用者から徴収し、4,500円（基準額）を横浜市へ請求します（基準額を超える部分は本人負担）※1号認定のみ
- ・教材費が月額1,500円なら利用者からは徴収せず、1,500円を横浜市へ請求します。（基準額に満たないため）
- ・教材費・行事費合計で月額4,000円なら1,500円を利用者から徴収し、2,500円（基準額）を横浜市へ、毎月請求します（基準額を超える部分は本人負担）

3 補足給付の対象となる実費徴収費用

補足給付は、実費徴収の対象となるもののうち、**1号認定児童の給食費と1・2・3号認定の教材費・行事費等**が対象です。行事費等とは、保育・教育の提供に便宜を供するものとされています。

<補足給付の対象の一例>

補足給付の対象になる	補足給付の対象にならない
教材費、遠足費、制服など	3歳以上児の主食費、アルバムなど

※ 施設・事業者の備品・消耗品は対象になりません。施設・事業者が購入した保育・教育の提供に便宜を供するものに限ります。

※ 補足給付の対象の例は、別添QAの問17を合わせて御確認ください。また、その他の詳細事項についても、別添QAを御確認ください。

4 HPの掲載場所

補足給付のHPの掲載場所は、横浜市トップページから暮らしの情報「子ども・子育て」→子ども・子育て支援新制度や事業者の皆様へ→請求事務について→各種様式について、の順にお進みください。

事業種別を選択すると、補足給付確認書やその記入例、QAが掲載されていますので、ご確認いただき請求してください。

<URL>

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/seikyuyoushiki-hoikujyo.html>

5 請求漏れについて

年度内に請求漏れが発生した場合は、該当月の補足給付を請求していただく必要があります。

その場合は、保護者へ発行した領収書の写しや業者からの請求書や納品書の写しから、日付を確認していただき、その月から補足給付を請求することができます。

(例)

・6月に遠足代として、1万円の実費徴収があった場合、基準額2,500円で割る（分割して請求することが可能であるため）と4か月分となるので、6から9月までの補足給付を請求していただきます。

・2月に遠足代として、1万円の実費徴収があった場合、年度内での請求が必要であるので、2月2,500円、3月2,500円の5,000円（=2,500（上限）×2月）を横浜市に請求していただき、残りの5,000円を保護者から徴収してください。

平成27年度の補足給付について請求漏れがありましたら、過誤再請求をしていただく必要があります。

なお、4月5日、12日が平成27年度最後のデータ締め切りとなります。それぞれの締め切りの1週間前までに過誤申立書を送付してください。

補足給付事業 Q A

(1) 補足給付事業とは、どのような事業をいうのか。

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、地域子ども・子育て支援事業の1つで、新たに制度化された事業です。
 国が定める公定価格やその他横浜市が支給する助成金等に含まれないもので、日用品・文房具等の購入に要する費用や食事の提供に要する費用等について、市町村の定める利用者負担額とは別に各施設事業者が実費徴収を行うことが出来ることとされています。この実費徴収額について、生活保護世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

(2) 補足給付の対象者は

対象者は利用者負担区分階層がA階層の生活保護世帯の児童です。

(3) 助成される金額はいくらか

金額は実費徴収の内容によって2種類に分類され、それぞれの基準額を上限に助成します。

- ① 給食費（1号認定のみ）の基準額は1人当たり月額4,500円
- ② 教材費・行事費等（1、2、3号）の基準額は一人当たり月額2,500円に設定されています。

(4) 保護者が支払う金額すべてが対象となるのか

対象となる費用は、実費徴収額のうち、給食費（1号認定のみ）と教材費・行事費等（1、2、3号認定）です。

【参考】実費徴収できるものについての条例上の根拠

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年第13条4号）

第13条4項

特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
- (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

(5) 保育所を利用する3歳以上児の主食費代は補足給付の対象となるのか

保育所を利用する3歳以上児の主食費代は補足給付事業の対象になりません。

(6) P T A会費や保護者会費も含まれるのか

含まれません。
 P T Aや保護者会の運営に要する費用については、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用ではなく、横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の規程に関する条例（平成26年条例第48号）第13条第4項の規定による費用に該当しないため、実費徴収に係る補足給付事業の対象となる実費徴収額には含まれません。

(7) 補足給付確認書のほかに添付書類は必要か

補足給付対象の実費徴収した金額がわかる書類が必要ですが、また、月割りで請求をする場合も、総額が分かるように金額が確認できる書類を送付してください。

【例】保護者へ発行した領収書の写し、業者からの請求書や納品書の写し等

(8) 制服代や遠足代等、1年の中で金額に偏りがあるが、月で割ることは可能か

事業者の判断により、①一括で請求することも、②月で割ることも可能です。（下記【例】参照）

分割で請求する場合は12か月で割るのではなく、最短期間で請求が終わるように計算してください。

【例】 制服代12,000円の実費徴収

- ① 制服代12,000円全額を4月に実費徴収する場合
 補足給付額は上限金額である2,500円、保護者負担金額は9,500円
- ② 制服代12,000円を月で割って実費徴収する場合
 - ・ 4～7月までは上限金額2,500円の実費徴収
 （4か月×2,500円＝10,000円。補足給付上限額の請求となります。）
 - ・ 8月は2,000円の実費徴収
 - ・ すべての月で保護者負担金額は0円

(9) 何年かにまたがって分割することは可能か

最長でも年度内(最大12か月)の中で補足給付と実費徴収の清算を行ってください。
 なお、例として、35,000円の教材費等の実費徴収があった場合、上限金額2,500円×12か月＝30,000円となり、5,000円の残金が生じてしまいますが、翌年度の請求に回すことはできません。この場合、5,000円は保護者負担金額としてください。

(10) 「補足給付確認書」の補足給付額・保護者負担額②～④の計算方法が分からない

補足給付額の上限金額より実費徴収額が低い場合は、実費徴収額が補足給付額となります。また、保護者負担額は実費徴収項目の合計金額から補足給付額を引いた額であり、マナスにはなりません。

以下で、例を示します。

【例】

- ・給食費③3,500円の場合
補足給付額②は3,500円、保護者負担額(②-③)は0円(=3,500円-3,500円)
- ・教材費等⑥3,000円の場合
補足給付額②は2,500円、保護者負担額(②-⑥)は500円(=3,000円-2,500円)
- ・教材費等⑥1,000円の場合
補足給付額②は1,000円、保護者負担額(②-⑥)は0円(=1,000円-1,000円)

(11) 代表者名は理事長名・園長名どちらを書けばいいか

どちらの名前を書いていただいても問題ありません。

(12) 補足給付の請求ソフトではどの項目に該当するか

「その他」が該当の項目です。該当児童の請求明細書(児童)に補足給付額(「補足給付確認書」の③欄及び④欄の額)を入力してください。

(13) 途中退所した児童の補足給付はどうか。残りのお金は保護者からもらえないのか

分割で実費徴収を払っていた場合、最終月に残りの実費徴収額全額の支払いを保護者に依頼してください。その際の補足給付額は上限金額(4,500円、2,500円)の支払いとなります。

(14) 途中で保育料の階層が変わった児童の給付はどうか

A階層からB・C・D階層に変わった児童は、(14)と同様です。最終月に残りの実費徴収額全額の支払いを保護者に依頼してください。

また、B・C・D階層からA階層に変わった児童に対しても補足給付をお支払いします。途中入所であっても給付対象です。

(15) 途中退所した児童の補足給付は日割り計算するのか

日割り計算はしません。途中退所、A階層からB・C階層へ、B・C階層からA階層へ変更した場合でも補足給付のお支払いをします。

(16) 補足給付確認書はコピーして保管する必要があるか

補足給付確認書を2部コピーしていただき、原本は市に送ってください。コピーしたものは、施設・事業者と保護者と保護者で保管していただくようお願いいたします。施設・事業者側では5年間保管してください。

(17) 補足給付の対象となるものは具体的にどのようなものか

補足給付は、実費徴収の対象となるもののうち、1号認定児童の給食費と1、2、3号認定児童の行事費等が対象です。行事費等とは、保育・教育の提供に便宜を供するものとされています。

具体的には下記の例示を参考にしてください。

【参考】 給付の対象

- ・施設・事業者の備品や消耗品は対象にはなりません。
- ・施設・事業者が「指定して保護者が購入した物品」は対象になりません。
- ・施設・事業者が購入した「保育・教育の提供に便宜を供するもの」に限ります。

補足給付の対象の例

補足給付の対象になる	補足給付の対象にならない
スモック 絵本 寝具代 教材費 オルガン・カステネット 衣類 ゴム印 IDカード 名札 防災頭巾 防災靴 クレパス のり はさみ 鉛筆 マーカー 自由画帳 連絡帳	3歳児以上の主食代 写真 アルバム DVD 実費徴収の対象にならない 施設整備費 PTA会費 プール利用料 英語レッスン料 延長保育料 一時預かり保育料
お道具箱 文具セット ワークブック シール 歯ブラシ 英語教材 オムツ 制服・体操着 宿泊行事費 展覧会見学費 保育参加給食費 遠足積立金 送迎費 駐車場利用料 保育園外保育代 布団洗濯代 共済掛け金 災害給付制度加入 等	

補足給付確認書

横浜市長

例

平成 年 月 日
 事業種別
 施設名称
 住所

代表者名
 担当者名
 電話番号

印

平成 年 月 分の実費徴収の補足給付について、次のとおり報告します。

対象児童名 (号認定) (歳)

項目	(月) / (月) ※	(円) / 総額
給食費		5,000 (円)
合計	④	5,000 (円)
鉛筆		400 (円)
クレヨン		600 (円)
遠足費		1,500 (円)
合計	⑤	2,500 (円)
合計		7,500 (円)

④と4,500円を比較して...
 -④が高い場合 → 4,500円を記入
 -④が低い場合 → ④を記入

⑤と2,500円を比較して...
 -⑤が高い場合 → 2,500円を記入
 -⑤が低い場合 → ⑤を記入

必ず0円以上になります
 マイナスにはなりません

保護者から署名を
 いただってください。

平成 年 月 日
 (保護者自署)

補足給付確認書

横浜市長



平成 年 月 日
 事業種別
 施設名称
 住所
 代表者名
 担当者名
 電話番号

平成 年 月 分の実費徴収の補足給付について、次のとおり報告します。

対象児童名 (号認定) (歳)

項目	(月) / (月) ※	(円) / 総額
給食費		0 (円)
合計	④	0 (円)
鉛筆		0 (円)
クレヨン		0 (円)
遠足費		0 (円)
合計	⑤	0 (円)
合計		0 (円)

※一括払いではなく分割払いにした場合に記入してください。

② ①で合計した金額(③及び⑥)をもとに補足給付額・保護者負担額を計算

補足給付額	給食費 (上限4,500円)	③	0 (円)
	教材費等 (上限2,500円)	④	0 (円)
保護者負担額	給食費 ※マイナスにはなりません	④-③	0 (円)
	教材費等 ※マイナスにはなりません	⑤-④	0 (円)

※③は③と上限4,500円、④は④と上限2,500円を比較して低い金額を記入してください。
 ※④、⑤の金額が市への請求額と相違ないか確認してください。

平成 年 月 日
 (保護者自署)

〈添付書類〉実費徴収した項目と金額が分かるもの

利用料（保育料）の平成 28 年度の変更点について

（以下、市会の議決等を経て確定する内容ですので、変更となる場合があります。）

国の平成 28 年度の幼児教育無償化対応の部分を除き、基本的には平成 27 年度と同様です。

国の平成 28 年度の幼児教育無償化については、年収約 360 万円未満相当の多子世帯及びひとり親世帯等の負担軽減措置を拡充することとされています。詳細については、まだ国から示されておりませんが、現時点では横浜市では次のとおり対応する予定です。

1 利用料（保育料）について

（1）現時点の国の改正案

ア 多子軽減（きょうだい児減免）の算定対象の年齢制限撤廃

（従 来）多子軽減の算定対象は、1号認定は小3まで、2・3号認定は小学校就学前まで
（改正案）年収約 360 万円未満相当の世帯（横浜市では、1号はD5階層程度以下、2・3号はD4階層程度以下を想定）については、多子軽減の算定対象の年齢制限撤廃

イ ひとり親世帯等の軽減措置拡充

（従 来）市民税非課税（1号は所得割非課税を含む。）でひとり親世帯等の場合は無償
（改正案）従来に加えて、年収約 360 万円未満相当の世帯（横浜市ではD5階層程度以下を想定）について、ひとり親世帯等の場合に、第1子を半額、第2子を無償とする。

（2）横浜市の対応案

国の改正案に沿って対応する予定です。

4月以降に実施し、4月に遡って適用になる見込みですが、具体的な時期等は未定です。決まり次第お知らせいたします。

保育所以外の園において、保育料を遡って変更する場合、遡及して保育料の還付、給付費等の過誤再請求等の対応が必要となります。

2 延長保育料（2・3号認定）

幼児教育無償化に伴う延長保育料の取扱いの変更はありません。

きょうだい区分（第1子～第3子）の取扱いについても、保育料と同じきょうだい区分を適用することに変更ありません。ただし、階層により多子軽減の算定対象となるお子さんが異なるため、階層変更があった場合等、年度途中であっても、きょうだい区分が変わることもありますので、ご注意ください。（契約締結登録者一覧、契約児童情報変更票などの確認を必ず行ってください。）

（保育所を含め）保育料の遡及変更に伴い延長保育料を遡って変更する場合、遡及して延長保育料の還付、給付費等の過誤再請求等の対応が必要となります。

3 預かり保育利用料（1号認定）

「多子軽減の算定対象の年齢制限撤廃」については、きょうだい区分（第1子～第3子）の取扱いについて、保育料と同じきょうだい区分を適用することに変更ありません。ただし、階層により多子軽減の算定対象となるお子さんが異なるため、階層変更があった場合等、年度途中であってもきょうだい区分が変わることもありますので、ご注意ください。（契約締結登録者一覧、契約児童情報変更票などの確認を必ず行ってください。）

「ひとり親世帯等の軽減措置拡充」については、（基本的には2号と1号の保育料の差額を預かり保育利用料として設定しているため）預かり保育の利用料と補助金額も変更する予定です。変更内容については、決まり次第お知らせいたします。

保育料の遡及変更に伴い預かり保育利用料を遡って変更する場合、遡及して預かり保育利用料の還付、給付費等の過誤再請求等の対応が必要となります。

延長保育事業について

子ども・子育て支援新制度においては、2・3号認定児童が利用する給付対象施設・事業者において、支給・認定区分に応じた保育時間を超える延長保育を実施することができます。

(本資料内の単価等は、すべて平成28年度予算案です。最終的に市会での予算審議を経て決定しますので、あらかじめご了承ください。)

1 保育時間の考え方

保育時間（8時間）… 保育短時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯で、現行制度と同様8時間とする。子どもの生活リズムや保育カリキュラムを考慮し、概ね児童全員がそろって保育を受ける時間帯としてもらうことを基本とする。

保育時間（11時間）… 保育標準時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯で11時間とする。

開所時間 … 延長保育の時間帯を含めた、利用可能な時間帯とする。

2 延長保育の考え方

各事業者において、保育時間の考え方に基づき、保育時間（8時間）と保育時間（11時間）を設定していただきます。

支給・認定区分によって、延長保育となる時間帯が異なります。

「保育短時間」認定の方は、各施設・事業が定める保育時間（8時間）を超える前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となります。

「保育標準時間」認定の方は、各施設・事業が定める保育時間（11時間）を超える前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となります。

3 延長保育の実施にあたって

(1) 職員配置

11時間を超えて開所する事業所は、市基準の保育士等の配置及びその他補助金等で配置する保育士等の他、延長保育に従事する保育士等を1名以上雇用することとします。

延長時間帯の保育は、対象児童の年齢・人数に応じた市基準の保育士等を配置することとします。

(2) 間食・夕食の提供

原則として、間食・夕食の提供は以下のとおりとします。

18時30分を超えて19時までの延長保育を必要とする児童には間食を提供します。

19時を超えて19時30分までの延長保育を必要とする児童には間食あるいは夕食を提供します。

19時30分を超えて延長保育を必要とする児童には夕食を提供します。

4 延長保育事業の実施・変更の届出

延長保育事業の開始及び変更の際、「横浜市延長保育事業実施（変更）届」を所在区子ども家庭支援課にご提出ください。

変更する場合は、変更適用月の1か月前までにご提出ください。ただし、年度当初（4月）から変更する場合は、前年度の8月末までにご提出ください。

5 利用要件

延長保育時間帯に保育が必要であることを利用要件とします。
利用する保護者は、事前に事業者申し込むこととします。

6 延長保育料の考え方

いずれの時間帯でも、延長保育料は月額 30 分あたり 1,700 円、10 日以内利用 30 分あたり 850 円をガイドライン（上限）とします。

延長保育料は、第二子は 50%減免、第三子は、100%減免（0 円）、A B 階層減免は 50%減免とします。

7 延長保育料のガイドライン（案）

別紙のとおりです。

8 延長保育事業の助成制度（単価は、特別に記載の無い限り月額です。）

市独自助成の向上支援費は、11 時間までの保育に係る経費を助成するものです。延長保育事業実施にあたり、通常の保育から切れ目のない延長保育を実施するため、ローテーションのための保育士雇用経費や調理員雇用経費など必要な助成を行います。

(1) 延長保育実施加算

11 時間を超えて開所している事業者に対し、ローテーション保育士雇用費と施設管理費を助成します。

※平日、土曜それぞれの開所時間に応じて助成します。

※事業所内保育事業は地域枠の方の利用がある場合のみの助成とします。

ア 支給条件

11 時間を超えて開所し、市基準配置人数に加えて、1 名以上、次の者を雇用していること

小規模保育事業（A型、B型）、 事業所内保育事業	保育士
小規模保育事業（C型）	家庭的保育者、家庭的保育補助者

イ 単価（単価は平成 28 年度予算案の単価であり、変更になることがあります。）

【小規模保育事業、事業所内保育事業】

平日

開所時間	11 時間超 12 時間以下	212,300 円
開所時間	12 時間超	328,200 円

土曜

開所時間	11 時間超 12 時間以下	40,410 円
開所時間	12 時間超	62,470 円

ウ 手続き

- 『延長保育事業実施(変更)届』を所在区こども家庭支援課にご提出ください。変更する場合は変更適用月の1か月前、ただし年度当初から変更する場合は前年度8月末までにご提出ください。
- 『雇用状況表』の以下の「延長保育実施加算」欄に「1」と記載します。

小規模A型、 事業所内A型	「2 基準の保育士数」の「その他加算の保育士」
小規模B型 事業所内B型	「2 基準の保育従事者数」の「その他加算の保育士」
小規模C型	「2 基準の保育従事者数」の「その他加算の保育従事者」

- 平日の開所時間が11時間を超える場合、『延長保育事業費加算状況等届出書』の「1 延長保育実施加算（平日）」の実施状況等の「有」の□にチェックします。
- 土曜の開所時間が11時間を超える場合、『延長保育事業費加算状況等届出書』の「2 延長保育実施加算（土曜）」の実施状況等の「有」の□にチェックします。
- 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課まで、『延長保育事業費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
- 『延長保育事業費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書（施設）』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

(2) 延長保育従事職員雇用費

各児童の利用実績(15分単位)をもとに年齢区分・時間帯に応じた単価を加算します。

ア 支給条件

延長保育の利用実績があること

横浜市の延長保育料ガイドラインを上限に延長保育料を設定し、第三子を除き延長保育料を徴収していること

イ 単価(延長保育1人あたり15分につき)

(単価は平成28年度予算案の単価であり、変更になることがあります。)

- ・延長Ⅰ(保育時間(11時間)) × 1 ※短時間認定児童のみ
- ・延長Ⅱ(5:00~22:00) × 1.25

【小規模保育事業(A型、B型)、事業所内保育事業】 **《変更》**

年齢	延長Ⅰ	延長Ⅱ
0歳児	280円	350円
1歳児	140円	180円
2歳児	140円	180円

【小規模保育事業（C型）】

年齢	延長Ⅰ	延長Ⅱ
0歳児	200円	250円
1歳児	200円	250円
2歳児	200円	250円

ウ 手続き

- 『延長保育事業費加算状況等届出書』の「3 延長保育従事職員雇用費」の実施状況等の「有」の□にチェックします。
- 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課まで、『延長保育事業費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
- 『子ども・子育て支援教育・保育給付等請求明細書（児童）』の「利用実績」に利用時間と延長（朝・夕）の有無を記載します。
- 『延長保育事業費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に「子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書（児童）」に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

(3) 調理人雇用費

18時30分以降の間食及び夕食を自園調理している事業所に対して開所時間に応じて助成します。

委託の場合も助成対象とします。

ア 支給条件

自園調理（委託含む）していること

閉所時刻が19時以降であること

イ 単価（単価は平成28年度予算案の単価であり、変更になることがあります。）

閉所時刻	助成額
19時以降 19時30分まで	73,200円
19時30分超	97,600円

ウ 手続き

- 『延長保育事業費加算状況等届出書』の「4 調理人雇用費」の実施状況等の「有」の□にチェックします。
- 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課まで、『延長保育事業費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
- 『延長保育事業費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書（施設）』に、「請

求内容」「金額」を記入し、請求します。

(4) 延長保育障害児等受入加算

児童が障害児等保育教育児童として決定し、かつ延長保育の利用登録をしている場合に1人当たりに助成します。障害児及び被虐待児を対象とします。

ア 支給条件

区福祉保健センターによる対象児童の認定

日割りの利用登録者は対象外で、半月以上利用登録者を対象とします。

イ 単価（単価は平成28年度予算案の単価であり、変更になることがあります。）

障害児・被虐待児一人につき

【小規模保育事業・事業所内保育事業】 **《変更》**

43,900 円

ウ 手続き

□ 『延長保育事業費加算状況等届出書』の「5 延長保育障害児等受入加算」の実施状況等の「有」の□にチェックし、対象人数を記載します。

□ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課まで、『延長保育事業費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。

□ 『延長保育事業費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書（施設）』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

(5) 延長保育A B階層減免費

延長保育において、利用した児童の保護者から間食代もしくは夕食代を徴収する際、保育料の階層がA階層もしくはB階層の場合には基準の代金の半額（10円未満の端数は切り捨て）を徴収し、その残り（10円未満の端数は切り上げ）を助成します。

ただし、基準となる間食代、夕食代についてはガイドラインの金額を上限とした実費とします。

日割りしている場合も対象です。

ア 支給条件

延長保育の利用実績があり、ガイドラインを上限とした実費徴収を行っていること

イ 単価（単価は平成28年度予算案の単価であり、変更になることがあります。）

利用児童一人につき

間食代	1月利用	1,250 円
	半月利用	630 円
夕食代	1月利用	3,750 円
	半月利用	1,880 円

ウ 手続き

- 『延長保育事業費加算状況等届出書』の「6 延長保育 A B 階層減免費」の実施状況等の「有」の□にチェックします。
- 毎月 1 日時点の状況を、当月 15 日までにこども青少年局保育・教育運営課まで、『延長保育事業費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4 月分は 8 日までに提出します。
- 『延長保育事業費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書（施設）』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。
- 請求書の提出の際、『A B 階層減免費内訳報告書』を添付します。

9 休日保育延長保育の助成制度

日曜日、国民の祝日及び休日（以下、「休日」という）において、公定価格の「延長保育実施加算」の対象となる施設・事業者で、休日に 11 時間以上開所している施設・事業者に対し、休日の延長保育事業実施に当たり、必要な経費の助成を行います。

加算項目、単価、助成要件等は、資料Ⅱ 61 ページをご参照ください。

平成 28 年度 延長保育料ガイドライン 案

このガイドラインは平成 28 年度予算の議決を経て決定します。

1 延長保育料額（月額）※月曜～土曜日

(1) 単価

基本単価	30 分あたり 1,700 円
10 日以内利用	30 分あたり 850 円

※ 30 分単位で算定します。

※ 延長保育の時間が 30 分に満たない場合は、30 分あたり金額から按分します。
例：延長保育の時間が 15 分→15 分あたり月額 850 円

※ ガイドラインの金額を上限に、各施設・事業において、日割・時間割を設定することは可能です。

※ 従来の長時間保育時間帯（8 時間～11 時間）の保育を短時間認定の児童が利用する場合は、延長保育の扱いとなり、延長保育料の徴収対象となります。

(2) きょうだい児減免

第 2 子	50%減免
第 3 子	100%減免

※ 計算後、10 円未満の金額は切り捨てます。

※ 保育料と同じきょうだい区分を適用します。

※ 階層の変更があった場合等、年度途中であってもきょうだい区分が変更となる場合があります。

(3) A B 階層減免

A B 階層	50%減免
--------	-------

※ 計算後、10 円未満の金額は切り捨てます。

2 延長保育 間食代・夕食代（月額）※月曜～土曜日

	間食代		夕食代	
	1 月利用	10 日以内	1 月利用	10 日以内
A・B 階層	1,250 円	620 円	3,750 円	1,870 円
C・D 階層	2,500 円	1,250 円	7,500 円	3,750 円

※ 1 人あたりの実費を上限とします。

3 延長保育料額（月額）※休日等（日曜日、国民の祝日及び休日）

(1) 単価

1 日 30 分あたり	80 円
-------------	------

(2) きょうだい児減免

第 2 子	50%減免
第 3 子	100%減免

※ 計算後、10 円未満の金額は切り捨てます。

※ 保育料と同じきょうだい区分を適用します。

※ 階層の変更があった場合等、年度途中であってもきょうだい区分が変更となる場合があります。

(3) A B 階層減免

A B 階層	50%減免
--------	-------

※ 計算後、10 円未満の金額は切り捨てます。

4 延長保育 間食代・夕食代（月額）※休日等（日曜日、国民の祝日及び休日）

	間食代		夕食代	
	1 日あたり	1 日あたり	1 日あたり	1 日あたり
A・B 階層	60 円	60 円	180 円	180 円
C・D 階層	120 円	120 円	370 円	370 円

※ 1 人あたりの実費を上限とします。

延長保育事業 Q & A

1. 短時間認定の人の延長保育と、標準時間認定の人の延長保育は同じ料金か。

同じ料金です。30分あたり月額1,700円、30分あたり10日以内850円が上限になります。

2. 事前申し込みしていない人も使えるのか。

あらかじめ職員配置等の準備を行うことから、事前に申し込んでいただくよう市の利用案内で周知しています。

3. 短時間認定の児童が延長保育を使うのはどのような場合なのか。

非定型的な超過勤務、シフト変更等が考えられます。その場合も事前に申し込みが必要であると周知しています。

4. 育児休業中の人も延長保育料を支払えば、延長保育を利用できるのか。

延長保育の利用にあたっては、延長保育時間帯に保育が必要であることを要件とします。育休特例で入所の方は、そもそも保育要件がなく、保育が必要とはいえません。ただし疾病や介護など他の要件がある方は、延長保育が必要と判断される場合があります。

5. 標準時間認定の人は、誰でも延長保育を利用できるのか。

延長保育の時間帯に保育を利用する要件があることが必要です。

6. 延長保育の利用可否は誰が判断するのか。

これまでどおり、施設・事業者の責任の方が判断してください。

7. 早朝や夕方にかけて、8時間に満たないような働き方をしている保護者は短時間認定になり、延長保育料がかかるのか。

認定区分は、認定申請の際、保護者の方に短時間認定を希望するかを選択していただき、福祉保健センターが支給認定基準に照らし合わせ決定します。

そのため、その保護者の方が標準時間認定になるか短時間認定になるかは個別の事情によります。

その上で、短時間認定となり、施設が定める保育時間(8時間)を超える利用がある場合には、延長保育の対象となります。

8. 利用者が標準時間認定か短時間認定かはいつ分かるのか。

区福祉保健センターから送付する、施設・事業利用調整結果の書類に記載があります。(地域型は契約時に各施設で認定証を確認できます。認可保育所は、説明会等で聞き取ってください。)

9. 標準時間認定と短時間認定の切り替えの手続きはどうするのか。

保護者の方に保育所所在区の福祉保健センターで変更の手続きをしていただきます。なお、入所・入園前は、保護者の居住区の福祉保健センターでの手続きです。

10. 料金設定はどのように行ったらよいか。

ガイドラインの金額を上限として、その範囲内で日割り等の対応をしていただくことは可能です。

たとえば、10日以内利用は30分あたり850円が上限ですので、1回(30分あたり)300円という料金設定とした場合、1回目・2回目各300円、3回目は250円、4回目から10回目までは0円になります。

1回目	2回目	3回目	4～10回目	合計
300円	300円	250円	0円	850円

11. 開所時間が30分単位でない場合、延長保育料はどうなるのか。

30分に満たない場合は30分との割合から按分してください。15分延長であれば、15分あたり月額850円となります。

なお、利用時間が30分に満たない場合には、必ずしも按分する必要はありません。

12. 短時間認定の児童が保育時間(11時間)を超える延長保育を利用することはできるのか。

延長保育を利用する要件があれば、保育時間(11時間)を超える時間帯の延長保育を利用することができます。

雇用状況の変更等により、働く時間帯が変わった場合は、区福祉保健センターにて支給・認定内容変更の手続きを行っていただくようご案内ください。

13. たとえば、保育標準時間認定(11時間)を受けていれば、どの時間帯であっても11時間以内の利用であれば、保育料の範囲で保育をうけられるのか。

保育標準時間認定であれば、施設が定めた保育時間(11時間)を超える時間帯の保育は延長保育になります。

保育短時間認定であれば、施設が定めた保育時間(8時間)を超える時間帯の保育は延長保育になります。

14. 閉所時刻以降、さらに遅れる保護者からの費用徴収は可能か。

閉所時刻以降の保育は、延長保育事業としての助成対象外です。そのような場合の利用料金の取扱いはいち各施設で定めてください。実費相当分として各施設で料金を設定し、事前に保護者に周知して理解を得ている場合は徴収可能です。

15. 間食・夕食は自宅で食べるといふ保護者からは、間食・夕食を提供しなくてもよいのか。

児童の健康を考慮し、適宜間食（おやつ）・夕食を提供することが前提ですが、保護者と施設との間で合意の上、間食（おやつ）や夕食を提供しないことはできます。

16. 急な残業等により突然申込を受けたものの、食事の用意が対応できないときは、食事を出さなくてもよいのか。

その場合は、保護者に食事を出すことができない旨を事前に説明してください。

17. 産休明け児等で、午後7時を超えての利用をしているが、夕食を提供することが適当でなく、ミルクのみの提供等により対応している場合、7,500円を徴収してもよいのか。

ガイドラインの上限は7,500円ですが、1人あたりの実費額がそれより少ない場合は、実費額となります。

18. 利用料の滞納者に対して、利用の解除はできるのか。

世帯の状況や滞納の期間等、個々に判断すべき事情も多いので、区役所にご相談いただく事項ですが、最終的には利用の解除もやむを得ないと考えております。

19. 月途中に多子減免が変更となる要件を満たした場合、もしくはA B階層減免（階層）が変更となる要件を満たした場合、いつから適用変更になるのか。

原則、要件が発生した日の属する翌月1日から適用変更になります。負担区分変更に準じます。

20. 閉所時間が11時間の場合の延長保育事業の助成はどうなるのか。

11時間開所するための基本的な経費は公定価格に含まれることから、延長保育事業の助成は短時間認定の児童が保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用した場合の助成（延長保育従事職員雇用費）のみです。

21. 短時間認定の人も全月もしくは11日以上延長保育の利用は可能か。

利用することは可能です。その場合は施設が設定する保育時間（8時間）を超える時間帯が延長保育となります。

なお、働く時間帯の変更など雇用状況が変わった場合は、区福祉保健センターにて支給・認定内容変更の手続きを行っていただくようご案内ください。

22. 延長保育の利用要件はどのように判断すればよいのか。

延長保育事業の利用要件は、「延長保育時間帯に保育が必要であること」としており、児童福祉施設としての保育所の役割・目的や保育所保育指針の保護者に対する支援等、保育の必要性について施設長が判断することとします。

23. 土曜日の開所時間を11時間未満としている場合に、標準時間認定の児童のお迎えが開所時間を超えた場合は延長保育料を徴収してもよいのか。

11時間以内の利用であれば延長保育料は徴収しないでください。その場合の保育時間帯の設定は平日と同じと考えてください。

標準時間認定児童は月～土曜日の11時間分の公定価格が適用されているためです。

24. 事前に申し込みがなく突発的に最大で利用可能な時間帯を超えた場合、保護者からの費用徴収は可能か。

事前に申し込みがなく延長保育事業を利用する要件があつて施設長が延長保育の利用を承認した児童ではないので、延長保育事業の対象児童ではありません。

そのため、そのような場合の利用料金を定めており、事前に保護者に周知して理解を得ている場合、利用料金を徴収することは可能です。利用料金の設定は、保育士の人件費相当額等、合理的な積算にしてください。

25. 延長保育障害児等受入加算の要件について、事前に申し込みがなく、勤務先や移動手段の関係で突発的に延長になった場合に加算対象になるか。

延長保育事業は事前申し込みを原則としており、半月以上の利用登録者を延長保育障害児等受入加算の対象とします。

26. 延長保育障害児等受入加算の要件について、半月以上利用登録者が対象だが、実績は半月に満たない場合に対象になるか。

あらかじめ職員配置等の対応が必要なことから、事前の利用登録が半月（11日）以上であれば加算の対象とします。

27. 第1子と第2子が別の保育所等に通っている。きょうだいい児減免の対象か。 新規

対象となります。きょうだいい児の考え方は利用料(保育料)の負担区分と同一の考え方です。

28. きょうだいい児減免対象者がA B階層世帯の場合、延長保育料はどうか。 新規

両制度とも対象となります。

・減免無しの場合との延長保育料の比較

第2子の場合：(きょうだいい児減免 50%)×(A B階層減免 50%)=25% (75%減免)

第3子の場合：(きょうだいい児減免 100%)×(A B階層減免 50%)=0 (100%減免)

例 減免無し延長保育料 1,700 円の場合の AB 階層世帯第2子の延長保育料

1,700 円×50%×50%=425 円

→保護者からの徴収額は 420 円 (10 円未満切捨)

29. 減免した分は市の助成対象か。 新規

対象です。間食代・夕食代の場合、「A B階層減免内訳報告書」を請求書と合わせて提出ください。延長保育料の場合、報告書はありません。

30. 助成額はどのように計算するか。 新規

施設に給付される助成額は次のようになります。

助成額=①+②-③

① 施設の開所時間や職員の利用状況に応じて算定し施設に給付される「延長保育実施加算」等

② 児童の利用状況に応じて職員を雇用するための「延長保育従事職員雇用費」等

③ 保護者から徴収した延長保育料

31. 産前産後や求職中の場合は、延長保育の対象外か。 新規

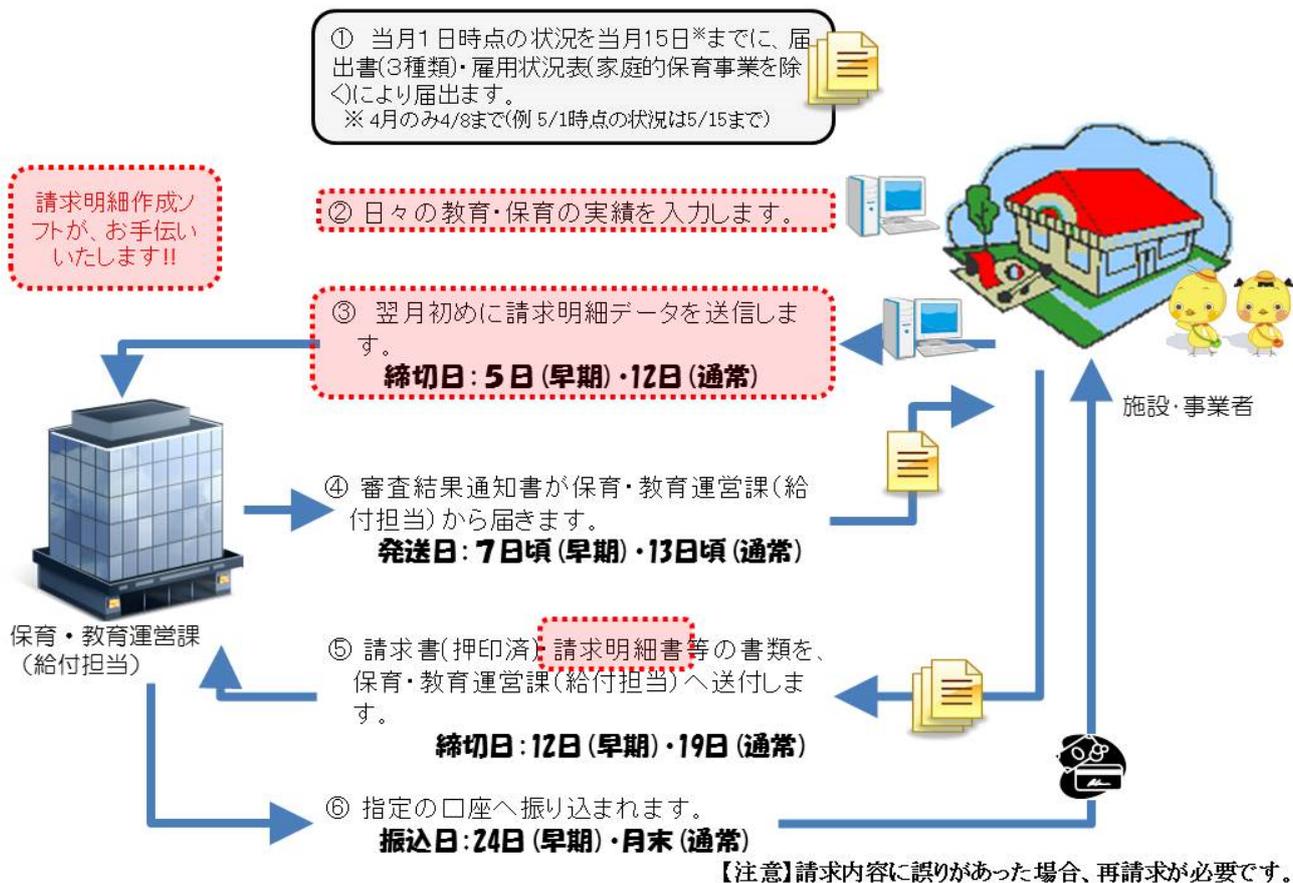
延長保育の利用は、延長保育時間帯に、保育が必要であることが要件です。

産前産後や求職中の方も、例えば通院や面接の時間が延長保育の時間にあたるなど個別の事情により、延長保育時間に保育が必要であると施設長が判断できる場合は、延長保育の対象となります。

なお、利用に当たっては、事前に申し込んでいただくよう案内しています。

請求事務の概要等について

1 請求事務の流れ



◆ 給付費(委託費)、向上支援費、延長保育事業助成費(2・3号)、補足給付事業 については、上の図のとおり ①届出書の提出→②実績入力→③データ送信→④審査結果通知・請求書ひな形が郵送で届く→⑤請求書・請求明細書等を横浜市へ送付→⑥振込 という流れで審査・支払を行います。

※ 横浜市外に居住している子どもの場合は、その子どもの居住している市町村に請求します。

2 給付費等の請求書、請求明細書、公定価格・向上支援費に係る各種書類の提出先

横浜市子ども青少年局 保育・教育運営課 給付担当

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

◀区役所ではありませんので、ご注意ください!!▶

3 請求明細書送付時の運用について

請求書を送付する際には、各児童分の請求明細書(第2号様式)及び施設分の請求明細書(第3号様式)を添付していただく必要があります。

請求明細書については、印刷するプリンターの設定により、1枚に複数児童分を印刷すること(2アップ・4アップ)や両面印刷を行うことで印刷する紙の枚数を削減することができます。

4 請求明細作成ソフトについて

給付費の請求には、原則として請求明細の作成・データ送信を行う専用のソフト(請求明細作成ソフト)を使用していただいております。この請求明細作成ソフトには、横浜市が作成し、無償で提供しているソフトと、民間企業が作成し、有償販売しているソフトがございます。

本市の請求明細作成ソフトをインストールしていただくにあたっては、ソフト動作環境(インストールできるパソコンの仕様)を満たしている必要がございますので、ご注意ください。

(民間企業の請求明細作成ソフトの場合は、各業者にお問い合わせください。)

5 請求明細作成ソフトの施設情報等の入力について

請求明細作成ソフト等に入力する施設情報等について、各施設・事業者の情報を入力することになりますが、共通の内容を入力する箇所もありますので、参考としてお知らせします。

(1) 横浜市所在の施設・事業者共通の項目について

次の項目は施設等が所在する都道府県や市町村により、入力する内容が決まっています。

横浜市に所在する施設については以下のとおりです。

項目	入力する内容	項目	入力する内容
地域区分	16/100 地域	賃借料加算	a 地域・都市部
冷暖房費 地域区分	その他地域	除雪費加算	なし
減価償却費加算	B 地域・都市部	降灰除去費加算	なし

※ その他の項目(児童情報、職員情報)についても各施設の状況に応じて入力する必要があります。

(2) 3月のみの加算項目

以下の項目は年間のうちで3月のみ加算される項目です。

⇒ 現段階では、入力内容を精査する必要はありません。年間をとおしての実績等に基づいて加算の有無が決定する項目です。

項目	該当する施設・事業
外部監査費加算	幼、認
施設関係者評価加算	幼、認、
入所児童処遇特別加算*	保、認、
施設機能強化推進費加算*	幼、保、認、家、小、事
小学校接続加算	幼、保、認
栄養管理加算*	幼、保、認、家、小、事
第三者評価受審加算*	幼、保、認、家、小、事、居

【注意】 *印の加算項目は、**12月末までに申請書の提出が必要**です。

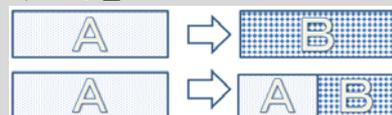
【入力した情報の修正と履歴追加の違いについて】

横浜市請求明細作成ソフトにおける、情報の「修正」と「履歴追加」の違いは、以下のとおりです。

修正・・・(時点に関係なく)入力情報を変更する。

履歴追加・・・ある時点から情報を追加(変更)する。

※ イメージ図



◆本市の請求ソフト動作環境

OS	Microsoft Windows Vista (32bit) Microsoft Windows 7 (32bit/64bit) Microsoft Windows 8 (32bit/64bit) Microsoft Windows 8.1 (32bit/64bit)
CPU	対応OSが正常に動作するCPUクロック数
HDD	5GB以上の空き容量
プリンター	上記日本語OSに対応したプリンター
ディスプレイ	解像度：1024×768以上必須、High Color(16ビット)以上を推奨
メモリ	対応OSが正常に動作するメモリ容量
必要ソフトウェア (インストールが済んでいない場合は、請求明細作成ソフトと一緒にインストールできます。)	<p>PostgreSQL(データベース) PostgreSQL 9.3 をインストールします。PostgreSQL をインストール済の場合は、インストール前に必ずデータのバックアップを取ってください。</p> <p>Microsoft .NET Framework 4.5 以上 Microsoft .NET Framework 4.5 以上が必要です。</p> <p>ランタイムソフトのインストール 請求ソフトを利用するために、下記のランタイムソフトウェアをインストールします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・vcredist ・SQLSysClrTypes ・ReportViewer
その他	<p>インターネット接続について インターネット接続環境(ADSLまたは光ファイバー相当の回線速度)が必要です。</p> <p>Excel®の取込み機能を利用する場合 Excel データ取込み機能を利用する場合は、Microsoft Excel 2007 以降が別途必要になります。</p>

※Windows 10 は動作確認ができておりません。

◆本市の請求ソフトのインストール説明書、操作マニュアルなど

- 請求ソフトのインストールにあたっては、下記URLに掲載している「インストール説明書」をご確認ください。
- 請求ソフトの利用にあたっては、下記URLに掲載している「操作マニュアル(運用編)(操作編)」をご確認ください。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/seikyusoft.html>
- 横浜市が無償提供している「請求明細作成ソフト」のインストールや操作方法についての質問にお答えする「請求明細作成ソフト ヘルプデスク」を4月1日から開設します。

6 審査・支払スケジュールについて（28年度）

- ◆審査・支払のスケジュールには、早期・通常・エラーの3フローがあります。各フローのデータ締切日や請求書締切日までに間に合ったものについて、それぞれ審査や支払手続きを行います。各締切日に間に合わなかった場合には、それぞれ次のフローで審査や支払い手続きを行うこととなります。
 - ◆当月1日時点の加算状況等について、当月15日までに届出書（3種類）・雇用状況表により届けていただく必要があります。（例：5月1日時点の加算状況等について、5月15日までに届出書等を提出）
- ※4月のみ、届出書の提出は4月8日となります。

処理月 (主な対象月)	内容	早期フロー	通常フロー	エラーフロー
5月 (4月分の請求)	データ受付期間	4月13日～5月6日	5月9日～13日	5月16日～20日
	請求書締切	13日	20日	31日
	振込予定日	24日	31日	翌10日
6月 (5月分の請求)	データ受付期間	5月23日～6月3日	6月6日～13日	6月14日～20日
	請求書締切	13日	20日	29日
	振込予定日	23日	30日	翌8日
7月 (6月分の請求)	データ受付期間	6月21日～7月5日	7月6日～12日	7月13日～20日
	請求書締切	12日	20日	29日
	振込予定日	22日	29日	翌10日
8月 (7月分の請求)	データ受付期間	7月21日～8月4日	8月5日～12日	8月15日～19日
	請求書締切	12日	19日	31日
	振込予定日	24日	31日	翌9日
9月 (8月分の請求)	データ受付期間	8月22日～9月5日	9月6日～12日	9月13日～20日
	請求書締切	12日	20日	28日
	振込予定日	21日	30日	翌7日
10月 (9月分の請求)	データ受付期間	9月21日～10月5日	10月6日～13日	10月14日～20日
	請求書締切	13日	20日	31日
	振込予定日	24日	31日	翌10日
11月 (10月分の請求)	データ受付期間	10月21日～11月4日	11月7日～11日	11月14日～18日
	請求書締切	11日	18日	30日
	振込予定日	24日	30日	翌9日
12月 (11月分の請求)	データ受付期間	11月21日～12月5日	12月6日～12日	
	請求書締切	12日	19日	
	振込予定日	21日	28日	
28年1月 (12月分の請求)	データ受付期間	12月13日～1月5日	1月6日～13日	1月16日～20日
	請求書締切	13日	20日	31日
	振込予定日	24日	31日	翌10日
2月 (1月分の請求)	データ受付期間	1月23日～2月3日	2月6日～10日	2月13日～17日
	請求書締切	10日	17日	28日
	振込予定日	23日	28日	翌10日
3月 (2月分の請求)	データ受付期間	2月20日～3月3日	3月6日～13日	3月14日～21日
	請求書締切	13日	21日	30日
	振込予定日	23日	31日	翌10日
4月 (3月分の請求)	データ受付期間	3月22日～4月5日	4月6日～12日	
	請求書締切	12日	19日	
	振込予定日	24日	28日	

7 ヘルプデスク

横浜市が無償提供している請求明細作成ソフトのインストールや操作方法専門の「請求明細作成ソフト ヘルプデスク」を4月1日～10月31日の間、開設します。

横浜市の請求明細作成ソフトの操作に関して御不明な点は、下記電話番号へお問い合わせください。

<請求明細作成ソフト ヘルプデスク>

請求明細作成ソフトの操作方法等に関するお問い合わせ専門

【045-912-2686】

(開設期間) 平成28年4月1日～平成28年10月31日

(受付時間) 9:00～17:00 ※土日・祝日を除く

8 参考となるホームページ

○横浜市ホームページ

こども青少年局のホームページ内の「子ども・子育て支援新制度 事業者の皆様へ」のホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/jigyosha/>

横浜市子ども・子育て支援新制度 事業者の皆様へ

検索

「事業者の皆様へ」というページでは、請求事務などの各種様式等をアップしています。そのほか、横浜市子ども・子育て会議の議事録や26年度に策定した横浜市子ども・子育て支援事業計画などもアップしています。

○国（内閣府）ホームページ

「内閣府子ども・子育て支援新制度」のホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府子ども・子育て支援新制度

検索

制度の概要のほか、事業者向けのFAQ（よくある質問）や公定価格の試算、各種通知などが、ご覧いただけます。

9 給付事務に関する問い合わせ先

○給付事務に関する問い合わせ全般

横浜市こども青少年局保育・教育運営課 給付担当

TEL 045-671-4466

○各種届出書や請求データのエラーについてのお問い合わせ先

月々の給付事務における各種届出書に関するお問い合わせや請求データのエラーについてのお問い合わせの専用ダイヤルを行政区別に開設いたしました。上記に関する問い合わせは以下の電話番号へお問い合わせください。

◎ 横浜市こども青少年局保育・教育運営課 給付担当(区別)

～各種届出書に関するお問い合わせや請求データのエラーについてのお問い合わせ～

【電話受付時間：月～金（祝日除く）午前9時00分～午後4時00分】

区	電 話
鶴 見	045 - 264 - 9841
南	
神奈川	045 - 264 - 9842
西	
保土ヶ谷	
中	045 - 264 - 9843
港 南	
磯 子	
旭	045 - 264 - 9845
緑	
金 沢	045 - 264 - 9846
青 葉	
港 北	045 - 264 - 9847
都 筑	045 - 264 - 9848
栄	
瀬 谷	
戸 塚	045 - 264 - 9849
泉	

※ 16時以降のご連絡については045-671-4466までご連絡ください。

10 エラーと過誤の再請求の仕組みについて

1 エラー

(1) エラーとは

施設で入力した請求情報と、横浜市が保有する情報とに不一致が見られた場合には明細単位で請求から外しています。児童情報等の入力内容が間違っていたため、請求したが支払われなかったもの（0円明細）を「エラー」と言います。（例：児童の認定証番号の入力誤りのため、請求が通らなかった）

エラーとなった請求内容は、審査結果通知書の「エラー」の欄に金額が表示されます。また、エラーとなった児童や施設明細の原因については、審査結果通知と同封されている「エラーリスト」でご確認いただけます。

〈図1 エラーリスト ※平成28年度から変更予定のイメージ図〉

H <年度>		請求明細エラーリスト				H <発行年月日>
P <ページ>						
施設種別: 保育所						
はひふへ保育所 様						
平成27年4月分(版数10)の利用者の請求内容にエラーがありましたので、次のとおり連絡します。						
認定証番号	クラス	児童氏名	児童生年月日	エラー理由(変更情報)		
X29.29.9	NNN	(20) ア	X29.29.9	N-(00)-N N-(00)-N N-(00)-N N-(00)-N N-(00)-N N-(00)-N N-(00)-N		
123456789013	2歳	横浜 一郎	H25.4.2	1日時、利用人数、医療的ケア情報、開所時間(土曜) イ		
123456789014	2歳	横浜 花子	H25.4.2			
-	-	はひふへ保育所	-	重複請求		
(FKD05PM30180)						

ア：エラーが出た対象（児童明細、施設明細）が記載されます。

イ：エラーが出た原因が記載されます。

〈図2 審査結果通知書 ※平成28年度から変更予定のイメージ図〉

<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> A <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <h3><宛名グループ></h3> </div> </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; background-color: yellow; text-align: center;">B</td> <td>システム整理番号</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow; text-align: center;">H</td> <td>発行年月日</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> T <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <h3><問合せ先グループ></h3> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> K <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <h3><公印グループ></h3> </div> </div>	B	システム整理番号	H	発行年月日
B	システム整理番号				
H	発行年月日				

子ども・子育て支援教育・保育給付費等審査結果のお知らせ

子ども・子育て支援教育・保育給付費等の請求について審査の結果、次のとおり支給する予定となりましたのでお知らせします。

施設・事業所番号	ZZZZZZZZZZZZ
施設・事業所名称	よこはま幼稚園
審査対象月	平成27年 4月分
支給予定総額	222,222,229 円

実際に振り込まれる予定の金額が表示されます。(内訳は下記参照)

(内訳)	児童明細 (ZZZ件)	施設明細	小計
給付費分	222,222,229 円	222,222,229 円	222,222,229 円
横浜市助成分	222,222,229 円	222,222,229 円	222,222,229 円
延長保育事業費分	222,222,229 円	222,222,229 円	222,222,229 円
一時預かり事業費 (幼稚園型) 分	222,222,229 円	222,222,229 円	222,222,229 円
その他	222,222,229 円	222,222,229 円	222,222,229 円
相殺分 (ZZ月分等)			-222,222,229 円

注意事項

請求エラーとなった内容については、翌月以降、再請求を行ってください。

当月分エラー金額	222,222,229 円
----------	---------------

過誤を申し立てた(過誤申立書を提出した)月と金額が表示されます。

審査対象月でエラーとなった明細の合計額が表示されます。

(2) エラー請求の手順

①請求データの修正⇒②請求データの送信⇒③支払い手続き

① 請求明細データの修正

請求明細エラーリストに記載された情報を基に、請求ソフトの児童情報や加算状況等の修正を行います。(横浜市の請求ソフトをお使いの場合は、請求対象をエラーで登録することが必要)

② 請求データの送信

修正した請求データを送信します。データ締切日等は各フローと同様です。

③ 支払い手続き

通常のとおり審査結果通知書等が送付されますので、請求書に代表者印を押印の上、ご返送ください。振込予定日等は各フローと同様です。

～注意～

一度支払されている児童、施設の請求は「エラー」ではなく、「過誤」として請求してください。

2 過誤

(1) 過誤とは

認定状況や加算項目の変更等により、一度支払われた後に支給額に誤りが発生したものを「過誤」と言います。誤りの内容により、請求金額が増減することになります。

(加算有→無の場合、請求金額は減。加算無→有の場合、請求金額は増)

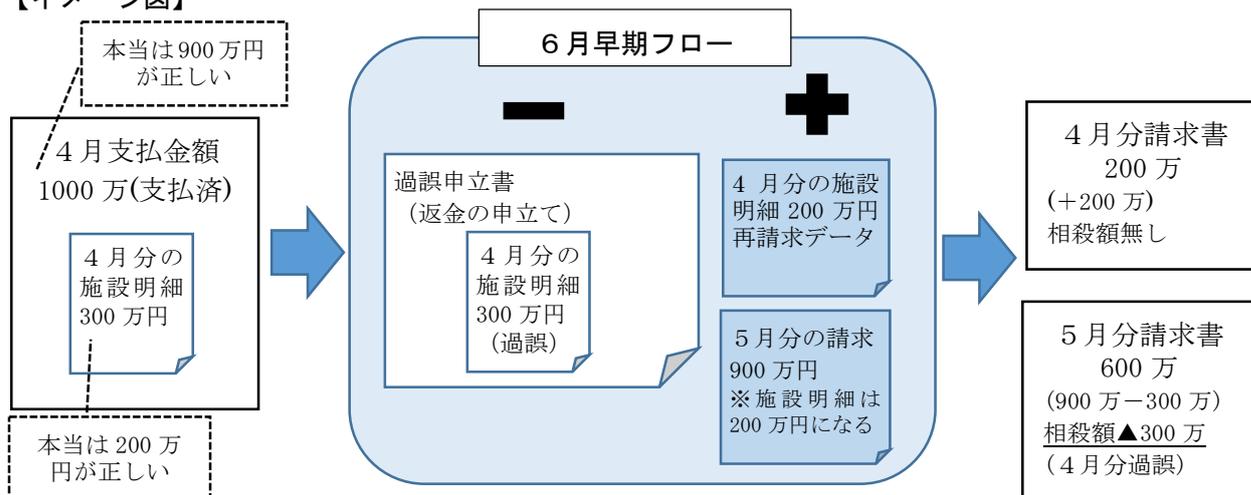
(2) 過誤の仕組み

過誤申立書を提出いただき、その後再請求データを送信していただくことで正しい支給額を得ることができます。

請求金額の増減は、差額での精算ではありません。当初お支払した金額(明細単位)を返していただき、修正された正しい金額を再度お支払します。

原則として、返金は納付書で納めていただくのではなく、後の請求から差し引きすることでお返しいただきます(相殺)。

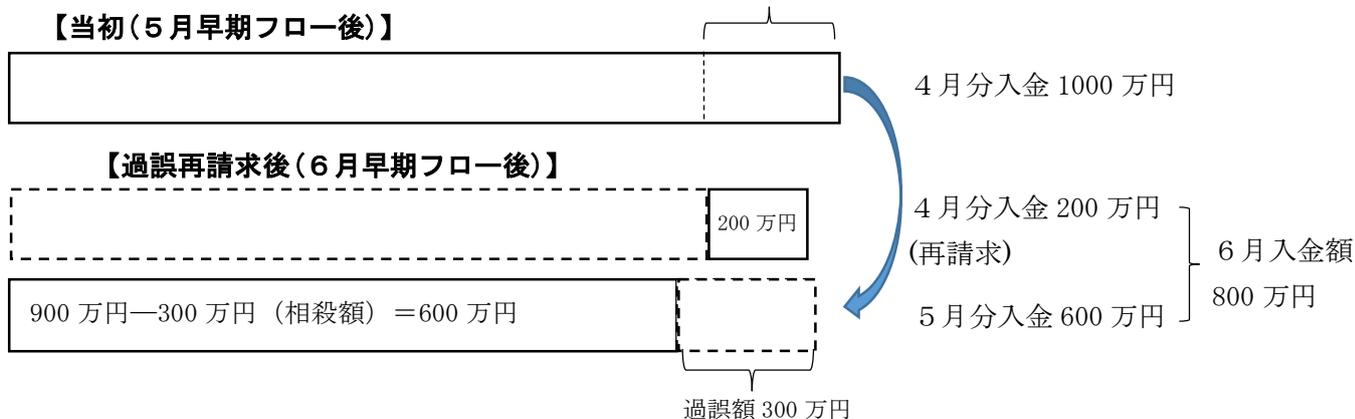
【イメージ図】



4月分の施設明細の請求に修正があると判明!

過誤額 300万円

【当初(5月早期フロー後)】



※過誤申立てと再請求データ送信を同じフロー内で行わないと、返金だけが先に行われ、通常の請求金額から相殺される場合がありますので、ご注意ください。

(3) 過誤の手順

① 過誤申立書の作成 → ② 市に過誤申立書を郵送 → [過誤申立書の処理(相殺情報の登録)]
→ ③ 再請求データの作成 → ④ 再請求データの送信 → ⑤ 支払い手続き

① 過誤の申立書の作成

過誤申立書の作成をお願いします。余白部分に過誤請求データの送信を予定しているフローを記載してください。連絡先もお忘れなくご記入ください。(余白への記載例：5月早期フローで過誤を行いたい)

② 市に過誤申立書を郵送

横浜市に過誤申立書を郵送してください。原則として郵送期限は、過誤請求データの送信を予定しているフローの、一つ前の請求フローのデータ締切日までとします。(通常フローで行う予定の場合は早期フローデータ締切日)

郵送先：横浜市こども青少年局保育・教育運営課 給付担当



過誤申立書の処理(相殺情報の登録)【市】

施設から郵送された過誤申立書に基づき、横浜市で返金(相殺)の登録を行います。

申立書に記載していただいた送信予定の請求フロー以降で相殺が発生します。

相殺額よりも大きい請求を行った際に、請求額から相殺額を引かせていただきます。

③ 再請求データの作成

「過誤申立書」で申立てを行った児童明細、施設明細について、正しい情報に修正します。

④ 再請求データを送信

申立書に記載したフローのデータ期日までに再請求データ送信を行ってください。

(5月早期フローで過誤を行いたい場合、4/13～5/6までに送信)

⑤ 支払手続き

通常のとおり、市から審査結果通知書等が送付されますので、請求書に代表者印を押印の上、請求書締切日までにご返送ください。振込予定日等は各フローと同様です。

平成 28 年度休日保育の利用に関する依頼事項について

子ども・子育て支援新制度においては、児童の利用する曜日や時間帯によって、保育の提供の仕方に差が生じないように、休日の保育も従来の特別保育という位置づけから、通常保育の加算分として整理・給付化がなされました。

本市では、平成 27 年度は市独自の休日保育事業として運営費の助成を行っていますが、平成 28 年度より通常保育の加算分として「運営費の給付化による休日保育」（以下「休日給付」）を行います。

また、特別保育の「休日の一時保育」（以下「休日一時」）は、平成 28 年度も継続します。

平日（月～土曜日）に施設・事業を利用している児童が休日保育の利用を希望する場合は、休日保育利用希望児童が平日に利用している施設・事業（以下「平日利用施設」）へ、以下の書類の作成や確認をお願いしますので、御協力をお願いします。

1 休日保育利用希望保護者への周知について

別添「平成 28 年度休日保育・休日の一時保育の利用案内」を掲出するなど、施設・事業所での周知をお願いします。

また、平日の利用要件と同じ要件で休日保育を希望する方へ利用の手続き方法などの説明をお願いいたします。

※「休日保育」の対象か「休日の一時保育」の対象かについては、別添「利用案内」の 5 ページに確認方法がありますので、そちらで確認のうえ、間違いのないようご案内ください。

2 休日保育児童状況確認書の作成について

休日給付実施施設が平日利用施設での休日給付利用児童の様子を事前に把握し、休日の保育の際に参考にするため、「休日保育児童状況確認書」の作成をお願いいたします。

休日給付利用希望児童の保護者から「休日保育児童状況確認書」の作成依頼があった場合は、必要事項をご記入のうえ、保護者へお渡しください。

「休日保育児童状況確認書」の内容に変更がない限りは、年度に 1 回の作成となります。

3 代替休日取得状況の確認について

休日給付を利用する際は、原則給付の範囲内（週 6 日）での利用となるため、平日に施設を利用しない日（＝代替休日）を設けていただきます。

休日給付利用希望児童の保護者から「休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書」の確認依頼があった場合は、必要事項をご記入のうえ、保護者へお渡しください。

「休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書」は、利用申込みの際に毎回提出していただくものです。

※休日給付実施施設から申出書の内容について確認させていただく場合がありますので、平日の利用施設・事業所は、申出書の写しを保管してください。

また、代替休日を設けなくなり、週 7 日の利用となる場合には、休日保育実施施設への連絡をお願いします。**※連絡方法、連絡時期などの詳細は別紙のとおりです。**

4 休日一時保育利用確認書の確認について

休日一時については、現行どおりの取り扱いと変更はありません。

休日一時利用希望児童の保護者から「休日一時保育利用確認書」の確認依頼があった場合は、必要事項をご記入のうえ、保護者へお渡しください。

「休日一時保育利用確認書」の内容に変更がない限りは、年度に 1 回の作成となります。

5 食物アレルギーや障害児等受入加算の支給状況等の確認について

休日保育利用希望児童の食物アレルギーによる除去食対応等の有無や障害児受入加算の支給状況等について、休日保育実施施設から平日利用施設へ確認をさせていただく場合がありますので、御協力をお願いいたします。

平成 28 年度休日（給付）保育の代替休日取得状況の確認について

休日（給付）保育（以下「休日保育」）を利用する際は、原則給付の範囲内（週 6 日）での利用となるため、休日保育利用希望児童には、平日（月～土曜日）に施設を利用しない日（＝代替休日）を設けていただきます。

代替休日の取得状況について、以下のとおり御協力をお願いします。

1 「休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書」の確認について

休日保育利用希望児童の保護者から「休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書」の確認依頼があった場合は、必要事項をご記入のうえ、保護者へお渡しください。

「休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書」は、利用申込みの際に毎回提出していただくものです。

※休日保育実施施設から申出書の内容について確認させていただく場合がありますので、平日の利用施設・事業所（以下「平日利用施設」）は、「申出書」の写しを保管してください。

2 休日保育実施施設と平日利用施設の連携について

（1）休日保育実施施設から平日利用施設への休日保育利用決定児童の連絡（随時連絡）について

休日保育実施施設は、平日に他施設・事業を利用している児童の休日保育の利用を決定した場合は、利用決定した児童の平日利用施設へ連絡をお願いします。

また、休日保育の利用のキャンセルがあった場合も同様に平日利用施設へ連絡をお願いします。キャンセルの連絡については、事後の連絡となる場合も平日利用施設へ連絡してください。

（2）平日利用施設から休日保育実施施設への代替休日未取得の連絡（随時連絡）について

平日利用施設は、休日保育実施施設から休日保育利用決定連絡のあった児童が代替休日を設けなくなり、週 7 日利用となった場合は、休日保育実施施設へ連絡をお願いします。

※代替休日を取得する「曜日」が変更になった場合の連絡は不要です。

（3）平日利用施設から休日保育実施施設への代替休日取得状況の実績報告（月 1 回）について

平日利用施設は、休日保育実施施設へ休日保育利用決定児童の代替休日取得状況の実績報告をお願いします。

「代替休日取得状況実績報告書」を作成し、平日利用施設の児童が休日保育を利用した月の翌月の 7 日までに、原則郵送で休日保育実施施設へ送付してください。

「実績報告書」の送付方法は、休日保育実施施設と調整し、確実に受け取りができる方法で送付してください。

休日保育 児童状況確認書

平日利用している施設・事業所で記入してください。
 お子さんを事前に把握し、初対面で慣れない時に参考にするなど、お子さんと関わる資料に使用します。
 担任保育士等が記入してください。あてはまる項目に「○」をつけてください。
 平日利用している施設・事業所で障害児等受入加算の支給対象の場合は、備考欄の口にし点を記入してください。
 休日保育終了後は、休日保育実施施設で破棄します。

(記入日) 平成 年 月 日

施設等名		施設等 電話番号	年月日
児童氏名		性別 男・女	年 月 日
愛称			
食事	授乳一日 量(1回)	回 使用粉乳名() 離乳食()	夜間授乳(する・しない)
	幼児	自分で食べる(スプーン フォーク) はし) 食量(多い) 普通) 少ない)	嫌いなもの()
睡眠	(起床 時・就寝 時) 午睡(午前・午後・する・時々する・しない) 寝つき(良い・悪い) ねぐせ(横むき・うつぶせ・あおむけ) ひどり・添い寝 その他()		
生活	オムツ(している 寝る時だけする していない) 歳 か月頃から) 大便(自分でできる (トイレ・オマル) ・できない) 下痢症 普通 便秘症) 小便(自分でできる (トイレ・オマル) ・できない) 近い 普通 遅い) 後しまつ(一人でできる できない) その他()		
清潔	手洗い(自分でできる・できない) 洗顔(自分でできる・できない) うがい(できる・できない) 歯みがき(する・しない) 鼻(かめる・かめない) 服のよごれ(気にする・気にしない)		
着脱	自分で(着られる・着られない・脱げる・脱げない) 着脱する気がある・ない 着せてもらいたがる) その他()		
遊	友達と遊ぶ(一人で遊ぶ 大人と遊ぶ) 好きな遊び(具体的に記入してください)		
び	好きなおもちゃ(具体的に記入してください)		
性格	あり	なし	
食物アレルギーの生活管理指導書の有無	※食物アレルギーの原因食物は必ずご記入ください。		
気になる点 特に伝えたい事			
備考	□障害児等受入加算の支給対象		

※「食物アレルギーの生活管理指導書の有無」欄が「あり」の場合は、食物アレルギーの「生活管理指導表」の写しを添付してください。

休日保育 児童状況確認書

平日利用している施設・事業所で記入してください。
 お子さんを事前に把握し、初対面で慣れない時に参考にするなど、お子さんと関わる資料に使用します。
 担任保育士等が記入してください。あてはまる項目に「○」をつけてください。
 平日利用している施設・事業所で障害児等受入加算の支給対象の場合は、備考欄の口にし点を記入してください。
 休日保育終了後は、休日保育実施施設で破棄します。

(記入日) 平成 28 年 0 月 日

施設等名		施設等 電話番号	年月日
児童氏名		性別 男・女	年 月 日
愛称			
食事	授乳一日 量(1回)	回 使用粉乳名() 離乳食()	夜間授乳(する・しない)
	幼児	自分で食べる(スプーン フォーク) はし) 食量(多い) 普通) 少ない)	嫌いなもの()
睡眠	(起床 7 時・就寝 9 時) 午睡(午前・午後・する・時々する・しない) 寝つき(良い・悪い) ねぐせ(横むき・うつぶせ・あおむけ) (ひとり・添い寝 その他()		
生活	オムツ(している 寝る時だけする していない) 2歳 か月頃から) 大便(自分でできる (トイレ・オマル) ・できない) 下痢症 普通 便秘症) 小便(自分でできる (トイレ・オマル) ・できない) 近い 普通 遅い) 後しまつ(一人でできる できない) その他()		
清潔	手洗い(自分でできる・できない) 洗顔(自分でできる・できない) うがい(できる・できない) 歯みがき(する・しない) 鼻(かめる・かめない) 服のよごれ(気にする・気にしない)		
着脱	自分で(着られる・着られない・脱げる・脱げない) 着脱する気がある・ない 着せてもらいたがる) その他()		
遊	友達と遊ぶ(一人で遊ぶ 大人と遊ぶ) 好きな遊び(具体的に記入してください)		
び	好きなおもちゃ(具体的に記入してください)		
性格	あり	なし	
食物アレルギーの生活管理指導書の有無	※食物アレルギーの原因食物は必ずご記入ください。 原因食物：牛乳・乳製品、小麦		
気になる点 特に伝えたい事			
備考	■障害児等受入加算の支給対象		

※「食物アレルギーの生活管理指導書の有無」欄が「あり」の場合は、食物アレルギーの「生活管理指導表」の写しを添付してください。

休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書(4月分)

平成 〇 年 〇 月 〇 日

〇〇保育園 施設長 様

【保護者】〒1111-1111

住所 横浜市〇〇区××町1-1

氏名 〇〇 〇〇 申込児童との続柄 父
 電話番号 〇〇〇-××××-△△△△ (父携帯)
 利用可否の連絡先 〇〇〇-××××-△△△△ (母携帯)

次のとおり、利用を申込みます。 ※口欄は、該当する項目にチェックを入れてください。

児童	ふりがな 〇〇 〇〇 氏名 〇〇 〇〇 男 女 (平成 〇 年 〇 月 〇 日生)
平日の利用施設・事業所等	支給認定証番号: 123456789123 <input checked="" type="checkbox"/> 保育所 口認定こども園(2・3号) 口小規模保育事業 <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 口事業所内保育事業 口居宅訪問型保育事業 施設名: ▲▲保育園 住所: 横浜市〇〇区1-1 施設電話番号: 〇45-〇〇〇-×××× クラス: 〇歳児クラス (平成27年4月22日入所) ■ 休日保育を利用した場合、代わりに月～土曜日に保育を利用しない日を記入します。 ⇒利用料はかかりません。 ⇒平日の利用施設から確認を受けた「代替休日取得状況申出書」を添付してください。 <input type="checkbox"/> 休日保育を利用した場合、代わりに月～土曜日に保育を利用しない日を記入しません。 ⇒利用料がかかります。
利用方法	

※保育実施の必要上、お子さまが在籍中の保育所等に列して、直近の保育状況等の照会や、休日中の保育状況についての情報提供を行うことがあります。このことについて保護者は、この申出書の提出をもって同意したものとみなします。

※休日保育の利用希望日に「○及び利用希望時間」、代替休日に「△」をご記入ください。

※月～土曜日に代替休日日を設けない(週7日の利用となる)場合は利用料がかかりません。当初代替休日日を設けると申し、その後代替休日日を設けなくなり、週7日の利用となった場合も同様です。当初の申出内容が変更となった場合は、お早めに平日利用施設、休日保育利用施設両方に申し出てください。

平成 28 年 4 月分

月	火	水	木	金	土	日
第1週	28	29	30	31	2	3
第2週	4	5	6	7	8	9
第3週	11	12	13	14	15	16
第4週	18	19	20	21	22	23
第5週	25	26	27	28	29	30

※左上の口に日にちを記入してください。

上記の児童について、保護者からの申出に基づき、代替休日取得状況を確認しました。

平日の利用施設・事業所の施設長 〇〇 印

※この申出書の記載内容について、平日の利用施設・事業所は何らの法的責任を負うものではないことを申し添えます。

※休日保育実施施設から申出書の内容について確認させていただく場合がございます。平日の利用施設・事業所は、申出書の写しを保管してください。

<平日利用の施設の方へ>

1 「休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書」の確認について

休日保育利用希望児童の保護者から「休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書」の確認依頼があった場合は、必要事項をご記入のうえ、保護者へお渡しください。
 「休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書」は、利用申込みの際に毎回提出していただくものです。

※休日保育実施施設から申出書の内容について確認させていただく場合がありますので、平日の利用施設・事業所（以下「平日利用施設」）は、「申出書」の写しを保管してください。

2 休日保育実施施設と平日利用施設の連携について

(1) 休日保育実施施設から平日利用施設への休日保育利用決定児童の連絡（随時連絡）について

休日保育実施施設は、平日に他施設・事業を利用しての児童の休日保育の利用を決定した場合は、利用決定した児童の平日利用施設へ連絡をお願いします。
 また、休日保育の利用のキャンセルがあった場合も同様に平日利用施設へ連絡をお願いします。キャンセルの連絡については、事後の連絡となる場合も平日利用施設へ連絡してください。

(2) 平日利用施設から休日保育実施施設への代替休日日未取得の連絡（随時連絡）について

平日利用施設は、休日保育実施施設から休日保育利用決定連絡のあった児童が代替休日を設けなくなり、週7日利用となった場合は、休日保育実施施設へ連絡をお願いします。

※代替休日日を取得する「曜日」が変更になった場合の連絡は不要です。

(3) 平日利用施設から休日保育実施施設への代替休日取得状況の実績報告（月1回）について

平日利用施設は、休日保育実施施設へ休日保育利用決定児童の代替休日取得状況の実績報告をお願いします。
 「代替休日取得状況実績報告書」を作成し、平日利用施設の児童が休日保育を利用した月の翌月の7日までに、原則郵送で休日保育実施施設へ送付してください。
 「実績報告書」の送付方法は、休日保育実施施設と調整し、確実を受け取りができる方法で送付してください。

代替休日取得状況実績報告書(月分)

平成 年 月 日

休日保育実施施設長 様

以下の児童について、代替休日取得状況について、報告します。

(平日利用施設)
施設・事業所名
代表者氏名
電話番号

児童氏名	() 歳	性別 男・女	生年月日	年	月	日
平日利用する施設等名	〇〇保育園					

休日保育の利用日に「○」、代替休日に「△」をご記入ください。
代替休日を取得しなかった日に「×」をご記入ください。
※月～土曜日に代替休日を設けない場合は利用料がかかります。

平成 年 月 分

	月	火	水	木	金	土	日
第1週							
第2週							
第3週							
第4週							
第5週							

※左上の口に日にちを記入してください。
この申出書の記載内容について、貴施設・事業所は何らの法的責任を負うものではないことを申し添えます。

代替休日取得状況実績報告書(4月分)

平成 年 月 日

休日保育実施施設長 様

以下の児童について、代替休日取得状況について、報告します。

(平日利用施設)
施設・事業所名
代表者氏名
電話番号

児童氏名	〇〇	(3) 歳	性別 男・女	生年月日	H	23	年	〇	〇	日
平日利用する施設等名	〇〇保育園									

休日保育の利用日に「○」、代替休日に「△」をご記入ください。
代替休日を取得しなかった日に「×」をご記入ください。
※月～土曜日に代替休日を設けない場合は利用料がかかります。

平成 28 年 4 月分

	月	火	水	木	金	土	日
第1週	28	29	30	31	1	2	3
第2週	4	5	6	7	8	9	10
第3週	11	12	13	14	15	16	17
第4週	18	19	20	21	22	23	24
第5週	25	26	27	28	29	30	31

※左上の口に日にちを記入してください。
この申出書の記載内容について、貴施設・事業所は何らの法的責任を負うものではないことを申し添えます。

利用確認書

横浜市休日一時保育事業実施施設 施設長様

施設所在地

施設名称

電話番号

施設長氏名

印

下記児童が、現に当保育所等を利用していることを確認いたします。

施設種別	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業
フリガナ		
児童氏名		
利用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
確認日 (記入日)	平成 年 月 日	
確認者 (施設長)		
備考	<input type="checkbox"/> 障害児等受入加算支給対象	

<記入上の注意>

- ・ ご記入の際は、黒のボールペン又は万年筆をお使いください。
- ・ 利用期間欄には、施設・事業利用調整結果通知書に基づいた利用期間を記入してください（幼稚園については、給付対象施設のみ）。
- ・ 確認日（記入日）欄には、利用登録しようとする児童が利用している保育所等の施設長又は設置者がこの用紙に記入した日付を記入してください。
- ・ 確認者（施設長）欄には、利用登録しようとする児童が利用している保育所等の施設長又は設置者の氏名を、当該施設長又は設置者の自署で記入してください。
- ・ 上記児童が障害児等受入加算の支給対象者の場合は、備考欄の□にレ点を記入してください。（横浜市の認可保育所等の場合は、記入不要です。）
- ・ 上記児童の利用状況について、休日一時保育事業実施施設、横浜市の各福祉保健センター又は横浜市子ども青少年局保育・教育運営課から、この確認書に基づき、貴保育所等の上記児童の利用状況の確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
- ・ この確認書の記載内容について、貴保育所等は何らの法的責任を負うものではないことを申し添えます。

利用確認書

横浜市休日一時保育事業実施施設 施設長様

施設所在地

施設名称

電話番号

施設長氏名

印

横浜市〇〇区×町□□-〇

〇〇保育園

〇〇〇-△△△-×××

〇〇 〇〇

〇〇印

下記児童が、現に当保育所等を利用していることを確認いたします。

施設種別	<input checked="" type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業
フリガナ		
児童氏名	〇〇 〇〇	
利用期間	平成28年4月1日 ~ 平成29年3月31日	
確認日 (記入日)	平成28年4月1日	
確認者 (施設長)	〇〇 〇〇	
備考	<input checked="" type="checkbox"/> 障害児等受入加算支給対象	

<記入上の注意>

- ・ ご記入の際は、黒のボールペン又は万年筆をお使いください。
- ・ 利用期間欄には、施設・事業利用調整結果通知書に基づいた利用期間を記入してください（幼稚園については、給付対象施設のみ）。
- ・ 確認日（記入日）欄には、利用登録しようとする児童が利用している保育所等の施設長又は設置者がこの用紙に記入した日付を記入してください。
- ・ 確認者（施設長）欄には、利用登録しようとする児童が利用している保育所等の施設長又は設置者の氏名を、当該施設長又は設置者の自署で記入してください。
- ・ 上記児童が障害児等受入加算の支給対象者の場合は、備考欄の□にレ点を記入してください。（横浜市の認可保育所等の場合は、記入不要です。）
- ・ 上記児童の利用状況について、休日一時保育事業実施施設、横浜市の各福祉保健センター又は横浜市子ども青少年局保育・教育運営課から、この確認書に基づき、貴保育所等の上記児童の利用状況の確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
- ・ この確認書の記載内容について、貴保育所等は何らの法的責任を負うものではないことを申し添えます。

横浜市休日保育利用登録申請書

施設長 様
平成 年 月 日
【保護者】〒 〇〇〇〇〇〇
住所 横浜市〇〇区〇〇街〇〇番

氏名 〇〇〇〇 印 申請児童との続柄 父
※口欄は、該当する項目にチェックを入れてください。

児童 〇〇 男・女 (平成 年 月 日生)
氏名 〇〇 〇〇
支給認定証番号: 123456789123
□ 毎月の全ての日曜日及び祝日
□ 毎月の全ての日曜日及び祝日のうち()日程度
□ その他(具体的に記入 例: 4月と8月の全日曜日及び祝日)
□ 保育所 □ 認定こども園(2・3号) □ 小規模保育事業 □ 家庭的保育事業
□ 事業所内保育事業 □ 居宅訪問型保育事業
施設名: ▲▲保育園 住所: 横浜市〇〇区1-1
施設電話番号: 〇45-〇〇〇-XXXX
□ 休日保育を利用した場合、代わりに月～土曜日に保育を利用しない日を設定します。
⇒利用料はかかりません。
⇒利用申込時に、平日の利用施設から確認を受けた「代替休日取得状況申請書」を休日保育利用施設へ提出してください。
□ 休日保育を利用した場合、代わりに月～土曜日に保育を利用しない日を設定しません。
⇒利用料がかかります。

保育標準時間認定 □ 保育短時間認定
必要量認定区分
支給認定証に記載された
保育の必要事由
父 1. 居宅外就労 2. 居宅内就労 3. 病氣、けが 4. 障害 5. 介護
6. 通学 7. 求職中 8. 災害復旧従事 9. ひどい親世帯 (該当するものに○)
母 1. 居宅外就労 2. 居宅内就労 3. 病氣、けが 4. 障害 5. 介護
6. 通学 7. 求職中 8. 災害復旧従事 9. ひどい親世帯 10. 産前産後
11. その他(日曜等に保育できない理由を具体的に記入)
※「支給認定証」の保育の必要事由は一時保育としての利用となりますので、利用料がかかります。

ふりがな氏名	年齢	続柄	携帯電話番号	勤務先・学校名(電話)	休日の勤務等時間
〇〇 〇〇	30歳	父	090-XXXX-XXXX	〇〇会社 (TEL: XXXX-XXXX)	8:30~17:15
△△ △△	30歳	母	090-XXXX-XXXX	(株)〇〇 (TEL: XXXX-XXXX)	8:30~17:15
△△ △△					~
△△ △△					~

家族状況、緊急連絡先

※保育実施の必要上、お子さまが在籍中の保育所等に対して、直近の保育状況等の照会や、休日中の保育状況についての情報提供を行うことがあります。このことについて保護者は、この申請書の提出をもって同意したものとみなします。
※登録申請の際は以下の書類を添付してください。
・休日保育 児童状況確認書
・支給認定証のコピー
・休日保育 必要となる証明する書類 (以下の例をご参照ください。)
・休日保育が必要となる証明 (以下の場合も必要です。)
・就労: 休日就労 (予定) 証明 (申告) 書 (自営業の場合も必要です。)
・通学: 休日に通学していることがわかる時間割など (様式は任意です。)
・介護や通所 (通学) の付き添い: 休日に介護等の付き添いをしていていることがわかるタイムスケジュール
・求職中: 休日に求職活動をしていることがわかるタイムスケジュール
上記以外の場合、休日に保育が必要となることを証明する書類は必要ありません。

横浜市休日保育利用登録申請書

施設長 様
平成 年 月 日
【保護者】〒 111-1111
住所 横浜市〇〇区〇〇街〇〇番

氏名 〇〇 〇〇 申請児童との続柄 父
※口欄は、該当する項目にチェックを入れてください。

児童 〇〇 男・女 (平成 年 月 日生)
氏名 〇〇 〇〇
支給認定証番号: 123456789123
□ 毎月の全ての日曜日及び祝日
□ 毎月の全ての日曜日及び祝日のうち()日程度
□ その他(具体的に記入 例: 4月と8月の全日曜日及び祝日)
□ 保育所 □ 認定こども園(2・3号) □ 小規模保育事業 □ 家庭的保育事業
□ 事業所内保育事業 □ 居宅訪問型保育事業
施設名: ▲▲保育園 住所: 横浜市〇〇区1-1
施設電話番号: 〇45-〇〇〇-XXXX
□ 休日保育を利用した場合、代わりに月～土曜日に保育を利用しない日を設定します。
⇒利用料はかかりません。
⇒利用申込時に、平日の利用施設から確認を受けた「代替休日取得状況申請書」を休日保育利用施設へ提出してください。
□ 休日保育を利用した場合、代わりに月～土曜日に保育を利用しない日を設定しません。
⇒利用料がかかります。

保育標準時間認定 □ 保育短時間認定
必要量認定区分
支給認定証に記載された
保育の必要事由
父 1. 居宅外就労 2. 居宅内就労 3. 病氣、けが 4. 障害 5. 介護
6. 通学 7. 求職中 8. 災害復旧従事 9. ひどい親世帯 (該当するものに○)
母 1. 居宅外就労 2. 居宅内就労 3. 病氣、けが 4. 障害 5. 介護
6. 通学 7. 求職中 8. 災害復旧従事 9. ひどい親世帯 10. 産前産後
11. その他(日曜等に保育できない理由を具体的に記入)
※「支給認定証」の保育の必要事由は一時保育としての利用となりますので、利用料がかかります。

ふりがな氏名	年齢	続柄	携帯電話番号	勤務先・学校名(電話)	休日の勤務等時間
〇〇 〇〇	30歳	父	090-XXXX-XXXX	〇〇会社 (TEL: XXXX-XXXX)	8:30~17:15
△△ △△	30歳	母	090-XXXX-XXXX	(株)〇〇 (TEL: XXXX-XXXX)	8:30~17:15
△△ △△					~
△△ △△					~

家族状況、緊急連絡先

※保育実施の必要上、お子さまが在籍中の保育所等に対して、直近の保育状況等の照会や、休日中の保育状況についての情報提供を行うことがあります。このことについて保護者は、この申請書の提出をもって同意したものとみなします。
※登録申請の際は以下の書類を添付してください。
・休日保育 児童状況確認書
・支給認定証のコピー
・休日保育 必要となる証明する書類 (以下の例をご参照ください。)
・休日保育が必要となる証明 (以下の場合も必要です。)
・就労: 休日就労 (予定) 証明 (申告) 書 (自営業の場合も必要です。)
・通学: 休日に通学していることがわかる時間割など (様式は任意です。)
・介護や通所 (通学) の付き添い: 休日に介護等の付き添いをしていていることがわかるタイムスケジュール
・求職中: 休日に求職活動をしていることがわかるタイムスケジュール
上記以外の場合、休日に保育が必要となることを証明する書類は必要ありません。

休日保育の利用方法

休日保育の利用については、事前に利用登録を行い、休日保育実施施設で利用要件・優先順位を判断します。事前登録後、実際に利用する際は、月毎に申込みを行い、休日保育実施施設で受け入れの判断を行います。

- 1 事前に休日保育実施施設へ利用登録をします。
休日保育実施施設において、以下の休日保育利用の判断方法（ガイドライン）を基に受け入れの優先順位を判断します。

休日保育利用の判断方法（ガイドライン）

利用希望が多く、申込みのあった児童全員を受け入れることができない場合は、毎月受け入れの判断を行います。以下のとおり休日保育の必要性を判定し、受け入れを判断します。

<前提条件>

- ・休日等に保育が必要な要件が、平日の要件と同じであること。（要件は支給認定証・休日就労証明書等で確認する）
- ・どの要件でも、休日等に1日4時間以上保育を必要とすること。（この前提条件に合致しない場合は、休日の一時保育の扱いとする。）

(1) 優先順位の判断

優先順位①～③を判断します。父、母で優先順位が異なる場合は、低い順位を適用します。ただし、下位順位の人が、上位順位の人を超えて受入決定されることはありません。

優先順位①（定期：毎月利用）

年間を通じて、毎月休日等に保育が必要な児童。

- 例：・毎週月火が固定で休み、水～日が就労等で、毎月休日等に保育が必要。
- ・曜日に関係なく、シフト勤務があり、毎月休日等に保育が必要。

優先順位②（定期：毎月以外）

毎月ではないが、年間を通じて休日等に保育が必要な児童。

- 例：・4～6月と9～10月のみ休日等に就労等で保育が必要。

優先順位③（不定期）

上記優先順位①②以外で<前提条件>を満たす児童。

(2) 優先順位が並んだ場合の判断

(1)で優先順位が並んだ場合は、以下の「視点」で受け入れを判断します。どの視点を優先するかは施設で定めます。（利用登録申請受付時に申請者へ事前説明します。必要に応じて、休日保育実施施設と休日保育実施施設が所在区は情報共有します。）

【視点】

- ・月の利用日数が多い世帯優先
- ・父母両方に要件がある世帯優先
- ・生活保護世帯優先
- ・市内在住児童優先
- ・居宅外労働優先
- ・その他施設が休日保育の必要性が高いと判断した場合（事前に区と調整すること）

※事前の連絡のないキャンセルや正当な理由なくキャンセルが続く場合は、次の利用時の優先順位が下がる場合があります。

2 事前登録後、利用する際は、毎月休日保育実施施設へ申し込みをします。

申込みのあった児童全員を受け入れることができない場合は、事前登録でつけた優先順位を基に、受け入れの判断を行います。

参 考

認可保育所設置者 様
認定子ども園設置者 様
家庭的保育事業設置者 様
小規模保育事業設置者 様
事業所内保育事業設置者 様

横浜市子ども青少年局保育・教育運営課長

平成28年度休日保育に関する依頼事項について（依頼）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃より、本市の保育行政に御協力いただきましてありがとうございます。
現在、休日保育は市独自の休日保育事業として運営費の助成を行っていますが、平成28年度より通常保育の加算分として「運営費の給付化による休日保育」（以下「休日給付」）を行います。また、現行の休日保育（以下「休日一時」）についても継続します。
つきましては、休日保育に関して以下のとおり依頼しますので、御協力をお願いします。

1 依頼内容

平日（月～土曜日）に施設・事業を利用しての児童が休日保育（「休日給付」及び「休日一時」）の利用を希望する場合は、休日保育利用希望児童が平日に利用している施設・事業へ書類の作成や代替休日の確認をお願いしますので、書類作成に御協力をお願いします。

詳細は、別紙「平成28年度休日保育の利用に関する依頼事項について」を御確認ください。

2 添付資料

- (1) 平成28年度休日保育の利用に関する依頼事項について
- (2) 平成28年度休日保育・休日の一時保育の利用案内
- (3) 「休日保育児童状況確認書」、「休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書※」、「休日一時保育利用確認書」の様式及び記載例<施設作成>※申出書は代替休日取得状況について確認をお願いします。
- (4) 「横浜市休日保育利用登録申請書」の様式及び記載例<休日保育利用希望保護者作成>
- (5) 休日保育利用の判断方法（ガイドライン）

3 その他

平成28年度の休日保育・休日の一時保育の利用案内については、平成28年3月1日より、市ホームページへ掲載しています。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/kosodate/kyuujiitsu.html>

担 当：子ども青少年局保育・教育運営課 森兼・金子
電 話：045-671-3564
FAX：045-664-5479

平成28年度 休日保育・休日の一時保育 ご案内



お仕事の都合などにより、日曜や祝日にご家庭でお子さまの保育ができませんときは、保育園でお子さまをお預かりする「休日保育」・「休日の一時保育」をご利用ください。

ご利用いただける方

●休日保育

子ども・子育て支援新制度における2号または3号の支給認定を受け、平日（月～土曜日）に、認可保育所・認定こども園（保育所利用）・小規模保育事業A型、B型、C型・家庭的保育事業・事業所内保育事業（地域枠）を利用して、休日等に保育が必要な小学校就学前のお子さま。

※平日の利用理由と休日の利用理由が異なる場合は、休日の一時保育の利用となります。

■休日の一時保育

小学校就学前のお子さまで、下の(1)～(3)のいずれかに該当する方がご利用いただけます。

- (1) 原則、休日保育の対象となるお子さま以外で、お仕事（就労・就学、職業訓練など）の都合により、休日等の保育が必要となるお子さま
- (2) 病氣や怪我、入院、冠婚葬祭への出席など、やむを得ない理由により、緊急一時的に休日等に保育が必要となるお子さま
- (3) 保護者の育児疲れの解消を図るため、休日等に保育を必要とするお子さま

※休日保育の対象となるお子さまでも、利用を希望する施設が休日保育を実施していない

保育を行う休日等

●休日保育 ■休日の一時保育

日曜・祝日（振替休日を含む）・年末年始（12月29日～1月3日）※

※行事等で休日保育や休日の一時保育が実施できない場合は事前にお知らせします。詳しくは各施設、又はこども青少年局ホームページ「はびねすぽっと」でご確認ください。

実 施 施 設

休日保育と休日の一時保育の両方を実施している施設と休日の一時保育のみ実施している施設があります。詳細は6・7ページ「実施施設のご案内」をご覧ください。

開 所 時 間

●休日保育 ■休日の一時保育

施設により、開所時間は異なります。延長保育を実施している施設もあります。6・7ページ「実施施設のご案内」をご覧ください。

そ の 他

初めての利用の場合は、お子さまの様子を伺いいたしますので、原則お子さま同伴での面談を行います。

お子さまの状況により、慣らし保育を行う場合があります。

お子さまの送迎について、施設ではお子さまの送り迎えはいたしません。保護者の方が責任を持って、お子さまの送り迎えをお願いします。

※必要書類などは、次のURLからダウンロードできます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/kosodate/kyuujiitsuu.html>

利用申込締切日等 ※土日・祝日は除きます。

●休日保育 平成28年度

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申込締切日	3/10	4/11	5/10	6/10	7/11	8/10	9/12	10/11	11/10	12/10	1/10	2/10
利用決定日	3/15	4/18	5/16	6/15	7/15	8/15	9/16	10/17	11/15	12/16	1/16	2/15

※休日保育の優先順位に応じて、利用できる方を決定し、利用決定日までに連絡します。

※利用決定日までに、施設から利用決定の連絡がない場合は、休日保育の利用はできません。（利用できずの方からのキャンセルがある場合は、利用決定日以降に利用できなかった方へ施設からご連絡する場合があります。）

※利用を辞退される場合は、お早めに施設に申し出てください。遅くとも、利用日の3日前までに必ず施設に申し出てください。

※申込締切日以降でも、受け入れ人数に空きがある場合は休日保育を利用できる場合があります。申込締切後の利用については、各施設へお問い合わせください。

■休日の一時保育

ご利用になりたい日の7日前までに、施設にお申込みください。

※利用を辞退される場合は、利用日の3日前までに必ず施設に申し出てください。

※年末年始に限っては、最大14日前が利用申請締め切りになります。（各施設により締め切り日が異なります。）

利 用 料

※平成28年4月以降の料金は市の議決を経て、平成28年3月末に確定します。

●休日保育

休日保育を利用した場合、代わりに月～土曜日に利用している施設を利用しない日を設定する場合は利用料がかかります。（週6日の保育利用）
設けない場合は「休日の一時保育」と同様の利用料がかかります。

また、延長保育を利用する場合は、延長保育の利用料（ガイドライン（案） 80円/30分、おやつ代120円/1回、夕食代370円/1回）がかかります。

※保育短時間認定のお子さまで、施設が定める保育時間（8時間）を超える時間帯を利用する場合は、「延長保育」となります。

■休日の一時保育

利用料等は、直接、施設にお支払いください。なお、無断、又は利用日3日前を過ぎてからのキャンセルについては、キャンセル料がかかります。

休日の一時保育利用料等（ガイドライン（案））

年齢区分	基本保育時間（8時間）※ （カッコ内は6時間以内の利用の場合）	基本保育時間を超える 時間帯を利用する場合		給食・おやつ代
		420円/1時間	230円/1時間	
3歳未満児	3,300円（420円/1時間）	420円/1時間	230円/1時間	400円/1回
3歳以上児	1,800円（230円/1時間）	230円/1時間	230円/1時間	400円/1回

※給食・おやつ代には、午後6時30分を超えて利用する児童に係る夕おやつ又は夕食代を含みません。

※横浜市在住の被保護世帯、前年度の市民税が非課税の世帯及び寡婦（夫）控除のみなし適用に関する非課税相当の方は、平成28年度から利用料が全額減免となり、おやつ代（給食・おやつ代は除く）、証明書類（保護証明書、保護（開始）決定通知書、生活保護費支給証、市民税・県民税（非）課税証明書、横浜市民券（夫）控除のみなし適用通知書など）を利用日前または利用日当日に保育所に提出してください。利用日後に提出となった場合は、原則、減免は受けられませんのでご注意ください。

※年齢区分は、当該年度初日の前日における満年齢となります（同一年度中は同じ年齢区分となります）。

● 休日保育

- 1 利用登録の手続き（年1回）
平日に利用している施設へ休日保育利用希望について、伝えます。
「休日保育利用登録申請書」・「休日保育児童状況確認書」・「休日の保育が必要なことを証明する書類（「休日保育利用登録申請書」・「支給認定証の写し）」・「支給認定証の写し）」を利用したい施設にご提出ください。また、初めての利用登録の場合は、お子さまの様子をお伺いします。原則お子さまと同伴での面談を行います。面談の実施方法などは各施設で異なります。なお、緊急の場合は各施設にご相談ください。
お子さまが身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている場合や判定機関等を利用している場合は、受入体制を整える必要があるため、施設にお話しください。また、各手帳の写しをいただく場合がありますのでご了承ください。
- 2 「利用申込み（利用希望する月ごと）」
「利用申込み等」をご確認のうえ、「休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書」を利用したい施設にご提出ください。利用の月ごとに申込みが必要です。
「休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書」は平日利用している施設へ「平日にお休みする日（＝代替休日）」を申出し、「申出書」に確認を受けてください。代替休日を設けない場合は、休日の一時保育の利用料がかかります。
※申込締切日以降でも、受け入れ人数に空きがある場合は休日保育を利用できる場合があります。申込締切後の利用については、各施設へお問い合わせください。

3 利用の可否

お申込み内容を確認し、休日保育の優先順位に応じて、利用できる方を決定し、利用決定日までご連絡いたします。利用決定日までに、施設から利用決定の連絡がない場合は、休日保育の利用はできません。
※受け入れ人数に限られているので、ご利用を保留とさせていただきます。要件を満たさない場合にはご利用をお断りすることがあります。
※ご利用できる方からのキャンセルがあった場合は、利用決定日以降に利用できなかつた方へ施設からご連絡する場合があります。）

※利用決定後に、代替休日が変更になった場合はお早めに平日利用している施設へ申し出てくださいます。代替休日を設けないで休日保育を利用した場合は、休日の一時保育の利用料がかかります。
※4月の利用を希望される方については申込締切日までの期間が短いことから、「休日保育児童状況確認書」、「休日就労（予定）証明（申告）書」、「支給認定証のコピー」、「代替休日取得状況の確認」が申込締切日までに間に合わない場合は、初回の休日保育利用日までに提出してください。

■ 休日の一時保育

- 1 利用登録の手続き
「児童・家庭状況調書」をご記入のうえ、利用したい施設にご提出ください。また、初めての利用登録の場合は、お子さまの様子をお伺いします。なお、緊急の場合は各施設にご相談ください。
※平日に利用している施設へ休日保育利用希望について、伝えます。
「休日保育利用登録申請書」・「休日保育児童状況確認書」・「休日の保育が必要なことを証明する書類（「休日保育利用登録申請書」・「支給認定証の写し）」・「支給認定証の写し）」を利用したい施設にご提出ください。また、初めての利用登録の場合は、お子さまの様子をお伺いします。原則お子さまと同伴での面談を行います。面談の実施方法などは各施設で異なります。なお、緊急の場合は各施設にご相談ください。
お子さまが身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている場合や判定機関等を利用している場合は、受入体制を整える必要があるため、「児童・家庭状況調書」の備考欄に記入していただくか、施設にお話しください。また、各手帳の写しをいただく場合がありますのでご了承ください。
- 2 利用の申込み
「利用申込み等」をご確認のうえ、各施設の定める方法により、お申込みください。
- 3 利用の可否
お申込み内容の確認が済み次第、施設からご利用の可否をお知らせします。
受け入れ人数に限られているので、ご利用を保留とさせていただきます。要件を満たさない場合にはご利用をお断りすることがあります。

休日保育の利用手続きの流れ

平日に利用している施設へ休日保育利用希望について、伝えます。
休日保育利用登録申請書」・「休日保育児童状況確認書」・「休日の保育が必要なことを証明する書類（「休日保育利用登録申請書」・「支給認定証の写し）」・「支給認定証の写し）」を利用したい施設にご提出ください。また、初めての利用登録の場合は、お子さまの様子をお伺いします。原則お子さまと同伴での面談を行います。面談の実施方法などは各施設で異なります。なお、緊急の場合は各施設にご相談ください。

1. 利用登録（年1回）
【保護者から休日保育実施施設へ】

申込締切日までに、利用を希望する施設へ直接申し込みます。
「申込締切日」は、2ページをご覧ください。
※2の利用申込と同時に可能ですが、※利用登録は要件等に変更がなければ、原則年度に1回です。

初めての利用登録申請等の場合は、児童の様子をお伺いしますので、原則児童同伴での、面談を実施します。

2. 利用申込（利用希望する月ごと）
【保護者から休日保育実施施設へ】

申込締切日までに、利用を希望する施設へ直接申し込みます。
「申込締切日」は、2ページをご覧ください。
※1の利用登録と同時に可能ですが、※申込締切日以降の申込みについては2ページをご覧ください。

3. 利用の判断（毎月）
【休日保育実施施設から保護者へ】

要件等を確認し、休日保育実施施設において、市が定める「ガイドライン」により、受入の可否を判断し、**利用決定日まで**に、**利用決定者への**ご連絡します。
※**利用不可の場合は連絡はありません。**

施設の利用

休日の一時保育の利用手続きの流れ

休日の一時保育実施施設や市HP、区役所から「児童・家庭状況調書」等、利用登録・利用申込に必要な書類を受け取ります。
⇒必要な書類は、3ページをご覧ください。

1. 利用登録（年1回）
【保護者から休日の一時保育実施施設へ】

利用希望日の7日前までに、利用を希望する施設へ直接申し込みます。
※2の利用申込と同時に可能ですが、※利用登録は要件等に変更がなければ、原則年度に1回です。

2. 利用申込
【保護者から休日の一時保育実施施設へ】

利用希望日の7日前までに、利用を希望する施設へ直接申し込みます。
※1の利用登録と同時に可能ですが、

3. 利用の判断
【休日の一時保育実施施設から保護者へ】

要件等を確認し、休日の一時保育実施施設において、施設が定める方法により、受入の可否を判断し、連絡します。

施設の利用

■ 休日の一時保育を実施している施設

<p>① やまゆり中山保育園 【緑区】</p> <p>所在地 横浜市緑区中山町321番地10</p> <p>開所時間 am 8:00 ~ pm 6:30</p> <p>連絡先 TEL 080(4098)6047 : FAX (532)6604</p> <p>受付時間 am 10:00 ~ pm 5:00 (日・祝日のみ)</p> <p>受入年齢 1才0か月~就学前</p> <p>交通 JR線「中山」下車徒歩1分</p>	<p>② ビッピ保育園 【青葉区】</p> <p>所在地 横浜市青葉区荏田西三丁目1番地19</p> <p>開所時間 am 8:45 ~ pm 5:15</p> <p>連絡先 TEL (910)0662 : FAX (910)0663</p> <p>受付時間 am 9:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く)</p> <p>受入年齢 一人で座れる、哺乳瓶飲める程度~就学前</p> <p>交通 東急田園都市線「市ヶ尾」下車徒歩10分</p>
<p>③ 聖保育園 【港北区】</p> <p>所在地 横浜市港北区大倉山三丁目41番17号</p> <p>開所時間 am 8:00 ~ pm 6:00</p> <p>連絡先 TEL (543)3695 : FAX (540)0386</p> <p>受付時間 am 8:30 ~ pm 6:00 (土日・祝日は除く)</p> <p>受入年齢 8週間以降~就学前</p> <p>交通 東急東横線「大倉山」下車徒歩2分</p>	<p>④ なかまっこ園 【都筑区】</p> <p>所在地 横浜市都筑区仲町台一丁目14番23号 1階</p> <p>開所時間 am 7:00 ~ pm 9:00</p> <p>連絡先 TEL (479) 6503 : FAX (479) 6504</p> <p>受付時間 am 9:00 ~ pm 5:00 (日曜・祝日は除く)</p> <p>受入年齢 8か月~就学前</p> <p>交通 ブルーライン「仲町台」下車徒歩2分</p>

一時保育事業について

1 一時保育事業とは

- ・保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（給付対象）及び横浜保育室を 利用していない（入所していない） 児童を、民間認可保育所、認定こども園（幼保連携型）及び小規模保育事業で一時的に保育する事業です。
- ・横浜市民でなくても利用可能です。（一部の助成が対象外となります）。
- ・申し込みや利用料の納付は、直接、実施施設に対して行います。

2 一時保育の実施内容について

一時保育には、民間認可保育所、認定こども園（幼保連携型）で実施する「一般型」一時保育と、小規模保育事業で実施する「余裕活用型」一時保育があります。

（1） 一般型

ア 種類

種 類	内 容	利用限度
非定型的保育	保護者等の就労、職業訓練や就学、介護等により、家庭での保育が断続的に困難となる児童をお預かりします。	週3日 または 月120時間以内
緊急保育	保護者等の疾病、入院、冠婚葬祭などやむを得ない理由により、緊急一時的に保育が必要となる児童をお預かりします。	1回に連続して 14日以内
リフレッシュ保育	育児に伴う保護者の身体的、心理的負担を解消するため、一時的に児童をお預かりします。	1回の申し込みに つき1日以内

イ 「定期利用型一時保育」(一時保育の年間利用)について【後述】

パートタイム就労などの場合に利用する非定型的保育については、各実施施設の判断で、最大で年度末までの利用申請を受け付けることが可能です。

ただし、一時保育の受入枠すべてを年度末までの申込者とすることはできません。一時保育の趣旨を踏まえ御対応くださいますようお願いいたします。

（2） 余裕活用型

ア 種類

- ・一時保育の3種類のうち、「緊急保育」及び「リフレッシュ保育」のみ実施します。
- ・就労支援である非定型的保育は実施しません。パートなど短時間勤務の就労要件の場合でも、リフレッシュ保育として取り扱います。

イ 実施方法

- ・各事業所の利用定員から当該月初日の利用人数を差し引いた人数が、一時保育で受け入れることのできる人数とする「余裕活用型」として実施します。ただし、各事業所の利用定員を超えて受け入れることはできません。

ウ 対象年齢

3歳未満児

3 関係要綱

(1)横浜市一時保育事業実施要綱

一時保育事業を実施するため手続や実施内容等を定めた要綱です。事業を実施する実施施設は、この要綱に基づき事業を実施します。

(2)横浜市一時保育事業助成要綱

一時保育の実施にかかる助成金の交付に関する要綱です。助成を受けようとする実施施設は、この要綱に基づき助成を受けます。

4 実施施設について（横浜市一時保育事業実施要綱）

(1)実施施設の要件

ア 一般型

- ・横浜市内の民間の認可保育所及び認定こども園であること（ただし、公設民営保育所を含む）。
- ・専用保育室（原則 30 m²以上）を確保していること（各保育室で実施するなど、区長が認めた場合は例外あり）。
- ・定員を超えて私的契約児*が入所していないこと
※横浜市の入所申し込みを経ないで、保育所と利用者の直接契約により入所している児童。
保育所の入所児童数が、定員を下回っている時に限り、定員に達するまでの人数で入所可。

イ 余裕活用品

- ・社会福祉法人等が設置する、横浜市に所在する小規模保育事業であること。
- ・事業を利用する児童と法第 24 条の規定により小規模保育事業を利用している児童の合計は、利用定員を超えないこと。

(2)事業の実施内容

- ・実施時間…原則として開所時間内のうち 11 時間以上（延長可）
- ・実施日……原則として月～土曜日
- ・実施内容…原則として、
一般型は、非定型的保育、緊急保育、リフレッシュ保育の全てを実施
余裕活用品は、緊急保育、リフレッシュ保育の両方を実施
- ・保育士……事業を担当する常勤保育士 1 名、及び利用児童の年齢、人数に応じて横浜市の配置基準を満たす保育従事者が必要

<横浜市職員配置基準>

	認可保育所	小規模保育事業		
		A型	B型	C型
0歳児	3:1	3:1+保育従事者1名		3:1 (補助者配置の場合5:2)
1歳児	4:1	6:1+保育従事者1名		
2歳児	5:1	6:1+保育従事者1名		
3歳児	15:1			
4・5歳児	24:1			

(3) 利用料等

ア 一般型・余裕活用型

- ・利用料等…ガイドライン（上限額）に沿って、各実施施設が設定。料金は、各実施施設が直接利用者から徴収。

◎利用料等のガイドライン（上限）として、次のとおり定める。

日 額	3歳未満児	2,400 円(1日・1人あたり)
	3歳以上児	1,300 円(1日・1人あたり)
時 間 単 位	3歳未満児	300 円(1時間・1人あたり)
	3歳以上児	160 円(1時間・1人あたり)
給食・おやつ代	全 児 童	合計 500 円(1日・1人あたり)

◎横浜市在住で、被保護世帯、市民税非課税世帯及び寡婦（夫）控除のみなし適用により市民税非課税相当と認められた者については、利用料が全額減免となります。（適用は市議会の議決を経て、平成28年3月末に確定します。）

=添付書類=

- 「保護証明書」、「保護（開始）決定通知書」、「生活保護費支給証」、
- 「市民税・県民税（非）課税証明書」、「市民税・県民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）」
- 「横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用通知書」

◎家庭的保育事業を利用している児童の利用料等のガイドライン(上限)として、次のとおり定める。

日 額	3歳未満児	0 円(1日・1人あたり)
時 間 単 位	3歳未満児	300 円(1時間・1人あたり)
給食・おやつ代	全 児 童	合計 500 円(1日・1人あたり)

時間分の料金は、11 時間を経過して利用する場合の延長利用料に限り適用する

- ※ 日額料金は、事業開始時刻（朝延長時間帯は除く）から 11 時間を経過するまでの利用について適用する（8 時間実施施設の場合も同様）。
- ※ ただし、半日単位や短時間保育の設定をする場合は、一時間あたりの金額が時間単位のガイドラインを超えないものとする。
- ※ 時間分の料金は、延長時間帯を設定している場合に徴収できる延長利用料にも適用する。
- ※ 給食・おやつ代には、18 時 30 分を超えて利用する児童に係る夕おやつ又は夕食代を含まない。
- ※ 児童の年齢は、当該年度の初日の前日における満年齢とし、年度途中で誕生日を迎えても変更しないものとする。
- ※ 利用料、給食・おやつ代以外の料金の徴収については、あらかじめ利用者に明示し、トラブルとならないよう十分な説明をした上で、実費の範囲内で各実施施設において設定できる。⇒【後述】
- ※ 半日（4 時間）料金を設定することも可とするが、時間単位のガイドラインは超えないこととする。
例) ○ 3歳以上児 日額 1300 円 半日（4 時間） 640 円（160 円×4 時間）
× 3歳以上児 日額 1300 円 半日（4 時間） 650 円（1300 円÷2）
- ※ 余裕活用型については、障害児等の受入は可能ですが、障害児等受入加算助成の適用はありませんので受入の際はご注意ください。（「余裕活用型」は、現在の職員配置と利用定員に余裕があることから実施する一時預かりであるため、職員の加配置という概念がありません。）

(4) その他

一時保育の緊急・リフレッシュが該当する「一時預かり事業」は社会福祉事業として位置づけられており、社会福祉法人が一時預かり事業を行う場合、以下のことが義務付けられています。

- ・事業開始の届出（社会福祉法人以外の事業者も全て）
- ・定款変更（社会福祉法人のみ）

5 助成金の種類と内容（横浜市一時保育事業助成要綱）

一時保育事業の実施施設に対する助成金は、次の5つの項目で構成されています。



基本分補助(一般型)

開所時間、月間延べ利用児童数に応じて補助します。

月の延べ利用児童数が、3人以下の場合は0円です。

（この金額は平成28年度予算審議前の金額です。金額に変更がありましたら、改めてお知らせします。）

月の延べ利用児童数	区分	助成額（月額）	
		8時間実施施設	11時間実施施設
4～20人	A区分	61,970円	83,670円
21～60人	B区分	99,160円	133,880円
61～120人	C区分	123,940円	167,340円
121～180人	D区分	185,910円	251,010円
181～240人	E区分	247,880円	334,680円
241～300人	F区分	309,850円	418,350円
301～360人	G区分	371,820円	502,020円
361人以上	H区分	433,790円	585,690円



利用児童加算(一般型)

年齢別（3歳未満、以上）の利用児童数×実施時間（8時間実施・11時間実施）の単価です。

市内、市外在住を問いません。

年齢区分	補助額（延べ利用1人あたり）	
	8時間実施施設	11時間実施施設
3歳未満児	1,830円	3,280円
3歳以上児	870円	1,600円



被保護世帯・市民税非課税世帯等児童受入加算(一般型、余裕活用型)

被保護世帯、市民税非課税世帯及び寡婦(夫)控除のみなし適用により市民税非課税相当と認められた者の児童(市内在住者に限る)の利用料を減免した額を加算します。(適用は市議会の議決を経て、平成28年3月末に確定します。)



家庭的保育事業を利用している児童の利用料加算(一般型、余裕活用型)

家庭的保育事業を利用している児童が、家庭的保育事業の家庭的保育者の休業時に代替保育ができないときに、一時保育「緊急保育」の利用時に利用料の全額を免除した場合、実減免額と要綱に定める基準額のいずれか少ない方の額を加算します。

基本分補助額が0円の月でも加算対象となります。

全日分	3歳未満児	2,400円(1日・1人あたり)
時間分	3歳未満児	300円(1時間・1人あたり)

※ 時間分は、11時間以内の利用時に時間単位の料金で受け付けている実施施設に対し適用し、延長時間には適用しません。



障害児等受入加算(一般型)

障害児(手帳所持者、発達障害のある児童又はそれらに相当する障害があると施設長が判断する児童)の受け入れにあたり、職員の加配置をした場合、要支援の程度に応じた加配置に要する人件費について加算します。

区分	配置	児童1人あたり(日額)
軽度	3:1	4,350円
中度	2:1	6,700円
重度	1:1	9,180円

※ いずれの加算とも、基本分補助額が0円の月でも加算対象となります。



余裕活用型助成(余裕活用型)

一月ごとの延べ利用児童数に応じて、次に掲げる額とします。

児童1人あたり(日額)
2,100円

6 届出及び請求の流れ

★「一般型」の事務

4月	基本分(4~6月)の請求(概算額)	11月	10月分実績報告
5月	4月分実績報告	12月	11月分実績報告
6月	5月分実績報告	1月	12月分実績報告
7月	6月分実績報告		基本分(10~12月)の精算
	基本分(4~6月)の精算		各加算(10~12月)の請求(確定額)
	各加算(4~6月)の請求(確定額)		基本分(1~3月)の請求(概算額)
	基本分(7~9月)の請求(概算額)	2月	1月分実績報告
8月	7月分実績報告	3月	2月分実績報告 実施届提出(10日締切) (4月から実施の場合)
9月	8月分実績報告	4月	3月分実績報告 基本分(1~3月)の精算 各加算(1~3月)の請求(確定額) 実施結果報告書提出
10月	9月分実績報告		
	基本分(7~9月)の精算		
	各加算(7~9月)の請求(確定額)		
	基本分(10~12月)の請求(概算額)		

※ 補助金の請求、精算は四半期ごとに行います。

※ 年度途中から実施する場合は、実施の前月10日までに実施届を提出してください。



3月

実施届の提出

『横浜市一時保育事業実施届(第1号様式)』を3月10日までに、区福祉保健センターのこども家庭)支援課に提出します。あわせて、利用者向けの「一時保育の案内ちらし」も御提出ください。

実施届に記載された実施時間(延長時間含む)で、助成の単価(8時間・11時間)が決まります。また、4月以降にホームページで実施時間や利用料等を公表します。

実施届は、毎年提出が必要です。

★「一般型」の事務



4月

4月～6月分の基本分補助の請求(概算額)

原則は、四半期ごとの「概算額」による請求・支払と精算です

①平成28年4月から新規に実施する施設の場合…

実施時間の区分(8時間・11時間)ごとの基本助成額の最低額×3＝原則の概算請求額※

【8時間実施施設の場合】 61,970 円×3＝185,910 円

【11 時間実施施設の場合】 83,670 円×3＝251,010 円

②平成28年5月以降に新規に実施する施設の場合…

概算請求及び7月の精算書提出は不要です(7月に5月～6月分について請求してください)。

③平成27年度から引き続き実施している施設の場合…(翌年以降継続の場合)

3月の利用児童数による基本分の補助区分に応じた補助額×3＝原則の概算請求額

※利用人数の変動が激しいなど、原則の概算請求額が実態に合わない場合は、他の合理的な方法で見積もった額を概算請求額とすることができます。

《例》11 時間実施、3月＝延べ 150 人(D区分: 年度末で利用児童数が増えたと想定)の場合、

・概算請求額＝251,010×3＝753,030 円

のところ、例年の状況から4月＝50 人、5～6月＝90 人(B、C、C)と見込まれる場合、

・概算請求額＝133,880＋167,340×2＝468,560 円

とすることができます(4月以降利用児童数が増える見込みの場合も同様)。

ただし、精算時に乖離が大きいと戻入等の手続きが必要となり、余計な事務の発生を招く場合があります。

また、見込みについて根拠がないと判断される場合は、概算請求書の差し替え等が生じる場合があります。

※年度の変更時、4～5月について事業休止(6月から再度実施)にする等の場合は、③と同様の取扱いとしてください。

※平成 27 年度から、当該四半期における基本助成の額が少額と見込まれる場合は、福祉保健センター長と協議のうえで、概算請求を行わなくても可としています。

・助成要綱 第7条第4項(案)

前3項に関わらず、当該四半期における基本助成の額が少額と見込まれる場合は、福祉保健センター長との協議のうえで、当該四半期の終了後、第9条から第10条に規定する手続きにより助成金を請求できるものとする。

実施施設は『横浜市一時保育事業 基本助成概算請求書(第1号様式)』を、4月7日までに区福祉保健センターのこども家庭支援課に提出します。



5月

4月分実績報告

『横浜市一時保育事業 利用状況報告書(第6号様式)』と『横浜市一時保育事業 助成金状況報告書(第2号様式)』に4月分の実績を記載し、5月9日までに区福祉保健センターのこども家庭支援課に提出します。

※ 区は園から報告された毎月の実績を局に報告し、局は全市の利用実績を集計します。これをもとに次年度の予算編成や、当該年度の仮決算を行いますので、報告に遅れが出ないようにお願いします。



6月

5月分実績報告

『横浜市一時保育事業 利用状況報告書（第6号様式）』と『横浜市一時保育事業 助成金状況報告書（第2号様式）』に5月分の実績を記載し、6月7日までに区福祉保健センターのこども家庭支援課に提出します。



7月

6月分実績報告

4、5月に行った報告と同様です。

基本分(4月～6月)の精算と各加算(4月～6月)の請求

『横浜市一時保育事業 助成金精算書（第4号様式）』を7月7日までに、『横浜市一時保育事業 助成金精算請求書（第5号様式）』も速やかに区福祉保健センターのこども家庭支援課に提出します。

7月～9月分の基本分補助の請求(概算額)

6月の延べ利用児童数に基づいた基本助成額で概算請求します。

例) 6月の延べ利用児童数が100人だった場合

【8時間実施施設の場合】 123,940円×3=371,820円

【11時間実施施設の場合】 167,340円×3=502,020円

※ 6月の実績が3人以下の場合は、概算請求は不要です。(基本助成額の最低額での請求も可)



遡及して助成額が発生した場合



速やかに、『横浜市一時保育事業助成金差額内訳報告書（第3号様式）』と『横浜市一時保育事業 助成金差額(追加)請求書（第11号様式）』を区福祉保健センターのこども家庭支援課に提出します。



8月～翌3月



4月～7月までの流れを四半期ごとに繰り返し、年度終了後、4月30日までに『横浜市一時保育事業 実施結果報告書（第8号様式）』を区福祉保健センターのこども家庭支援課に提出します。

《参考》平成27年12月1日現在の実施施設数

	施設数
市立保育所	46か所
公設民営保育所	2か所
認定こども園	9か所
認可保育所	341か所
合計	398か所

※

※区ごとに定める要綱に基づく実施

★「余裕活用型」の事務

一般型との相違点

- ・一般型と異なるのは、請求の仕方、助成項目になります。
- ・余裕活用型は、4半期ごとに実績払の請求書受け支払います。
- ・余裕活用型の助成項目は、「余裕活用型助成」、「被保護世帯・市民税非課税世帯等児童受入加算」、「家庭的保育事業を利用している児童の利用料加算」のみです。
- ・その他の状況報告書等の報告は、様式は異なりますが、一般型と同様の事務処理です。

余裕活用型の助成金の請求時期

助成要綱

第 20 条 事業実施者は、余裕活用型助成について、横浜市一時保育事業余裕活用型助成金請求書（第 13 号様式）により、次の各号に定めるとおり福祉保健センター長に請求する。

- (1) 第 1 四半期（4 月～6 月）終了後、第 1 四半期分について 7 月 15 日までに請求する。
- (2) 第 2 四半期（7 月～9 月）終了後、第 2 四半期分について 10 月 15 日までに請求する。
- (3) 第 3 四半期（10 月～12 月）終了後、第 3 四半期分について 1 月 15 日までに請求する。
- (4) 第 4 四半期（1 月～3 月）分について、当該年度終了後、4 月 15 日までに請求する。

■障害児等受入加算の申請等(余裕活用型は助成対象外です。)

(1)申請

- ・障害児保育教育対象児童及び特別支援保育教育対象児童の利用があった場合、
『横浜市一時保育事業 障害児等受入加算適用申請書（第 9 号様式）』に
横浜市特別な支援を必要とする児童の保育・教育実施要綱に規定する
①保護者が記入する『児童状況書（同要綱第 1 号様式）』及び
②施設・事業者が記入する『児童状況確認書（同要綱第 2 号様式もしくは第 2 号様式の 2）』
を添付して、区福祉保健センターのこども家庭支援課に申請します。
- ・「身体障害者手帳」、「療育手帳（愛の手帳）」及び「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている児童については、各手帳の写しを添付してください。
- ・当該児童が、翌年度も引き続いて一時保育事業を利用する場合は、新年度に改めて適用を申請する必要があります。

(2)助成区分の決定

- ・障害児等受入加算の区分が決定したとき、
『横浜市一時保育事業 障害児等受入加算適用決定通知書（第 10 号様式）』により、区から実施施設に通知されます。
- ・障害児等受入加算助成の支給開始日は、福祉保健センター長が申請年度の範囲内で決定します。

7 様式について

(1)横浜市一時保育事業実施要綱

☆横浜市一時保育事業実施届(第1号様式)☆

事業開始月の前月10日まで(翌年度に引き続き実施の場合は3月10日まで)に区福祉保健センターのこども家庭支援課に提出します。

実施届に記載された実施時間で、助成の単価(8時間・11時間)が決まります。また、4月以降にホームページで実施時間や利用料等を公表します。

※平成27年2月27日から様式を変更しています。

※新年度4月、5月に休止し6月から実施する場合は、3月10日までに休止届を提出し、5月10日までに実施届を提出してください。

◎記入注意ポイント◎

実施要綱第7条第3項に、『実施時間が11時間を超える場合に限り、11時間を超える時間帯について延長時間を設定することができる。』と記載されています。そのため、実施届の延長時間の欄には、11時間を超える時間帯のみ記入してください。

例)7:30~18:30(11時間)まで実施している場合、実施時間の欄のみの記載になります。

7:30~16:30を実施時間の欄に記入し16:30~18:30を延長時間の欄に記入するというような記載はできません。

☆横浜市一時保育事業実施内容変更届(第2号様式)☆

事業内容を変更しようとする月の前月10日までに区福祉保健センターのこども家庭支援課に提出します。

☆横浜市一時保育事業休止届(第3号様式)☆

事業を休止しようとする前月10日までに区福祉保健センターのこども家庭支援課に提出します。休止期間は原則2か月です。引き続き休止が必要な場合は廃止届を提出してください。

☆横浜市一時保育事業廃止届(第4号様式)☆

事業を廃止しようとする前月10日までに区福祉保健センターのこども家庭支援課に提出します。

(2)横浜市一時保育事業助成要綱

以下「一般型」の様式

※「余裕活用型」も請求関係以外は「一般型」に準じます。

☆横浜市一時保育事業 基本助成概算請求書(第1号様式)☆

当該四半期の概算金額を、各四半期の初月7日までに区福祉保健センターのこども家庭支援課に提出します。適用する単価の区分が11時間実施か8時間実施かによって変わりますのでご注意ください。実施届で、実施時間が8時間を超える届をしている施設は11時間実施施設となります。

☆横浜市一時保育事業 助成金状況報告書(第2号様式)☆

事業実施月の翌月7日までに区福祉保健センターのこども家庭支援課に提出します。

◎記入注意ポイント◎

横浜市在住で、被保護世帯、市民税非課税世帯及び寡婦（夫）控除のみなし適用により市民税非課税相当と認められた者については、利用料が全額減免となります。（適用は市議会の議決を経て、平成28年3月末に確定します。）

5 被保護・市民税非課税世帯等減免分助成 通常料金 平成28年度から全額減免

年齢	対象件数	単価	助成上限額 ①	実減免額②※	助成額 c
3歳未満児	3人日	2,400円	左欄の合計 7,840円	7,840円	①の額 7,840円
	時間 ×	円			
3歳以上児	4時間	160円			
	人日 ×	円			

全日利用の人の合計（延べ人数）、時間利用があった場合の合計時間を記入

上記のケースは・・・

- A** 通常利用料がガイドラインどおり(3歳未満児日額:2,400円、3歳以上児1時間 160円)
- B** 被保護・市民税非課税世帯等は全額減免

- ①助成上限額 : 3人 × 2,400円 + 4時間 × 160円 = 7,840円
- ②実減免額 : 全額減免となるので、実減免額は通常の利用料がそのまま減免されます。
- ③助成額 : ①と同額 7,840円(助成上限額=助成額)

※ ガイドラインと異なった金額を設定している場合は、ガイドラインを超えて利用料を徴収してはいけな
いと要綱で定められていますので、徴収額がガイドラインを超えていないか注意が必要です。
(例)3歳以上児1時間 80円が上限なのに1時間 82円で徴収している。

☆横浜市一時保育事業 助成金差額内訳報告書(第3号様式及び別紙)☆

利用児童数の訂正など差額が発生した場合に使用します。別紙は具体的な内容等を記載するもので、差額が発生した項目のみ記載します。

☆横浜市一時保育事業 助成金精算書(第4号様式)☆

各四半期の終了した翌月7日までに区福祉保健センターのこども家庭支援課に提出します。

☆横浜市一時保育事業 助成金精算請求書(第5号様式)☆

精算の結果、追加請求が必要な場合に使用します。

☆横浜市一時保育事業 利用状況報告書(第6号様式及び別紙)☆

前月の利用状況を、毎月7日までに区福祉保健センターのこども家庭支援課に報告します。

※ 区は園から報告された毎月の実績を局に報告し、局は全市の利用実績を集計します。これをもとに次年度の予算編成や当該年度の仮決算を行いますので、報告に遅れがないようにお願いします。

※ 平成27年度に様式変更がありました。

「寡婦(夫)控除のみなし適用により市民税非課税相当と認められた者」について、利用児童数の記入をお願いいたします。

☆横浜市一時保育事業実施結果報告書(第8号様式)☆

事業を実施した年度が終了したとき、または事業を廃止したときに使用します。年度が終了したときは翌年度4月末日まで、事業を廃止したときは、事業実施最終月の翌月末日までに区福祉保健センターのこども家庭支援課に提出します。

☆横浜市一時保育事業 障害児等受入加算適用申請書(第9号様式)☆

助成要綱第6条に規定する児童の利用があった場合に使用します。この申請書に横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に規定する児童状況確認書(同要綱第2号様式もしくは第2号様式の2)を添付して区福祉保健センターのこども家庭支援課に申請します。

☆横浜市一時保育事業 障害児等受入加算適用決定通知書(第10号様式)☆

障害児等受入加算の区分が決定したとき、区から実施施設に通知されます。





8 よくあるお問い合わせ

Q1 基本の開所時間を8時間に設定した場合、基本時間を過ぎたら延長料金を徴収できますか？

A できません。延長料金は基本の開所時間 11 時間を越える部分についてのみ徴収可能です。

Q2 「事業を担当する保育士」は専任でなければいけませんか？

A クラス担任など事実上兼務ができない場合は除きますが、他の業務との兼務でも差し支えはありません。一時保育利用児童の状況を把握したり、一時保育児童に関する責任者という位置づけです。専任の職員をおかない場合は、主任保育士の方が担当になるケースが多いようです。

Q3 一時保育事業実施届の「4 事業担当保育士の内容」に記載する保育士は、向上支援費の保育士雇用状況表に重複して記載していいのですか？

A 一時保育の基本助成額の積算は、1 名分の人件費です。一時保育専用保育室を設置し実際にそこで保育を行う場合、「事業担当保育士」1 人分は専任となるため、一時保育側で費用を計上しますので、保育士雇用状況表への重複記載はできませんが、「事業担当保育士」の 2 人目以降は、向上支援費の保育士雇用状況表への重複記載をしても構いません。

Q4 「一時保育専用保育室」が無いのですが、事業は実施できますか？

A 原則は一時保育専用保育室(最低 30 m²)を確保することとしていますが、専用の部屋を確保しなくても、入所児童の保育室面積に余裕がある(=児童数に応じた最低基準面積以上の面積がある)場合など事業の実施に支障がないと区長が認める場合には、一時保育を実施することができます。

Q5 キャンセル料は徴収できますか？

A キャンセル料の徴収についての規定はありませんので、徴収しても差し支えはありません。ただし、予め利用者にご旨を周知することや不公平な取り扱いにならないようにするなど配慮してください。

Q6 昼食や日中のおやつ以外に、お迎えが夕方遅くなる児童に夕おやつまたは夕食の提供を考えていますが、別途料金を徴収することはできますか？

A できます。昼食及び日中のおやつは「合計500円」の範囲内ですが、夕おやつ等は含まれていないので、実費相当を別途徴収しても差し支えありません。ただし、予め利用者にご旨を周知することや公平な取り扱いにならないようにするなど配慮してください。

Q7 非定型、緊急、リプレジユの各保育は、全部実施する必要がありますか？

A 原則は全て実施することとしていますが、地域の実情等にに応じて一部だけの実施としても差し支えありません。

Q8 非定型の保育の利用要件である「介護」とはどのような状況ですか？

A 病人や障害者・障害児の介護または施設等へ定期的に通所している障害者・障害児の付き添いをして、など家庭での保育が断続的に困難な場合に該当します。

Q9 他園の一時保育と併用できますか？

A 原則は認められませんが、その日の実施施設の受け入れ状況や、やむを得ない事情等がある場合は、利用要件ごとの利用限度範囲内(例：非定型では週3日または120時間以内)であれば複数園の利用もできますが、利用限度を超えての利用はできません。

Q10 幼稚園児の利用はできますか？

A 要件があればできます。

Q11 非定型を毎日利用することはできますか？

A 月に120時間を超えなければ週5日利用することも可能です。

Q12 非定型保育で利用している人が、リプレジユ保育も利用することはできますか？

A 要件がリプレジユ保育に該当するのであれば利用可能です。

Q13 緊急保育を14日以上利用することはできますか？

A 利用者は14日を超える前に、実施施設に再度申込みをし、実施施設で受入態勢が整っていれば利用可能です。実施施設は区に、口頭または書面で報告をします(実施要綱第8条)

Q14 実施要綱第4条の就学猶予中とはどのような場合ですか？

A 病弱・発育不完全、その他やむを得ない事由のために、就学困難と認められる子女(学校教育法18条)

Q15 AB階層減免の適用について、毎年6月に前年の非課税証明が発行されますが、4、5月の利用時にはどう取り扱えばよいですか？

A 該当であることを証明する書類の提出が必要になりますので、このケースの場合はおとこの状況が直近の状況ということになります。(4、5月には6月発行の非課税証明書が持参できないので、それ以前に発行されたものが直近の状況を確認できる証明になります。おとこの状況が課税であれば、4、5月利用時に減免は受けられません。)

※ AB階層減免については、該当世帯であることを証明する書類の提出を求めています。DV等で住民票をつつせず、書類が入手できない等、やむを得ない事情の場合は例外を認めています。

Q16 被保護・市民税非課税世帯等の全額減免は、どの範囲まで適用されますか？

A 平成 28 年度から被保護・市民税非課税世帯等は、利用料が全額減免になります。ただし、給食・おやつ代やその他実費徴収分については適用対象外になりますので、予め利用者の方にご旨をご説明してください。

■一時保育事業と他の保育施設等との重複利用について

○…利用できます ×…利用できません

児童が日常的に利用している施設等	一時保育	一時保育			乳幼児一時預かり	私立幼稚園等一時預かり	小規模余裕活用型	休日一時保育	24時間型緊急一時保育
		非定型	緊急	リフレッシュ					
保育所（他都市も含む）		×	×	×	○		×	○	○
保育所（一時保育）	非定型	※1○	○	○	○		○	○	○
	緊急	○	○	○	○		○	○	○
	リフレッシュ	○	○	○	○		○	○	○
家庭的保育		×	※2○	×	○		×	○	○
小規模保育		×	×	×	○		×	○	○
小規模保育（一時保育：自主事業）		○	○	○	○		○	○	○
小規模保育（一時保育）【余裕活用型】		○	○	○	○		○	○	○
事業所内保育【給付対象】		×	×	×	○		×	○	○
居宅訪問型保育（夜間）		※3○	※3○	※3○	○		×	○	○
横浜保育室		×	×	×	○		×	○	○
横浜保育室（一時保育：自主事業）	非定型	○	○	○	○		○	○	○
	緊急	○	○	○	○		○	○	○
	リフレッシュ	○	○	○	○		○	○	○
認可外保育室		○	○	○	○		○	○	○
認可外保育室（一時保育：自主事業）		○	○	○	○		○	○	○
認可外保育室【乳幼児一時預かり】		○	○	○	○		○	○	○
親と子のつどいの広場一時預かり		○	○	○	○		○	○	○
幼稚園【給付対象】		○	○	○	○	※4○	○	○	○
幼稚園【給付対象外】		○	○	○	○	※4○	○	○	○
認定こども園（2・3号）		×	×	×	○		×	○	○
認定こども園（1号）	在園児	×	×	×	○	※4○	○	○	○
	他園児	○	○	○					
認定こども園（一時保育）		※1○	○	○	○		○	○	○

※1…1人につき、週3日以内の利用又は月に120時間以内の利用になります。

※2…家庭的保育事業が休業する際に、代替保育の実施ができない場合のみ利用できます。

※3…別途利用条件があります。

※4…施設が私立幼稚園等一時預かり保育を実施している場合、その施設の在園児のみ利用できます。

9 一時保育事業での実費徴収について

一時保育事業における利用料等以外の実費徴収について、実費徴収できないものは、次のとおりです。

1 徴収できない利用料等以外の実費負担

(1) 利用児童加算助成に含まれるもの

横浜市一時保育事業助成要綱の利用児童加算助成の積算に含まれているため、次の費用は、保護者に対し負担を求めることはできません。保護者から徴収した場合は、利用児童加算助成の返還を求める可能性があります。

- ア 保育に直接必要な保育材料費、炊具食器費、光熱水費等
- イ 採暖費
- ウ 寝具リース費
- エ ぎょう虫検査費
- オ 寝具衛生費

(2) 実費ではないもの

実費は、実際に必要とする費用であり、手数料や利益などを含まない金額となります。そのため、次のような役務の対価となる費用や目的が明確でないものは徴収できません。

- ア 事務登録料
- イ 寄付金
- ウ 賛助会費

2 実費徴収を行う場合

実費徴収を行う場合は、「横浜市一時保育事業実施届」に記載し区長へ届出が必要です。また、一時保育の案内や実施施設内に掲示するなど、保護者にわかりやすい方法で、実費徴収目的と金額を公開してください。

横浜市一時保育事業実施要綱

(費用負担)

第 20 条 事業実施者は、事業の実施にあたって、保護者に利用料等（給食・おやつ代及び延長時間を設定している場合には延長利用料を含む。以下同じ）を求めることができる。

2 前項の利用料等は、別表 1 に定めるガイドライン（上限額）を超過しないこと。

3 利用料等以外の実費負担は、事業実施者があらかじめ定め、必要に応じて保護者に負担を求めることができる。

4 利用料等及び利用料等以外の実費負担については、事業実施者があらかじめこれを定め、区長に届け出るとともに、保護者にわかりやすい方法で公開しなければならない。

5 家庭保育福祉員に利用中の児童であって、延長時間を利用した場合の利用料は、別表 3 に定めるガイドライン（上限額）を超過しないこと。

10 一時保育事業「緊急保育」における家庭的保育事業利用中の児童の保育について

(1) 実施内容

横浜市家庭的保育事業を利用している児童について、家庭的保育事業の家庭的保育者（以下「家庭的保育事業者」という。）が急病等の急な休業時で補助員による代替保育が出来ない場合に限り、実施施設の一時保育事業の「緊急保育」の利用ができることとします。また、この場合の利用料を減免します。

(2) 実施理由

家庭的保育事業者については、自身の研修への参加や健康診断、急病の時等、保護者と協議のうえで休業することがあります。

家庭的保育事業者が休業する際は、補助員による代替保育を実施することができますが、補助員の資格や経験等により代替保育の実施ができない場合について、実施施設の一時保育事業の「緊急保育」の利用を可能とし、利用料についても減免するものです。

(3) 事務の流れ

ア 利用方法

保護者の手続き

- (ア) 一時保育を実施する実施施設の中で、利用を希望する施設に、事前登録をします。
- (イ) 家庭的保育者が急病等で代替保育が出来ない場合に、一時保育の利用を希望する日に予約をします。
- (ウ) 家庭的保育事業者から、「利用・休業証明書」を入手します。
- (エ) 当日「利用・休業証明書」を実施施設に提出し、一時保育を利用します。

イ 利用期間

「利用・休業証明書」に記載された休業日に限るものとする。

注）一時保育を必ず利用できるというものではありません。通常の利用者と同じ申込をしますので、予約人数等によっては利用できない場合もあります。

ウ 利用料金・区への報告

実施施設の手続き

- (ア) 家庭的保育事業の利用時間を含む 11 時間までの基本利用料（1 日 2,400 円を上限に実施施設が設定している金額）は減免し、横浜市が負担しますので、保護者は利用料金の負担はありません。ただし、利用料金以外の食事代等は、別途保護者が実施施設に支払いをします。
- (イ) 実施施設は、各実施施設が定めている一時保育の利用料金を、（8 時間に満たない利用時間で時間単位の受付をしている場合は、時間単位の請求で）、緊急保育の利用児童として、区に報告をします。（第 2 号様式、第 6 号様式）
- (ウ) 「利用・休業証明書」は実施施設がコピーをとり、原本を毎月の状況報告書（2 号様式）と一緒に区に提出します。

家庭的保育事業利用中の児童が利用した場合の事務手続きについて

家庭的保育事業利用中の児童が利用した場合は、月々の助成金状況報告書（2号様式）、利用状況報告書（6号様式）で報告をします。

- 1 利用料については、市で助成しますので、利用状況を記載してください。
（1日利用 2400 円や、時間 300 円が 4 時間利用など）
- 2 家庭的保育事業者が記入した「利用・休業証明書」のコピーをとり、実施施設で保管、
原本は、2号様式と一緒に区福祉保健センターに提出してください。

助成要綱 第2号様式

(第2号様式)
横浜市一時保育事業 助成金状況報告書

平成 年 月 日

横浜市 福祉保健センター長

事業実施者（所在地）
（名称）
（代表者 職氏名） 印

2 助成額の内訳

助成項目	助成額	備考
基本助成	a 0 円	
利用児童加算	b 0 円	
被保護・市民税非課税世帯等減免分助成	c 0 円	
障害児等受入加算助成	d 0 円	
家庭的保育事業利用中児童 利用費助成	e 0 円	
計	f 0 円	

5 被保護・市民税非課税世帯等減免分助成 ※本来の利用料と実際に徴収した利用料との差額

年齢	対象件数	単価	助成上限額 ①	実減免額②※	助成額 c
3歳未満児	人日 ×	円	左欄の合計 0 円	円	①と②の低い方の額 円
	時間 ×	円			
3歳以上児	人日 ×	円			
	時間 ×	円			

転記する

6 障害児等受入加算助成

配置	対象件数	単価	助成額 d	備考
3:1	人日 ×	円	左欄の合計 0 円	
2:1	人日 ×	円		
1:1	人日 ×	円		

7 家庭的保育事業利用中児童 利用費助成

年齢	対象件数	単価	助成額 e	備考
3歳未満児	人日 ×	円	0 円	
	時間 ×	円		

5 (AB) と 7 (家福) の違い

- 5の単価は、減免後の金額（3歳未満の日額の場合 1,200 円）を記入し、その上限が①になります。
- ガイドライン以内の料金を設定し、ている場合（1,000 円、0 円など）は②にその金額が入り、低い方の金額が助成されます。
- 7の金額は、保育所等が届出書で報告をしている金額がそのまま入ります。（3歳未満の日額の場合 2,400 円など）
- その金額がそのまま助成されます。
- 保護者から徴収はしません。

助成要綱 第6号様式

(第6号様式)

横浜市 福祉保健センター長 平成 年 月 日

事業実施者 (所在地) (名称) (代表者) (職氏名) 印

事業実施者 (所在地) (名称) (代表者) (職氏名) 印

1 利用状況

事業内容	利用児童数	年齢別内訳				
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
非定型的保育	26	()	()	()	()	()
緊急保育	4	()	()	()	()	()
日中一時保育	26	()	()	()	()	()
合計	44	()	()	()	()	()
利用児童加算助成対象児童数	9	()	()	()	()	()

※ () 内には、4時間未満の利用児童数を記載すること

4 家庭的保育事業利用中児童 利用費助成

年齢区分	対象件数	通常の利用料	軽減率	軽減後額
3歳未満児	人日時間	円	円	円
合計	円	円	円	円

緊急保育の人数に
いれる。

同じ金額です。
(通常の利用料がその
まま減免されます)

AB階層は「O」、
『みなし専婦』は「み」、
家福利用者は「家福」を選択

緊急保育利用者の名簿に
家庭的保育事業利用中児童を
いれます。
AB階層減免は「O」を
みなし専婦は「み」を
家福の減免は「家福」を選び
ます。

助成要綱 第6号様式別表

非定型的保育	非定型的保育	緊急保育	日中一時保育
25:26:27:28:29:30:31	25:26:27:28:29:30:31	25:26:27:28:29:30:31	25:26:27:28:29:30:31
利用料減免対象	利用料減免対象	利用料減免対象	利用料減免対象
AB階層	AB階層	AB階層	AB階層
みなし専婦	みなし専婦	みなし専婦	みなし専婦
家福	家福	家福	家福

(第6号様式)

利用・休業証明書

一時保育事業実施施設 施設長 様

次の児童は、当家庭的保育事業を利用していることを証明します。
当家庭的保育事業の休業日を証明します。

年 月 日

<家庭的保育事業者>

住所 _____ 印
氏名 _____
連絡先TEL (_____) _____

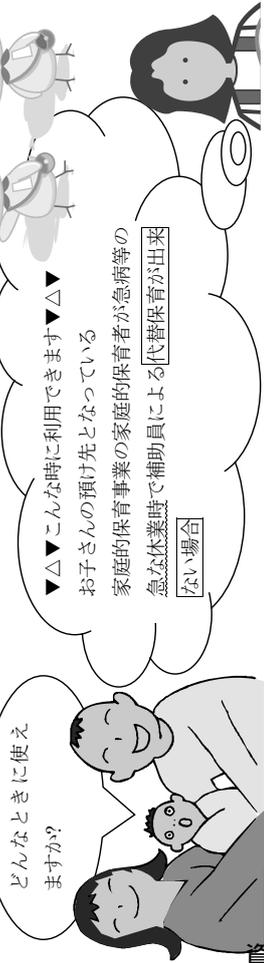
児童氏名	ふりがな	ふりがな
生年月日	年月日	年月日
利用期間	年月日	年月日
住所	区	区
保護者氏名		
家庭的保育事業休業日	年月日	年月日
休業の理由	<input type="checkbox"/> 急病 <input type="checkbox"/> 家庭的保育者現任研修 <input type="checkbox"/> その他 () により、補助員による代替保育ができないため。	

(備考)

※家庭的保育者⇒保護者⇒一時保育実施施設⇒区こども家庭支援課
※この証明書は、「家庭的保育事業休業日」の期間内のみ有効

一時保育の利用について

- ・ あらかじめ預け先となる保育所等に登録が必要です。
- ・ 登録時には保育内容、時間、緊急時の利用条件など、保育所等にご確認ください。
- ・ 登録先に空きがない場合は使えない場合があります。
- ・ 利用料は減免です。(最大 2,400 円/日まで)
- ・ 食事代の実費がかかります。



一時保育制度 (緊急保育)

一時保育制度は、保護者等の疾病、入院、冠婚葬祭などやむを得ない理由により、緊急一時的に保育が必要となる児童をお預かりする制度です。
家庭的保育事業をご利用中の児童は対象外ですが、平成 25 年度から急病等の休業時に補助員による代替保育が**出来ない場合に限り**利用できるようになりました。

福祉員休業時の利用申請について

「(第 6 号様式) 利用・休業証明書」を添えて、一時保育実施保育所へ、直接お申込みください。保護者と保育所との契約となります。

児童の送迎について

保育所では、送り迎えはいたしませんので、保護者の方が責任をもって、児童の送迎をお願いします。

保育時間等について

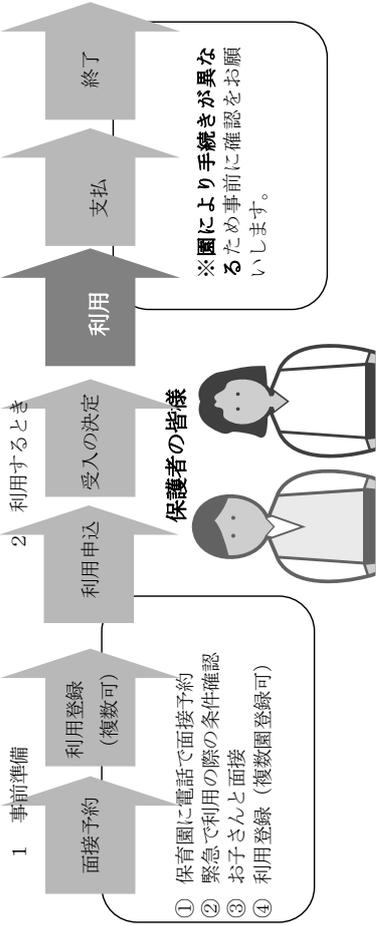
利用前に慣らし保育が必要等、各保育所により異なります。実施施設一覽や申し込の面接時にご確認ください。

利用料等について

- ① 食事代等の実費がかかる場合は**直接園へ支払**います。
- ② 支払方法は園により異なります。

一時保育利用時の手続き概要 (参考)

大まかな流れ (園により異なります)



保護者の皆様

- ① 保育園に電話で面接予約
- ② 緊急で利用の際の条件確認
- ③ お子さんと面接
- ④ 利用登録 (複数園登録可)

家庭的保育事業者

- ① 協議 (休業日確認)
- ② 「利用・休業 証明書」受理

一時保育利用保育所

- ① 空き状況確認
※空きがない場合は利用できません。
- ② 一時保育利用申込書および「利用・休業 証明書」提出
※ 必要に応じて他の書類等提出いただく場合があります。
- ③ 食事代等実費の支払い

利用・休業証明書

一時保育事業実施施設 施設長 様

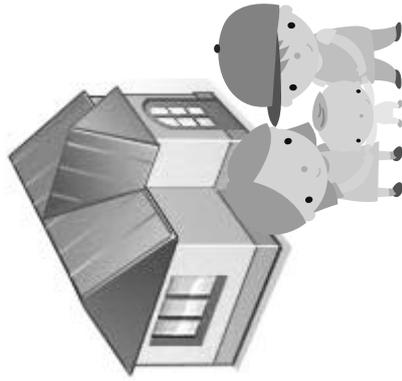
次の児童は、当家庭的保育事業を利用していることを証明します。
当家庭的保育事業の休業日を証明します。

児童の氏名 _____ 年 月 日
住所 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号
連絡先TEL _____ () _____

児童氏名	_____	生年月日	_____年 月 日
住所	_____区 _____丁目 _____番 _____号	利用期間	_____年 月 日 ~ _____年 月 日
保護者氏名	_____	住所	_____区 _____丁目 _____番 _____号
家庭的保育事業休業日	_____年 月 日 ~ _____年 月 日	休業の理由	_____

(備考)

急病 定休 (家庭的保育責任者等)
 定休 (家庭的保育責任者等)
により、補助員による代替保育ができないため。



11 「定期利用型一時保育」のご案内（利用者向け案内）

一時保育（非定型的保育）とは、保護者等の就労、職業訓練や就学等により、家庭での保育が断続的に困難となる児童をお預かりするものです。利用の上限は週3日又は月120時間以内です。パート就労や短時間就労の方、介護の方などの利用を想定しています。

24年度から、より利用しやすくなるように、一時保育制度を一部変更しました。

■ 定期利用型一時保育（一時保育の年間利用）

一時保育（非定型的保育）の利用にあたり、ひと月単位から 最大年度末までの受付が可能となり、年間の保育環境が確保でき、就労しやすくなるとともに、申込の手間も省けます。

年間利用の受付が可能かどうかは、一時保育（非定型的保育）実施施設へ直接お問い合わせさせていただきます。

※利用申請の期間については、実施施設が決定します。全ての実施施設で年間利用の受付を行うものではありません。

平成27年度、定期利用型一時保育（年度末まで受付）を実施している施設は、横浜市こども青少年局ホームページ「はびねすぽっと：認可保育所一時保育実施施設一覧」に掲載しています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/hoikuseido/file/ichijihhoiku.pdf>

申込方法について

実施施設へ直接お申込みいただきます。

年間契約をしている場合でも年度途中の定員の充足状況により、利用日時等の変更をお願いする場合があります。

利用料について

各実施施設が定めます。また、利用料以外にも食費等の実費が必要な場合もあります。

<一日の利用料の上限> 3歳未満児 2,400円、3歳以上児 1,300円

※横浜市在住で被保護世帯、民税非課税世帯又は寡婦（夫）控除のみなし適用により市民税非課税相当と認められた世帯（みなし寡婦（夫）は、利用料が全額減免になります。



◎ 定期利用型一時保育制度問い合わせ先：こども青少年局 保育・教育運営課 671-3564

12 提出書類の記載について

実施要綱
第1号様式 表

届出様式の中で、ご注意いただきたい部分について記載しました。

(第1号様式)

横浜市一時保育事業実施届

平成28年 3月10日

横浜市 ○○ 区長

事業実施者（所在地） **横浜市○○区中央1-1**
 （名称） **(福)こども青少年福祉会**
 （代表者） **理事長 横浜 太郎** 
 職氏名

横浜市一時保育事業実施要綱に基づき、一時保育事業実施届を提出します。

1 実施保育所

保育所名	はびねすぽっと保育園		
所在地	〒 000-0000 横浜市 ○○ 区 中央2-2-2	TEL	000-0000

2 事業実施内容

一時保育を開始した当初の年月日	
事業開始日	平成 24 年 4 月 1 日
実施事業内容	<input checked="" type="checkbox"/> 非定型的保育 (実施しない事業がある場合、その理由) <input checked="" type="checkbox"/> 緊急保育 <input type="checkbox"/> リフレッシュ保育 <small>月に4回の子育て相談や週2回の園庭開放等を実施しており、リフレッシュ保育の対象世帯についてはこちらで別に受け入れているため。</small>
受入年齢	0 歳 6 か月から 5 歳まで (0歳は月齢も記入すること)
保育室	<input checked="" type="checkbox"/> 専用保育室 (36.0 m ²) ・ <input type="checkbox"/> 各保育室 <input type="checkbox"/> その他 (4、5歳児の保育室 など)
事業を実施する日	(月) ・ (火) ・ (水) ・ (木) ・ (金) ・ (土)
実施時間	平日 7時30分～18時30分 (11時間)
	土曜 7時30分～18時30分
延長時間 (11時間を超える 時間帯のみ記入)	平日 朝 7時00分～7時30分
	平日 夕 18時30分～20時00分
	土曜 朝 時 分 ～ 時 分
	土曜 夕 18時30分 ～ 時 分

11時間までは日額を超えることはできません。11時間を超えた部分のみ延長利用料の該当時間となります。

3 利用料

ガイドラインを超えた料金設定をしている場合は、利用児童加算の対象外となりますので、ご注意ください。

年齢区分	世帯階層	利用料（日額）		延長利用料		時間単位 利用料
		(7:30～18:30) ※適用時間を記入のこと	給食・ おやつ代	朝(7:00～7:30) 夕(18:30～20:00) ※適用時間を記入のこと		
3歳未満児	A B階層	— 円/日	500 円	— 円/1h	— 円/1h	
	C D階層	2,400 円/日	500 円	300 円/1h	300 円/1h	
3歳以上児	A B階層	— 円/日	500 円	— 円/1h	— 円/1h	
	C D階層	1,300 円/日	500 円	160 円/1h	160 円/1h	

※具体的に記入すること。設定しない場合は「半日(4時間)の料金が設定されている場合は、160円×4時間=640円を超えていないか確認して下さい。」

右欄には、上記のほか徴収する実費分や、利用料を別の方法で設定する場合に、その方法及び利用料などを具体的に御記入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 半日料金（4時間） 3歳未満児：CD階層1,200円 3歳以上児：CD階層 640円 ・ 紙おむつ…持参された分で足りなかった場合のみ 1枚50円
--	--

13 寡婦（夫）控除のみなし適用について

1 対象事業

一時保育事業、休日一時保育事業、24時間型緊急一時保育事業、病児・病後児保育事業

2 対象者

「寡婦（夫）控除のみなし適用通知書」の対象事業名欄が次の(1)または(2)であり、備考欄に「市民税非課税相当」と記載されている方

<対象事業名>

(1)	1 保育所、幼稚園、認定こども園（施設型給付）保育料 2 家庭的保育事業等（地域型保育給付）保育料 3 横浜保育室事業	横浜市の子ども・子育て支援新制度の支給認定（負担区分）
(2)	5 一時保育事業（認可保育所、幼保連携型認定こども園）利用料 6 休日一時保育事業 利用料 7 24時間型緊急一時保育事業 利用料 8 病児・病後児保育事業	

3 各事業者における取扱い

(1) 「寡婦（夫）控除のみなし適用通知書」（対象事業名が2(1)または(2)であり、備考欄に「市民税非課税相当」と記載されているもの）の提示があった場合、非課税証明書の提示があった場合と同様の利用料としてください。

※施設の利用が、適用期間内であることも確認してください。

(2) 対象となる「寡婦（夫）控除のみなし適用通知書」の見本、確認内容は別紙のとおりです。

(3) 利用者から提示された「寡婦（夫）控除のみなし適用通知書」は、写しをとって原本を申込者に返却してください。

(4) 「寡婦（夫）控除のみなし適用」の件数については、実績報告書（利用状況報告書等）の中でご報告いただくこととなりますので、市民税非課税世帯等の件数とは別に管理をお願いします。新しい報告様式等については、事業ごとに別途お示しします。

4 「寡婦（夫）控除のみなし適用」の流れ

(1) 申請者は、市（区またはこども青少年局）に「みなし適用」の申請

(2) 市（区・局）は、申請者に「みなし適用通知書」を送付

(3) 申請者は、各事業者に「みなし適用通知書」を持って利用申込

一時保育事業等該当者の場合

平成 年 月 日

横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用通知書

横浜 一 様

申請のありました横浜市寡婦（夫）
次のとおり通知します。

対象事業名に

- 5 一時保育事業（認可保育所）利用料
- 6 休日一時保育事業 利用料
- 7 24時間型緊急一時保育事業 利用料
- 8 病児・病後児保育事業 利用料

と記載されているか確認してください。

対象事業名	5 一時保育事業（認可保育所、幼保連携型認定こども園）利用料 6 休日一時保育事業 利用料 7 24時間型緊急一時保育事業 利用料 8 病児・病後児保育事業 利用料
申請者氏名	横浜 一
住所	〇〇区〇〇町1-1
内容	<p>■以下のとおり寡婦（夫）控除のみなし適用の該当となります。</p> <p><input type="checkbox"/>寡婦 <input type="checkbox"/>特別寡婦 <input checked="" type="checkbox"/>寡夫</p> <p><input type="checkbox"/>以下のとおり、寡婦（夫）控除のみなし適用は非該当となります。 （理由）</p>
適用期間	平成 27 年 9 月 1 日 ~ 平成 28 年 8 月 31 日
備考	<u>市民税非課税相当</u>

施設の利用が適用期間内か確認してください。

上記の対象事業名で、備考欄に「市民税非課税相当」と記載されていれば、
減免対象者です。（市民税非課税世帯と同様の利用料としてください。）
備考欄が空欄であれば、減免対象外です。

【確認手順】

- ・寡婦（夫）控除のみなし適用通知書が提出されたら、上記のとおり「対象事業名」、「適用期間」、「備考欄」の3点を必ず確認してください。
- ・利用者から提示された「寡婦(夫)控除のみなし適用通知書」はコピーを取り、原本は利用者へ返却してください。

■ 平成27年度の実地検査の実施状況について

1 平成27年度地域型保育事業実地検査の概要

(1) 実地検査の実施施設数及び実地検査結果

対象	実施施設数	文書指導施設数	口頭指導施設数
小規模保育事業所	88施設	24施設	39施設
家庭的保育事業所	40施設		
事業所内保育事業所	3施設		

2 指摘事例

主に平成27年度の実地検査での指摘事例を紹介しています。

※点線枠内は根拠となる条例等の略称を記載していますが、原則として平成28年4月1日以降に適用されるものを記載しています。

(1) 運営に関する指摘事例

ア 事故防止対策

- 安全点検のチェック項目が作成されていなかった。または、日々の安全点検表に不備がある。
⇒子どもの目線や年齢や活動を考慮したチェック項目を作成し、毎日点検し記録すること。
- 緊急対応マニュアルが作成されていなかった。または、内容に不足が見られた。
⇒不審者対応、園外での事故対応等について、実際に即したマニュアルを作成し、職員全員に周知すること。

認可基準条例第5条、確認基準条例第32条、保育指針第5章2(2)

イ 職員の適正配置

- 配置基準※を満たしていない時間帯が日常的にあった。
- 保育に従事する者が1人である時間帯が存在する日が複数日あった。
- 土曜の保育について、1名が無資格者である日があった(A型)。
⇒保育従事者は、最低基準を満たすよう適正な配置を行うこと。また、児童の登降園時など児童の数が少ない時間帯においても常時2人以上で保育するよう努めること。

認可基準条例第23条、第30条、第32条、第35条、第48条

※配置基準・・・すべての時間帯において、配置基準を遵守する必要があります。

- ・小規模保育事業A型、事業所内保育事業A型(全員保育士)
- ・小規模保育事業B型、事業所内保育事業B型(2/3以上が保育士)
⇒0歳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人の合計数に、1人を加えた人数
例①) 0歳児3人、1・2歳児9人の場合
…(A型)保育士4人 (B型)保育士3人保育従事者1人
例②) 0歳児6人、1・2歳児13人の場合
…(A型)保育士5人 (B型)保育士4人保育従事者1人
- ・小規模保育事業C型、家庭的保育事業
⇒家庭的保育者1人につき児童3人以下、家庭的保育補助者を配置する場合は児童5人以下
例③) 児童5人の場合…家庭的保育者1人家庭的保育補助者1人
例④) 児童8人の場合…家庭的保育者3人若しくは家庭的保育者2人家庭的保育補助者1人

ウ 職員の健康診断

- 職員の健康診断が未実施、または記録が不足していた。
⇒職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務付けられているため、年に1回は職員全員が健康診断を受け、診断結果のコピーを保管すること。

認可基準条例第17条、保育指針第5章1（3）、労働安全衛生法

エ 運営規程の概要等の掲示等

- 運営規程の概要等利用申込者の選択に資する重要事項が掲示されていない。
⇒施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者の負担その他の利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
- 利用申込者と利用契約を締結していない。
⇒利用申込者とは利用開始前に利用契約を締結すること。

確認基準条例第23条、第38条、第43条

オ 登園許可証明書等用紙

- 登園許可証明書等の用紙を用意していなかった。
⇒感染症予防のため、感染症にかかった児童が登園する際には、登園許可証明書等の用紙を受け取るようにすること。

認可基準条例第14条、保育指針第5章1（3）

カ 現任研修への参加（家庭的保育事業、小規模保育事業C型のみ）

- 家庭的保育者が現任研修に3回以上出席していなかった。
⇒家庭的保育者の質の維持・向上のために現任研修には必ず3回以上参加すること。そのために代替保育士（家庭的保育者）や家庭的保育補助者を育成し信頼関係構築に努めること。

保育指針第7章3（1）、家庭的保育事業ガイドライン

キ 嘱託医（嘱託歯科医）との委託契約

- 嘱託医（嘱託歯科医）と委託契約を結んでいない、または委託契約書が整備されていない。
⇒嘱託医及び嘱託歯科医とは委託契約を結び、委託契約書を作成すること。

認可基準条例第23条、第30条、第32条、第35条、第48条

ク 非常災害に対する措置

- 消防計画、防火管理者の届出がされていない。
- 消火器の設置場所について、職員への周知が不徹底であった。
⇒消防法に基づき、消防計画や防火管理者の届出を行うこと。また、消火器の設置場所等については、消火訓練時等に職員への周知を十分に行うこと。

認可基準条例第7条、消防法第8条

(2) 保育に関する指摘事例

ア 保育の計画

- 指導計画（年間、月間）に自己評価の記録がなかった。
⇒保育実践と子どもの育ちを振り返り、次の保育に向けて改善を図り保育の質の向上を目指すことを心がけること。また、自ら計画、実施した保育について自己評価した保育士の自己評価を基に、組織的・継続的に保育所の自己評価を行い保育の質の向上を図ること。

認可基準条例第 5 条、確認基準条例第 45 条、保育指針第 4 章 2（1）

イ デイリープログラム

- デイリープログラムに保育者の配慮及び準備などの記載がない。
⇒デイリープログラムに保育者の配慮及び準備などを記載し、職員間で共通認識を持ち保育の標準化を図り、子どもが安定した一日を過ごせるようにすること。

保育指針第 3 章 1（1）

ウ 保育に必要な用具

- 自由に手に取れるおもちゃなどが少ない。
⇒子どもはおもちゃなどに自ら関わり、満足するまで触って遊ぶことで外界に対する好奇心や関心を持つようになるので、子どもが興味を持ち関わってみたいと思うようなおもちゃなどを子どもが自ら手に取れるように設定すること。

認可基準条例第 29 条、第 34 条、保育指針第 3 章 1（2）

エ 睡眠時の呼吸確認

- 睡眠時の呼吸確認が事務や作業の傍ら行われている。
⇒乳幼児突然死症候群などの予防の観点から、睡眠時全ての時間帯（午前寝、午睡など）において細心の注意を払い、年齢に即した適切な時間間隔で、一人ひとりの呼吸確認を行うとともに記録すること。

認可基準条例第 25 条、保育指針第 3 章 2（2）、市通知（安全対策）

(3) 給食・栄養に関する指摘事例

ア 適切な給食の提供

- 土曜日の給食について、施設内で調理したものではなく、既製品を提供していたことが確認された。
- 育児用のミルクを施設で準備していなかった。
⇒土曜日の給食についても、平日と同様に施設内で調理したものを提供すること。
育児用のミルクについても、施設で準備したものを提供すること。
- 児童が使用するフォーク、スプーンや哺乳瓶等を持参させていた。
⇒食器については、各施設で洗浄・消毒したものを用意し、適切な給食を提供すること。

認可基準条例第 15 条、家庭的保育事業等における給食運営

イ 適切な栄養管理

- 予定献立表がない、または献立表は作成されているが、児童1人分の分量、総使用量の記録がなかった。
- 午前午後のおやつ献立表と記録がなかった。
- 給食に関する会議の記録がなかった。

⇒「家庭的保育事業等における給食運営」に基づき、適切な栄養管理を行うこと。

認可基準条例第15条、家庭的保育事業等における給食運営

ウ 適切な安全・衛生管理

- 作業前後の水道水の確認、冷蔵庫・冷凍庫の温度計測、中心温度の計測、調理服及び履物の着用、原材料の保存（50gずつ、-20℃以下で2週間以上）が確認できなかった。
- 年2回の害虫駆除を実施していなかった（実施している場合でも記録がなかった）。

⇒「家庭的保育事業等における給食運営」に基づき、適切な安全・衛生管理を行うこと。

認可基準条例第15条、家庭的保育事業等における給食運営

エ 職員の健康管理

- 調理員及び保育士等従事者の検便検査未実施が確認された。

⇒児童の処遇に直接関わる職員は、毎月1回以上の検便検査（O-157検査含む）を実施すること。

認可基準条例第17条

・指導根拠となる法令等（主なもの）の略称（及び正式名称）一覧

略称	正式名称
認可基準条例	横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例 (平成26年9月25日 横浜市条例第47号)
確認基準条例	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 (平成26年9月25日 横浜市条例第48号)
保育指針	保育所保育指針 (平成20年3月28日 厚生労働省告示第141号)
市通知(安全対策)	保育施設における児童の安全対策等の徹底について (平成26年6月26日 こ保運第1052号)

※認可基準条例（横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例）及び確認基準条例（横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例）の詳細は、市ホームページよりご覧いただけます。

・認可基準条例全文⇒ <http://www.city.yokohama.jp/me/reiki/honbun/ag20218281.html>

・確認基準条例全文⇒ <http://www.city.yokohama.jp/me/reiki/honbun/ag20218291.html>

（平成27年9月末現在、平成27年10月1日以降施行の改正部分はまだ反映されていません）

平成 28 年度 地域型保育事業実地検査実施方針

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されましたが、28 年度も引き続き、児童の安全と適正な施設の運営を担保するため、児童福祉法、子ども・子育て支援法等の関係法令及び横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例や要綱等に基づき、次の重点事項を中心に実地検査を実施します。併せて、今年度の実地検査での指摘事項の改善状況を確認し、継続的な指導を行います。

(実地検査の重点事項)

1 適正な施設運営の確保

- (1) 子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止に関してマニュアル等が整備されているか。また、事故発生時の原因究明を十分行い、職員の協力体制のもと事故の再発防止策が講じられているか。
- (2) 地震、火災及び風水害等の非常災害時の対応マニュアルを整備し、職員会議等で職員に周知され、共通理解が図られているか。また、職員が緊急時に具体的な対応ができるよう訓練が行われているか。
- (3) 職員の離職率が高くなっていないか。また、多くの職員が替わる場合に、保護者への事前説明を行い、意見を聴く機会を設けるなど、保護者との信頼関係を構築するための対応は適切に行われているか。
- (4) 新制度に基づいた運営規程の作成、重要事項の説明（施設内の掲示含む）、利用契約の締結などを行っているか。

2 適切な教育・保育の提供と支援の確保

- (1) 乳幼児突然死症候群（SIDS）等の事故防止について、全ての睡眠時間帯で年齢に即した適切な時間間隔で一人ひとりの呼吸確認を行っているか。
- (2) 全ての職員による適切な役割分担と協力体制が整えられているか。担当職員が替わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意しつつ、教育・保育の継続性が保てるよう十分な引継ぎがなされているか。
- (3) 指導計画等が適切に作成され、計画に基づいた教育・保育の提供が実施されているか。
- (4) 子どもの活動が豊かに展開されるよう、施設の設備や環境を整え、保健的環境を維持しているか。また、感染症等が発生又はまん延しないよう予防対策を講じるなど衛生管理に努めているか。
- (5) 園外活動時の事故防止のため、引率職員の役割分担や危険箇所の事前確認ができており、子どもの状態等に応じて職員間の連携が図られているか。
- (6) 給食の献立は、変化に富み、子どもの健全な発育に必要な給与栄養量が確保され、かつ身体的状況及び嗜好が考慮されているか。
- (7) 食物アレルギーのある子どもに対してマニュアルに沿った適切な対応が図られており、全ての職員にその対応策が徹底されているか。

平成 28 年度

**地域型保育事業
実地検査の着眼点**

横 浜 市
こども青少年局保育・教育運営課

目 次

I 施設・事業の運営	
1 運営規程等 4
2 施設・設備の管理 4
3 非常災害対策 4
4 衛生管理 4
5 事故防止及び安全対策 5
6 利用料等 5
II 職員の状況	
1 職員配置 5
2 職員の処遇 5
III 業務の質の評価・苦情解決等の取組	
1 業務の質の評価 6
2 苦情への対応 6
IV 利用乳幼児の処遇・秘密保持	
 6
V 保育の内容(保育所保育指針関係)	
 6
VI 給食・食事	
 7

根拠法令について

● 横浜市条例・要綱等

省 略 標 記	正 式 名 称		公 布 年 月 日	最 近 改 正
認可基準条例	横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例		平成 26 年 9 月 25 日	平成 27 年 12 月 25 日
確認基準条例	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例		平成 26 年 9 月 25 日	
市認可・確認要綱	横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱		平成 27 年 3 月 26 日	
安全対策の徹底について	保育施設における児童の安全対策等の徹底について	こ保運第 1052 号	平成 26 年 6 月 26 日	

● 関係法令等

省 略 標 記	正 式 名 称		公 布 年 月 日	最 近 改 正
消防法	消防法	法律第 186 号	昭和 23 年 7 月 24 日	平成 26 年 6 月 13 日
労基法	労働基準法	法律第 49 号	昭和 22 年 4 月 7 日	平成 27 年 5 月 29 日
労働安全衛生法	労働安全衛生法	法律第 57 号	昭和 47 年 6 月 8 日	平成 27 年 5 月 7 日
学校保健安全法	学校保健安全法	法律第 56 号	昭和 33 年 4 月 10 日	平成 27 年 6 月 24 日

● 通知等

省 略 標 記	正 式 名 称		公 布 年 月 日	最 近 改 正
保育指針	保育所保育指針	厚生労働省告示第 141 号	平成 20 年 3 月 28 日	
感染症対策ガイドライン	「保育所における感染症対策ガイドライン」について	雇児保発 0817 第 2 号	平成 21 年 8 月 17 日	平成 24 年 11 月 30 日
アレルギー対応ガイドライン	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」について	雇児保発 0317 第 1 号	平成 23 年 3 月 17 日	
—	家庭的保育事業等における給食運営	—	—	—

項目	着 眼 点	根拠法令等
I 施設・事業の運営		
1 運営規程等		
(1)運営規程	施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	認可基準条例第18条 確認基準条例第46条
(2)重要事項の説明	あらかじめ保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者の負担等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。また、施設内に掲示しているか。	確認基準条例第23条、38条
(3)運営委員会の設置	社会福祉事業の知識経験を有する者、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会を設置しているか。(社会福祉法人及び学校法人以外が設置する小規模保育事業及び事業所内保育事業のみ)	市認可・確認要綱第12条
2 施設・設備の管理		
(1)一般原則	事業所に必要な設備が設けられているか。 施設の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び危害防止に十分考慮しているか。	認可基準条例第5条 市認可・確認要綱
(2)設備の基準	乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、調理設備、便所、手洗用設備、屋外遊戯室が整備され、基準に定められた構造、設備 になっているか。	認可基準条例第22条、29条、34条、44条 市認可・確認要綱
	乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場は、基準の面積以上となっているか。	
3 非常災害対策		
(1)消防設備	消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けているか。	認可基準条例第7条
(2)非常災害対応	地震や火災、風水害などの非常災害時の対応マニュアルや具体的な計画を策定し、職員に周知され、共通理解が図られているか。	認可基準条例第7条 消防法第8条
(3)避難訓練及び消火訓練	避難訓練及び消火訓練を毎月実施しているか。	認可基準条例第7条
4 衛生管理		
(1)感染症及び食中毒への衛生管理	感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないようにマニュアルの整備など、必要な措置を講じているか。また、職員会議や研修で職員に周知され、共通理解が図られているか。	認可基準条例第14条 感染症対策ガイドライン
	感染症発生時に嘱託医や関係機関へ速やかに連絡し、その指示に従っているか。	
(2)飲用水等の衛生管理	利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置が講じられているか。	認可基準条例第14条

項目	着 眼 点	根拠法令等
5 事故防止及び安全対策		
(1)事故防止のための措置	事故の発生又はその再発を防止するため、事故が発生した場合の対応、報告方法等が記載された事故防止のためのマニュアルが整備されているか。 保育中の事故防止のため、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りが図られているか。	認可基準条例第5条 確認基準条例第32条 保育指針第5章2(2)
(2)不審者対応訓練	外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練が実施されているか。	認可基準条例第7条 保育指針第5章2(2)
(3)事故発生時の対応	事故が発生した場合、速やかに区役所、家族等に連絡し、必要な措置を講じているか。また、事故の状況を記録、報告して、原因分析を行い、職員に周知徹底する体制を整備しているか。	確認基準条例第32条 保育指針第5章2(2)
(4)食物アレルギー対応	マニュアルの整備等、適切な対応が図られ、全ての職員にその対応策が徹底されているか。	保育指針第5章3(4) アレルギー対応ガイドライン
6 利用料等		
(1)利用料	特定地域型保育に係る利用者負担額以外の、特定地域型保育事業者が提供するサービスに係る利用料は、適正な金額か。あらかじめ、保護者に用途、金額、理由等を文書で説明し、同意を得ているか。	確認基準条例第43条
(2)給付費等の額に係る通知	特定教育・保育に係る地域型保育給付費の支給を受けた場合に、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る給付費の額を通知しているか。	確認基準条例第14条
II 職員の状況		
1 職員配置		
(1)職員配置	保育士、保育従事者、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を配置し、市基準の職員数がすべての時間帯において確保されているか。 適切な特定教育・保育を提供できるよう職員の勤務体制を整えているか。	認可基準条例第23条、30条、32条、35条、48条 確認基準条例第21条 市認可・確認要綱
2 職員の処遇		
(1)職員等給与	職員の給与は、勤務実態に即して支給されているか。	労基法
(2)就業規則、給与規程	正規の手続きを経た就業規則、給与規程を作成しているか。(常時10人以上の職員を使用する事業所は必須)	認可基準条例第19条 労基法第89条
(3)職員関係帳簿の整備	職員の資格証明書、履歴書、雇用契約書又は労働条件通知書、労働者名簿を整備しているか。	認可基準条例第19条 労基法第107条
	給与(賃金)台帳を整備しているか。	認可基準条例第19条 労基法第108条
(4)職員研修	職員の資質向上のため、計画的に研修機会を確保しているか。	認可基準条例第9条 確認基準条例第47条
(5)職員の健康診断	職員の健康診断が適正に行われているか。	認可基準条例第17条 労働安全衛生法第66条

項目	着 眼 点	根拠法令等
III 業務の質の評価・苦情解決等の取組		
1 業務の質の評価		
(1)自己評価	保育士等は保育の計画や記録等を通して、自己評価しているか。	認可基準条例第5条 確認基準条例第45条 保育指針第4章2
2 苦情への対応		
(1)苦情への対応	苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決の仕組みが整備され、周知されているか。	認可基準条例第21条 確認基準条例第30条
	保護者等からの苦情や要望を記録し、第三者委員に報告する等、苦情解決の仕組みに基づき、迅速かつ適切に対応しているか。	
IV 利用乳幼児の処遇・秘密保持		
(1)利用乳幼児を平等に取扱う原則	国籍、信条、社会的身分等により差別的取扱いをしていないか。	認可基準条例第11条 確認基準条例第24条
(2)虐待等の禁止	家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 (法第33条の10各号(禁止行為):暴行、わいせつな行為、ネグレクト、暴言、拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動等)	認可基準条例第12条 確認基準条例第25条
(3)懲戒に係る権限の濫用禁止	家庭的保育事業者等は、懲戒に関し当該利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を乱用していないか。	認可基準条例第13条 確認基準条例第26条
(4)秘密保持等	業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置が講じられているか。	認可基準条例第20条 確認基準条例第27条
V 保育の内容(保育所保育指針関係)		
(1)全ての職員による適切な役割分担と協力体制が整えられているか。また、多くの職員が替わる場合に、職員と児童、保護者との信頼関係の構築が図られているか。		確認基準条例第21条 保育指針第3章2(2)、第4章1(2)、第6章2
(2)乳幼児突然死症候群(SIDS)について、適切な時間間隔で一人ひとりの呼吸確認を行うなど、事故防止対策が採られているか。		安全対策の徹底について 第5章2(2)

項目	着眼点	根拠法令等
(3)子どもの人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重した保育を行っているか。		認可基準条例第5条 確認基準条例第3条 保育指針第1章4
(4)保育課程、指導計画等が作成され、適切に実施されているか。		保育指針第4章1(1)、(2)
(5)障害のある子どもの保育について指導計画の中に位置付けているか。		保育指針第4章1(3)
(6)保育の記録が明らかにされる帳簿が整備されているか。また、完結の日から5年間保存しているか。		認可基準条例第19条 確認基準条例第12条、第49条
(7)保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等について当該保護者の理解及び協力を得るよう努めているか。		認可基準条例第26条 確認基準条例第17条 保育指針第6章2
(8)年2回の定期健康診断を、学校保健安全法に準じて行っているか。		認可基準条例第17条 学校保健安全法 保育指針第5章1(2)
VI 給食・食事		
(1)施設内で調理しているか。又は、調理業務を外部委託や連携施設からの搬入をしている場合、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保されているか。		認可基準条例第15条 家庭的保育事業等における給食運営
(2)利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものであるか。		認可基準条例第15条 家庭的保育事業等における給食運営
(3)食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものになっているか。 また、調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。		認可基準条例第15条 家庭的保育事業等における給食運営
(4)家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。		認可基準条例第15条 家庭的保育事業等における給食運営
(5)家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意が払われているか。		認可基準条例第17条

地域型保育事業者 各位

こども青少年局保育・教育運営課
運営指導等担当課長

地域型保育事業の平成 27 年度決算書類の提出について（依頼）

日頃より、本市の保育行政に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、平成 27 年度から地域型保育事業が児童福祉法における認可事業となり、初めての年度末を迎えます。地域型保育事業には保育所のような給付費の用途制限等はないため、区の実地検査での確認ではなく、こども青少年局へ決算書類の提出をしていただき、会計面の確認を行いたいと考えています。

つきましては、下記のとおり決算書類を提出していただきますようよろしくお願いいたします。

★提出を求める書類

共通⇒・残高証明書や通帳の写し等期末の財産の確認ができる書類【27 年度末】
・借入金明細書【27 年度末】

個人⇒・各事業（保育室）の収支計算書【27 年度】

法人⇒各事業（保育室）の
・収支計算書【27 年度】
・貸借対照表【27 年度末】
・基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書【27 年度末】
法人会計に係る
・貸借対照表【27 年度末】
・収支計算書又は損益計算書【27 年度】
・キャッシュフロー計算書【27 年度】

★提出期限 平成 28 年 6 月 30 日（木）【毎年度 6 月末を提出期限とします】

★提出先 〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
こども青少年局保育・教育運営課運営指導係

※書類受付後の対応

地域型保育事業には用途制限はありませんが、人件費・管理費・事業費以外の支出が常識を超えて多い場合（人件費比率が低すぎる場合や当期末支払資金残高が収入の 30%以上ある場合等も含む）や簡易財務分析の結果、経営状態が厳しい場合は、ヒアリングをするなどの対応を行う予定です。

担 当：こども青少年局保育・教育運営課
運営指導係地域型保育事業担当